

平成 30 年度

東京都水防計画



目 次

第1章 総則	1 - 1
1. 1 目的	1 - 1
1. 2 東京都地域防災計画との関係	1 - 1
1. 3 用語の解説	1 - 2
第2章 水防組織と責任	2 - 1
2. 1 東京都下の水防組織	2 - 1
2. 2 都の水防組織	2 - 1
2. 3 東京都水防本部の組織	2 - 2
2. 4 水防関係機関一覧表	2 - 3
2. 5 水防の責任等	2 - 12
2. 6 水防訓練等	2 - 14
2. 7 河川管理者の協力	2 - 14
2. 8 下水道管理者の協力	2 - 14
第3章 水防時の態勢	3 - 1
3. 1 都の態勢	3 - 1
3. 2 水防管理団体の態勢	3 - 2
3. 3 消防機関の態勢	3 - 2
第4章 水防活動	4 - 1
4. 1 都及び水防管理団体等の水防活動	4 - 1
4. 2 水防活動時に活用する情報の種類	4 - 2
4. 3 水防活動時の情報伝達の原則	4 - 2
4. 4 気象情報の伝達	4 - 3
4. 5 雨量・水位等の観測・監視	4 - 17
4. 6 発表する河川等の情報	4 - 19
4. 6. 1 洪水予報河川（国管理）	4 - 21
4. 6. 2 洪水予報河川（都管理）	4 - 30
4. 6. 3 水位周知河川（国管理）	4 - 38
4. 6. 4 水位周知河川（都管理・県管理）	4 - 39
4. 6. 5 水防警報河川（国管理）	4 - 50
4. 6. 6 水防警報河川（都管理・県管理）	4 - 59
4. 7 河川等の巡視	4 - 64
4. 8 水防上注意を要する箇所	4 - 64
4. 9 他の水防機関との連絡・調整	4 - 65
4. 10 水防活動時の留意点	4 - 65
4. 10. 1 安全対策	4 - 65
4. 10. 2 優先通行	4 - 65
4. 10. 3 緊急通行	4 - 65
4. 10. 4 警戒区域の設定	4 - 65
4. 10. 5 援助・応援	4 - 65
4. 10. 6 居住者に対する水防従事命令	4 - 66
4. 10. 7 公用負担	4 - 66
4. 10. 8 水防活動に対する自衛隊の災害派遣	4 - 66
4. 11 決壊に際しての措置	4 - 66
4. 11. 1 決壊の通知	4 - 66
4. 11. 2 決壊後の措置	4 - 66

4.12	避難のための立退	4-66
4.13	費用負担	4-66
4.14	土砂災害警戒情報の発表	4-67
第5章	水防活動等に関する情報伝達及び報告	5-1
5.1	巡視等水防活動の報告	5-2
5.2	避難勧告等の発表についての報告	5-3
5.3	一般資産の浸水被害についての報告	5-3
5.4	土砂災害発生についての報告	5-4
5.5	公共土木施設被害についての報告	5-4
第6章	通信連絡	6-1
6.1	通信施設	6-1
6.2	通信方法	6-3
6.3	防災行政無線系統図	6-10
6.4	通信優先利用	6-11
第7章	水門等の操作	7-1
7.1	水門、排水機場等の操作	7-1
7.2	水門等の操作時の情報伝達	7-1
7.3	水門、閘門、排水機場等	7-2
7.4	水門、排水機場等の操作について	7-9
7.5	水門、排水機場等の操作に伴う情報伝達系統図	7-9
7.6	都内の水門操作状況一覧伝達系統図	7-22
第8章	水防工法及び水防資器材等の整備、運用	8-1
8.1	水防工法	8-1
8.2	水防資器材の整備	8-1
8.3	移動式排水ポンプの配備	8-3
第9章	防災情報の提供	9-1

東京都水防計画についての問合せ先
 東京都建設局河川部防災課防災総括担当
 電話：03-5320-5164（直通）

第1章 総 則

1.1 目的

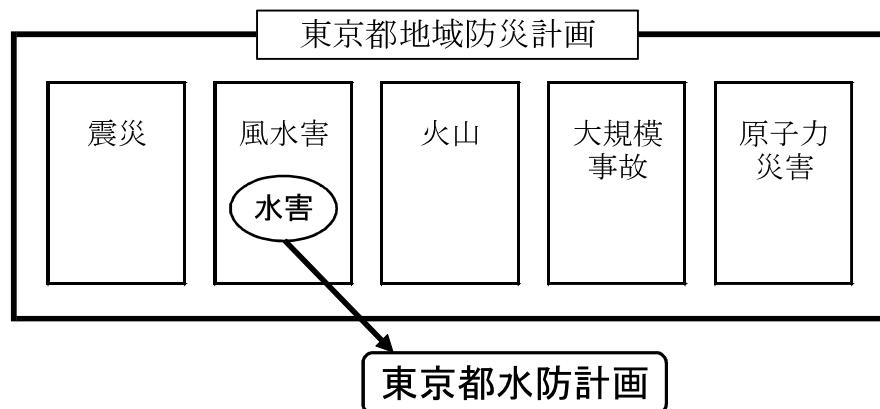
この計画は、水防法¹第7条に基づき、洪水、高潮、内水、津波等による水害を防ぎよし、被害を軽減することを目的として、東京都内の水防業務及びその円滑な実施のための必要な事項を規定するものである。

この水防計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを変更しその要旨を公表する。(法7①、③、⑤)²

なお、土砂災害に対応する必要性もあることから、土砂災害警戒情報についても本計画に記載する。

1.2 東京都地域防災計画との関係

東京都地域防災計画³は風水害対策計画を定めているが、このうち水防活動に関する具体的な事項については、本計画において定めるものと規定されている。



¹ 水防法：昭和24. 6. 4 法律第193号

² 法7①、②、③：水防法第7条第1、2、3項を意味する凡例（以後、同様）

³ 災害対策基本法第40条の規定により、東京都下における防災に関する基本的事項を総合的に定めた計画である。

第1章 総則

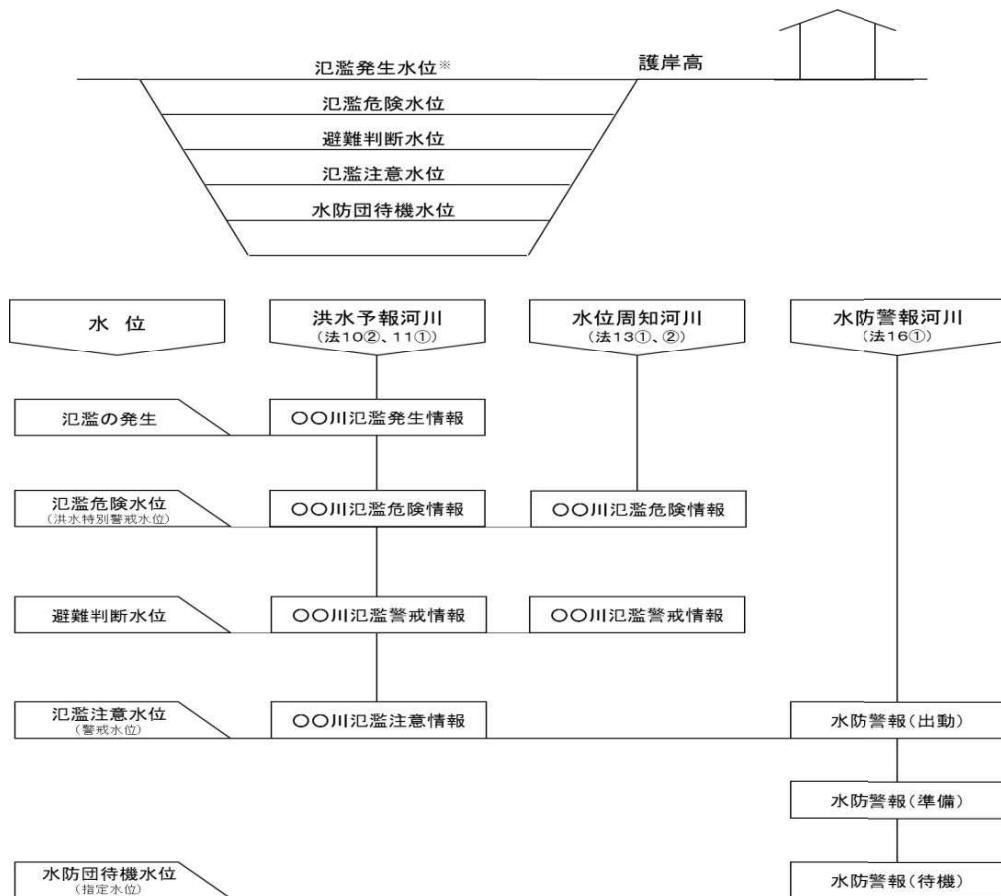
1.3 用語の解説

水防上、基本的かつ重要な用語について、次のように解説する。

水防活動	洪水や高潮の場合に、河川の巡視をし、危険な場合には土のうを積んだり、シートを設置する。このような水害の被害を未然に防止・軽減する活動を総称して水防活動という。
水防管理団体・水防管理者	水防管理団体とは、水防の責任を有する区市町村をいい、水防管理者とは区市町村の長をいう。(法2②、③)
水防団	水防管理団体が、水防活動を行うために設置するものである。(法5①) 東京都において水防団単独の組織はないので、水防活動は消防機関(東京消防庁、市町村消防本部、消防団)等が分担して行っている。
東京都水防本部	洪水・高潮等により災害が発生するおそれがある場合に、東京都における水防を総括するため東京都建設局に設置する。(本部長:建設局長)
水防計画	円滑な水防活動の実施のために必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送、水門等の操作や水防管理団体同士の協力、応援、水防施設や資器材の整備、運用に関する計画で、水防協議会に諮り決定される。(法2⑥、法7)
水防協議会	水防計画の内容、その他水防について重要な事項を審議するために設置するもの。東京都では毎年4月に開催している。(法8)
洪水予報河川	洪水のおそれがあるという情報を都民に提供する河川をいう。(法10②、法11①) 都管理河川では神田川、目黒川、渋谷川・古川、野川・仙川、芝川・新芝川、国管理河川では利根川上流部、江戸川、中川、綾瀬川、荒川、入間川、多摩川、浅川が対象河川。 対象河川では気象庁が降水量等を、都(または国土交通省)が河川水位等を予測し、洪水予報を気象庁と都(または国土交通省)が共同で発表する。
氾濫発生情報 (洪水警報)	河川の氾濫が発生すると発表する。
氾濫危険情報 (洪水警報)	都管理河川の神田川、渋谷川・古川、目黒川、野川・仙川では、概ね1時間後に、氾濫発生水位に到達すると見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。 国管理河川及び芝川・新芝川では、氾濫危険水位に到達したときに発表する。 都管理河川の神田川、渋谷川・古川、目黒川、野川・仙川では、水位の変動が激しいため、氾濫危険情報のみを発表する。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位に達すると見込まれたときに発表する。
氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。
水位周知河川	洪水予報河川以外の河川で、洪水のおそれがある河川の水位情報を都民に提供する河川をいう(法13①、②) 都管理河川では、石神井川、善福寺川、妙正寺川、境川、鶴見川、恩田川、真光寺川、国管理河川では大栗川が対象河川。 対象河川ではあらかじめ定めてある氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したときに、都(または国土交通省)が氾濫危険情報を発表する。
氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したときに発表する。
洪水特別警戒水位	洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位(法13①、②)
水位周知下水道	内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等をいう(法13-2①、②) 指定した下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位(雨水出水特別警戒水位)に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。 ※平成30年4月現在、東京都では指定していない。
雨水出水特別警戒水位	内水による災害の発生を特に警戒すべき水位(法13-2①、②)

水位周知海岸	高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸をいう(法13-3①、②) 指定した海岸の水位があらかじめ定めた高潮氾濫危険水位(高潮特別警戒水位)に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。 ※平成30年4月現在、東京都では指定していない。
高潮特別警戒水位	高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位(法13-3①、②)
水防警報河川	洪水のおそれがあるときに、水防活動に入るための河川の水位情報を水防管理団体・水防団に対し提供する河川をいう。(法2⑧、法16①) 都管理河川では境川、鶴見川、恩田川、真光寺川、国管理河川では江戸川、旧江戸川、中川、綾瀬川、荒川、隅田川、多摩川、浅川、大栗川が対象河川。 対象河川ではあらかじめ定めてある水位に達したときに、都(または国土交通省)が水防警報を発表する。
土砂災害警戒情報	大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、区市町村が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、区市町村ごとに都と気象庁が共同で発表する。(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法27、気象業務法11)

【水位概念図】



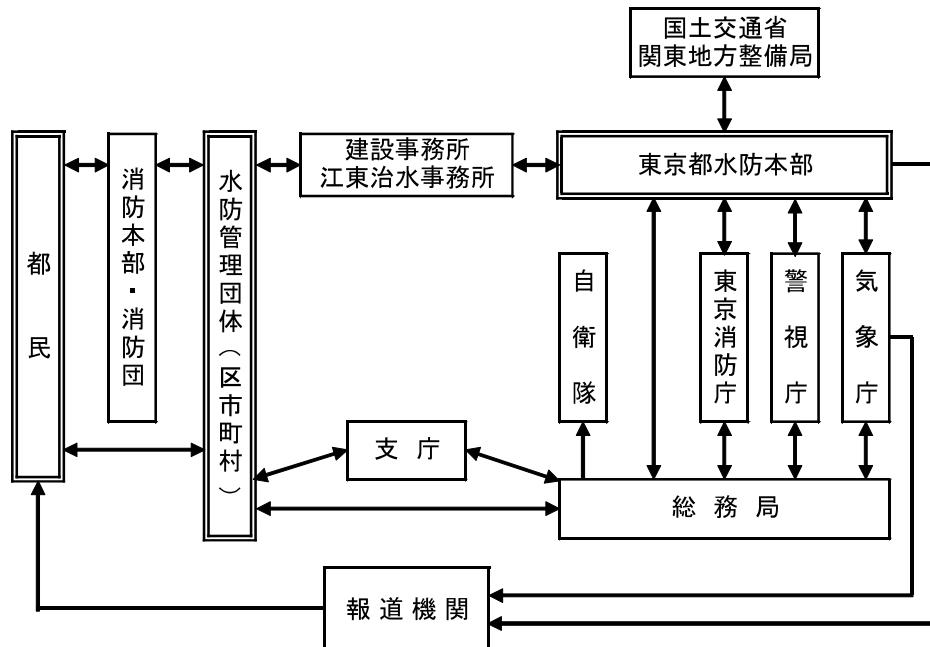
用語の解説

氾濫発生水位	水位観測所の近辺において、河川から水が溢れ、家屋浸水等の被害が発生する水位
氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こる恐れがある水位
避難判断水位	洪水による被害の発生を特に警戒すべき水位
氾濫注意水位	水害を未然に防ぐため各水防機関が出動する目安となる水位
水防団待機水位	水防警報河川において、各水防機関が水防活動に対して準備する水位

第2章 水防組織と責任

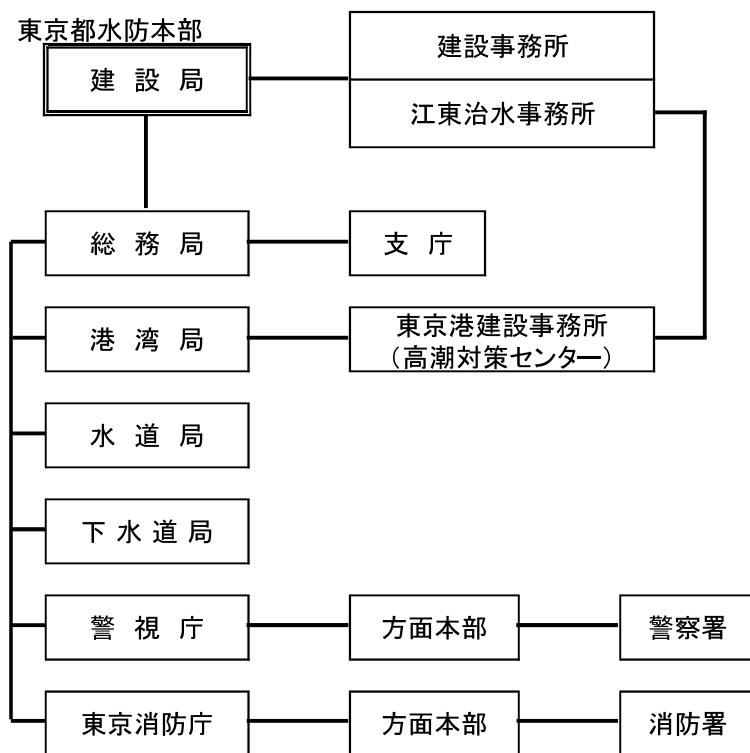
2.1 東京都下の水防組織

洪水又は高潮の際には、東京都、水防管理団体、国土交通省、気象庁、警視庁、東京消防庁等関係機関が水防に当たるものとする。



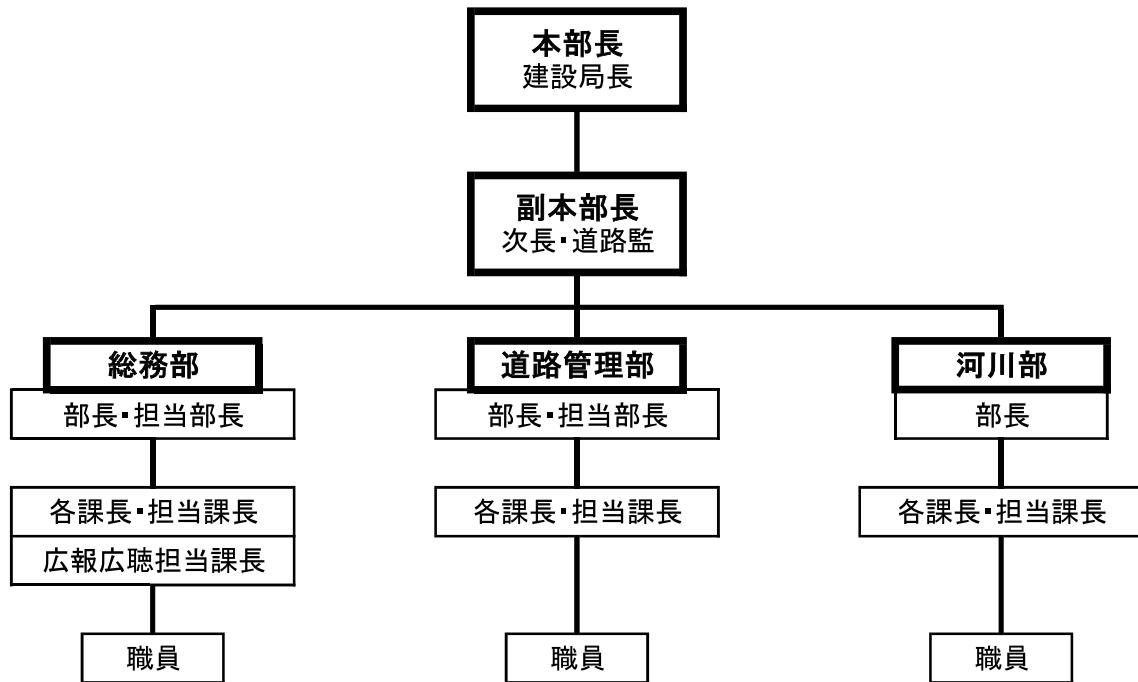
2.2 都の水防組織

水防に関する都の組織は以下のとおりである。



2.3 東京都水防本部の組織

東京都建設局に水防本部を設置した場合の組織図は次のとおりである。



第2章 水防組織と責任

2.4 水防関係機関一覧表

1. 水防本部

名称	所在地	担当部課	NTT電話 無線電話	NTT FAX 無線FAX
東京都水防本部	新宿区西新宿 2-8-1	防災対策室	03-5320-5435 70972, 70983	(受信優先) 03-5388-1535 (送信優先) 03-5388-1534 70098, 70071

2. 建設事務所、支庁

名称	所在地	担当課担当名	NTT電話 無線電話	NTT FAX 無線FAX
第一建設事務所	中央区明石町 2-4	工事課工務担当	03-3542-1292 75411	03-3541-7678 75401
第二建設事務所	品川区広町 2-1-36	工事第二課工務担当	03-3774-6658 75511	03-3774-0328 75501
第三建設事務所	中野区中野 4-8-1	工事第二課工務担当	03-3387-5137 75611	03-3387-8851 75601
第四建設事務所	豊島区南大塚 2-36-2	工事第二課工務担当	03-5978-1734 75711	03-5978-1748 75701
第五建設事務所	江東区亀戸 2-10-7	工事課工務担当	03-5875-1438 75811	03-3637-1584 75801
第六建設事務所	足立区千住東 2-10-10	工事課工務担当	03-3882-1408 75911	03-3882-1228 75901
西多摩建設事務所	青梅市東青梅 3-20-1	工事第二課工務担当	0428-22-7315 83011	0428-22-7994 83001
南多摩東部建設事務所	町田市中町 1-31-12	工事課工務担当	042-720-8641 83111	042-720-6563 83101
南多摩西部建設事務所	八王子市明神町 3-19-2	工事課工務担当	042-643-2648 83211	042-648-9399 83201
北多摩南部建設事務所	府中市緑町 1-27-1	工事第二課工務担当	042-330-1845 83311	042-369-3890 83301
北多摩北部建設事務所	立川市柴崎町 2-15-19	工事第二課工務担当	042-540-9521 83411	042-525-9746 83401
江東治水事務所 (水門管理センター)	江東区清澄 1-2-37 先	水門管理課 運転監視担当	03-5620-2490 87891	03-5620-2491 87890
大島支庁	大島町元町字オノンダシ 222-1	土木課維持工事担当	04992-2-4441 84611	04992-2-2770 84601
三宅支庁	三宅村伊豆 642	土木港湾課 維持工事担当	04994-2-1313 84711	04994-2-0232 84701
八丈支庁	八丈町大賀郷 2466-2	土木課管理担当	04996-2-1114 84811	04996-2-4058 84801
小笠原支庁	小笠原村父島字西町	土木課工務担当	04998-2-2123 84911	04998-2-2302 84901

3. 水防管理団体

名称	担当部課名		NTT電話 無線電話	NTT FAX 無線FAX
千代田区	環境まちづくり部 道路公園課	(水防担当)	03-5211-4239	03-3264-4792
	政策経営部 災害対策・危機管理課	(避難勧告等発令担当)	03-5211-4187 73011	03-3264-1673 73001
中央区	環境土木部 環境政策課	(水防担当)	03-3546-5402 73171	03-3546-5639
	総務部 危機管理課	(避難勧告等発令担当)	03-3546-5087 73111	03-3546-5708 73101
港区	街づくり支援部 土木課	(水防担当)	03-3578-2313 03-3578-2546 (夜間・休日)	03-3578-2369 03-3578-2534 (夜間・休日)
	防災危機管理室 防災課	(避難勧告等発令担当)	03-3578-2541 03-3578-2546 (夜間・休日) 73211	03-3578-2539 03-3578-2534 (夜間・休日) 73201
新宿区	みどり土木部 道路課	(水防担当)	03-5273-3525 73371	03-3209-5595
	危機管理担当部 危機管理課	(避難勧告等発令担当)	03-5273-4592 73311	03-3209-4069 73301
文京区	土木部 管理課	(水防担当)	03-5803-1241	03-5803-1359
	危機管理室 防災課	(避難勧告等発令担当)	03-5803-1179 73411	03-5803-1344 73401
台東区	都市づくり部 道路管理課	(水防担当)	03-5246-1302	03-5246-1319
	危機管理室 危機・災害対策課	(避難勧告等発令担当)	03-5246-1092 73511	03-5246-1099 73501
墨田区	都市整備部 都市整備課	(水防担当)	03-5608-6290	03-5608-6409
	都市計画部 危機管理担当防災課	(避難勧告等発令担当)	03-5608-6206 73611	03-5608-6425 73601
江東区	土木部 河川公園課	(水防担当)	03-3647-2538	03-3647-9216
	総務部危機管理室 防災課	(避難勧告等発令担当)	03-3647-9584 03-3647-9105 (夜間・休日) 73711	03-3647-8440 03-3647-9105 (夜間・休日) 73701
品川区	防災まちづくり部 防災課	(水防担当) (避難勧告等発令担当)	03-5742-6695 03-3777-1111 (夜間・休日) 73811	03-3777-1181 73801
目黒区	都市整備部 土木工事課	(水防担当)	03-5722-9775	03-3712-5129
	危機管理室 防災課	(避難勧告等発令担当)	03-5723-8488 73911	03-5723-8725 73901
大田区	都市基盤整備部 都市基盤管理課	(水防担当)	03-5744-1304	03-5744-1527
	総務部 防災危機管理課	(避難勧告等発令担当)	03-5744-1611 74011	03-5744-1519 74001

第2章 水防組織と責任

名称	担当部課名		NTT電話 無線電話	NTT FAX 無線FAX
世田谷区	土木部 土木計画課	(水防担当)	03-5432-2580	03-5432-3026
	危機管理室 災害対策課	(避難勧告等発令担当)	03-5432-2262 74111	03-5432-3014 74101
渋谷区	土木清掃部 管理課	(水防担当)	03-3463-2773	03-5458-4908
	危機管理対策部 防災課	(避難勧告等発令担当)	03-3498-9409 74211	03-3498-9410 74201
中野区	都市基盤部 防災分野	(水防担当) (避難勧告等発令担当)	03-3228-8823 03-3385-7161(夜間・休日) 74311	03-3228-5658 03-3228-8941(夜間・休日) 74301
杉並区	都市整備部 土木計画課	(水防担当)	03-5307-0739	03-3316-2470
	危機管理室 防災課	(避難勧告等発令担当)	03-5307-0705 74411	03-3312-9402 74401
豊島区	都市整備部 道路整備課	(水防担当)	03-3981-4878	03-3981-1008
	総務部 防災危機管理課	(避難勧告等発令担当)	03-3981-2100 74511	03-3981-5018 74501
北区	土木部 道路公園課	(水防担当)	03-3908-9213	03-3908-1291
	危機管理室 防災課	(避難勧告等発令担当)	03-3908-8184 74611	03-3908-4016 74601
荒川区	防災都市づくり部 道路公園課	(水防担当)	03-3802-0714	03-3802-6230
	区民生活部 防災課	(避難勧告等発令担当)	03-3803-8711 74711	03-5810-6262 74701
板橋区	土木部 計画課	(水防担当)	03-3579-2520	03-3579-4057
	危機管理室 防災危機管理課	(避難勧告等発令担当)	03-3579-2159 74811	03-3963-0150 74801
練馬区	土木部 道路公園課	(水防担当)	03-5984-1343	03-5984-1224
	危機管理室 危機管理課	(避難勧告等発令担当)	03-5984-2762 74911	03-3993-1194 74901
足立区	都市建設部 企画調整課	(水防担当)	03-3880-5478	03-3880-5719
	危機管理部 災害対策課	(避難勧告等発令担当)	03-3880-5836 75011	03-3880-5607 75001
葛飾区	都市整備部 調整課	(水防担当)	03-3695-1197	03-3697-1660
	地域振興部 防災課	(避難勧告等発令担当)	03-3695-1195 75111	03-5698-1503 75101
江戸川区	土木部 施設管理課	(水防担当)	03-5662-1884 75271	03-3652-9858
	危機管理室 防災危機管理課	(避難勧告等発令担当)	03-5662-2037 75211	03-3652-9891 75201

名称	担当部課名		NTT電話 無線電話	NTT FAX 無線FAX
八王子市	生活安全部 防災課	(水防担当) (避難勧告等発令担当)	042-620-7207・7208 80011	042-626-1271 80001
立川市	市民生活部 防災課	(水防担当) (避難勧告等発令担当)	042-523-2561 80111	042-528-4333 80101
武藏野市	防災安全部 防災課	(水防担当) (避難勧告等発令担当)	0422-60-1821 80211	0422-51-9184 80201
三鷹市	総務部 防災課	(水防担当) (避難勧告等発令担当)	0422-45-1115 80311	0422-45-1190 80301
青梅市	生活安全部 防災課	(水防担当) (避難勧告等発令担当)	0428-22-1111(内 2504) 80411	0428-22-3508 80401
府中市	行政管理部 防災危機管理課	(水防担当) (避難勧告等発令担当)	042-335-4098 80511～2	042-335-6395 80501
昭島市	総務部 防災課	(水防担当) (避難勧告等発令担当)	042-541-5625 80611	042-544-7552 80601
調布市	総務部 総合防災安全課	(水防担当) (避難勧告等発令担当)	042-481-7346 80711	042-481-7255 80701
町田市	防災安全部 防災課	(水防担当) (避難勧告等発令担当)	042-724-2107 (昼) 042-724-2105 (夜) 80811	050-3085-6519 (昼) 042-724-2769 (夜) 80801
小金井市	総務部 地域安全課	(水防担当) (避難勧告等発令担当)	042-387-9807 80911	042-384-6426 80901
小平市	総務部 防災危機管理課	(水防担当) (避難勧告等発令担当)	042-346-9519 81011	042-346-9513 81001
日野市	総務部 防災安全課	(水防担当) (避難勧告等発令担当)	042-585-1100 81111	042-587-5666 81101
東村山市	環境安全部 防災安全課	(水防担当) (避難勧告等発令担当)	042-394-1700 81211	042-393-6846 81201
国分寺市	総務部 防災安全課	(水防担当) (避難勧告等発令担当)	042-325-0124 81311	042-326-3624 81301
国本市	行政管理部 防災安全課	(水防担当) (避難勧告等発令担当)	042-576-2111(内 145～7) 81411	042-576-0264 81401
西東京市	危機管理室 防災防犯担当	(水防担当) (避難勧告等発令担当)	042-438-4010 81511	042-438-2820 81501
福生市	総務部 安全安心まちづくり課	(水防担当) (避難勧告等発令担当)	042-551-1638 042-551-1511 (夜間・休日) 81611	042-553-3339 81601
狛江市	総務部 安心安全課	(水防担当) (避難勧告等発令担当)	03-3480-5500 81711	03-3480-5500 81701
東大和市	総務部 防災安全課	(水防担当) (避難勧告等発令担当)	042-562-7395 81811	042-563-5931 81801
清瀬市	総務部 防災防犯課	(水防担当) (避難勧告等発令担当)	042-492-5111 (内 282) 81911	042-492-2415 81901
東久留米市	環境安全部 防災防犯課	(水防担当) (避難勧告等発令担当)	042-470-7769 82011	042-470-7807 82001
武藏村山市	総務部 防災安全課	(水防担当) (避難勧告等発令担当)	042-563-5071 82111	042-563-0793 82101

第2章 水防組織と責任

名称	担当部課名		NTT電話 無線電話	NTT FAX 無線FAX
多摩市	総務部 防災安全課	(水防担当) (避難勧告等発令担当)	042-338-6802 (昼) 042-338-6855 (夜) 82211	042-339-7422 (昼) 042-338-6835 (夜) 82201
稻城市	消防本部 防災課	(水防担当) (避難勧告等発令担当)	042-377-7119 82311	042-377-0119 82301
あきる野市	総務部 地域防災課	(水防担当) (避難勧告等発令担当)	042-558-1111 (内2340~2) 82511	042-558-1115 82501
羽村市	市民生活部 防災安全課	(水防担当) (避難勧告等発令担当)	042-555-1111 (内 207) 82411	042-554-2921 82401
瑞穂町	住民部 地域課	(水防担当) (避難勧告等発令担当)	042-557-7610 82611	042-556-3401 82601
日の出町	生活安全安心課	(水防担当) (避難勧告等発令担当)	042-597-0511 82711	042-597-4369 82701
檜原村	総務課	(水防担当) (避難勧告等発令担当)	042-598-1011 82811	042-598-1009 82801
奥多摩町	総務課	(水防担当) (避難勧告等発令担当)	0428-83-2349 82911	0428-83-2344 82901
大島町	総務課	(水防担当) (避難勧告等発令担当)	04992-2-1443 83611	04992-2-1371 83601
利島村	総務課	(水防担当) (避難勧告等発令担当)	04992-9-0011 83711	04992-9-0190 83701
新島村	総務課	(水防担当) (避難勧告等発令担当)	04992-5-0240 83811	04992-5-1304 83801
神津島村	総務課	(水防担当) (避難勧告等発令担当)	04992-8-0011 84011	04992-8-1242 84001
三宅村	総務課	(水防担当) (避難勧告等発令担当)	04994-5-0935 84111	04994-5-0932 84101
御藏島村	総務課	(水防担当) (避難勧告等発令担当)	04994-8-2121 84211	04994-8-2239 84201
八丈町	総務課	(水防担当) (避難勧告等発令担当)	04996-2-1121 84311	04996-2-3874 84301
青ヶ島村	総務課	(水防担当) (避難勧告等発令担当)	04996-9-0111 84411	04996-9-0001 84401
小笠原村	総務課	(水防担当) (避難勧告等発令担当)	04998-2-3111 84511	04998-2-3222 84501

注) 一覧表には、各水防関係機関の代表担当課を記載。

その他の担当課等は、**資2.2**、**資2.3**、**資2.4**の業務分担表に記載。

4. 国の関係機関

名称	所在地	担当部課	N T T電話 無線電話	N T T F A X 無線FAX
国土交通省	千代田区霞ヶ関 2-1-3	水管理・国土保全局 河川環境課	03-5253-8111 (内) 35423	03-5253-1603 35499
		水管理・国土保全局 防災課	03-5253-8111 (内) 35733	03-5253-1607 35899
		水管理・国土保全局 砂防部保全課	03-5253-8111 (内) 36213	03-5253-1611 36299
国土交通省 関東地方整備局	埼玉県さいたま市 中央区新都心 2-1	河川部 水災害予報 センター	(災害対策室) 048-600-1419 6391、6392	(災害対策室) 048-600-1420 2939
		河川部 地域河川課	048-600-1903 3822	048-600-1918 3849
国土交通省 利根川上流河川事務所	埼玉県久喜市栗橋北 2-19-1	防災対策課	0480-52-9839 711-591	0480-52-9852 711-599
大利根出張所	埼玉県加須市新川通 700-6		0480-72-8360 711-6322	0480-72-8363 711-6340
国土交通省 江戸川河川事務所	千葉県野田市宮崎 134	防災対策課	04-7125-7436 731-591	04-7123-6741 731-599
	中川出張所	埼玉県越谷市越ヶ谷 4-2-41		048-962-2634 731-6522
	中川下流出張所	葛飾区高砂 1-3-15		03-3694-2757 731-6622
	江戸川河口出張所	江戸川区東篠崎町 250		03-3679-1460 731-6322
国土交通省 荒川上流河川事務所	埼玉県川越市新宿町 3-12	防災情報課	049-246-6384	049-246-6391
			049-246-6715 (災害対策室) 732-591～595	732-599
西浦和出張所	埼玉県さいたま市桜区 田島 8-17-1		048-861-9129 732-6422	048-839-4670 732-6440
国土交通省 荒川下流河川事務所	北区志茂 5-41-1	調査課 防災企画室	03-3903-6821～3 733-591～4	03-3902-6676 733-562
	岩淵出張所	北区志茂 5-41-2		03-3901-4240 733-6132
	小名木川出張所	江東区大島 8-33-26		03-3681-6131 733-6225
国土交通省 京浜河川事務所	神奈川県横浜市鶴見区 鶴見中央 2-18-1	災害対策室	045-503-4054 772-591～594	045-503-3174 772-550、551
	多摩川上流出張所	福生市南田園 3-64-2		042-552-0667 772-6525
	多摩出張所	稻城市大丸 3117-1		042-377-7403 772-6425
	田園調布出張所	大田区田園調布本町 31-1		03-3721-4288 772-6325
気象庁	千代田区大手町 1-3-4	予報部予報課	03-3212-4963 76511	03-3211-4923 76501
	東京管区気象台	千代田区大手町 1-3-4	総務部業務課	03-3212-8341 (内) 5545 76521
陸上自衛隊 第一師団司令部	練馬区北町 4-1-1	第2部情報班	【昼間】 03-3933-1161 (内) 2128 76613	03-3933-8220 76601
			【夜間】 03-3933-1161 (内) 2708 76615	
海上自衛隊 横須賀地方総監部	神奈川県 横須賀市西逸見町	第3幕僚室	0468-22-3500 (内) 2222 86481	0468-23-1009 86480

第2章 水防組織と責任

5. 県の関係機関

名称	担当部課	N T T電話 無線電話	F A X番号 無線 F A X	担当河川
神奈川県	県土整備局 河川下水道部 河川課	(水防室直通) 045-210-6520 400-9352~3	045-210-8890 400-9294	
厚木土木事務所 東部センター		(水防室直通) 0467-79-2894~5 413-9801	0467-79-2893 (0467-79-2858) 413-2289	境川
厚木土木事務所 津久井治水センター		042-784-1111(代) (水防室直通無線) 406-2540	042-784-7696 406-9281	境川
横浜川崎治水事務所		(水防室直通) 045-411-2529 416-3270	045-411-2530 416-9281	鶴見川、恩田川
横浜川崎治水事務所 川崎治水センター		(宿直室直通) 044-932-7211 (水防室直通) 044-932-1312 417-2240	044-932-8259 417-2249	鶴見川、麻生川、 真光寺川
横浜市	総務局 危機管理室 緊急対策課	045-671-2064 —	045-641-1677 —	境川、恩田川
川崎市	総務局 危機管理室 初動対策担当	044-200-2890 —	044-200-3972 —	鶴見川
相模原市	危機管理局 緊急対策課	042-751-9128 —	042-751-9112 —	境川
	消防局 指令課	042-751-9111 —	042-751-9284 —	
大和市	危機管理室	046-260-5777 (昼) —	046-264-8327 —	境川
	消防局 指令課	046-261-1119 (夜) —		
埼玉県	県土整備部 河川砂防課	(水防室直通) 048-830-5129 200-6-5137	048-830-4865 200-6-4865	
さいたま 県土整備事務所		048-861-2495 511-21	048-866-9713 511-95	芝川・新芝川
朝霞 県土整備事務所		048-471-4661 522-21	048-471-4666 522-95	新河岸川、 白子川、黒目川
川越 県土整備事務所		049-243-2023 513-21	049-243-2134 513-95	柳瀬川
飯能 県土整備事務所		042-973-2281 514-21	042-975-1417 514-95	霞川、成木川
越谷 県土整備事務所		048-964-5221 520-21	048-960-1530 520-95	毛長川、堺川、 伝右川、大場川

6. 庁内関係機関

名称	担当部課	N T T 電話 無線電話	N T T F A X 無線 F A X
総務局	総合防災部 防災対策課(昼)※1	03-5388-2456 70227	03-5388-1260 70013
	夜間防災連絡室 (夜)※2	03-5388-2459 70349	03-5388-1958 70023
港湾局	総務部総務課	03-5320-5521 70581、70582	03-5388-1575 70081
港湾局 東京港建設事務所	高潮対策センター	03-3521-3013 76111	03-3521-2969 76101
交通局	総務部 安全対策推進課	03-5320-6064 70611	03-5388-1650 70078
交通局 発電事務所		(昼) 0428-78-8567 (夜) 0428-78-9368 85751	0428-78-8939 85750
水道局	総務部総務課	03-5320-6313 70621	03-5388-1675 70085
	浄水部浄水課	03-5320-6447 70624	03-5802-9039 70085
水道局 羽村取水管理事務所		042-554-2053 85791	042-555-8968 85790
水道局 小河内貯水池管理事務所		0428-86-2211 85801	0428-86-2738 85800
下水道局	総務部総務課	03-5320-6506 70631	03-5388-1700 70091
警視庁	警備部 災害対策課	03-3581-4321 (内) 55541~4 夜 (内) 55151~3 76311	03-3502-1450 76301
東京消防庁	警防部 特殊灾害課 (昼)※3	03-3212-2111 (内) 3682 71511	03-3213-1476 71501
	警防部 警防課指揮隊 (夜)※4	03-3212-2111 (内) 3531~3 71511	

※1 (昼) = 平日 (09:00~17:15)

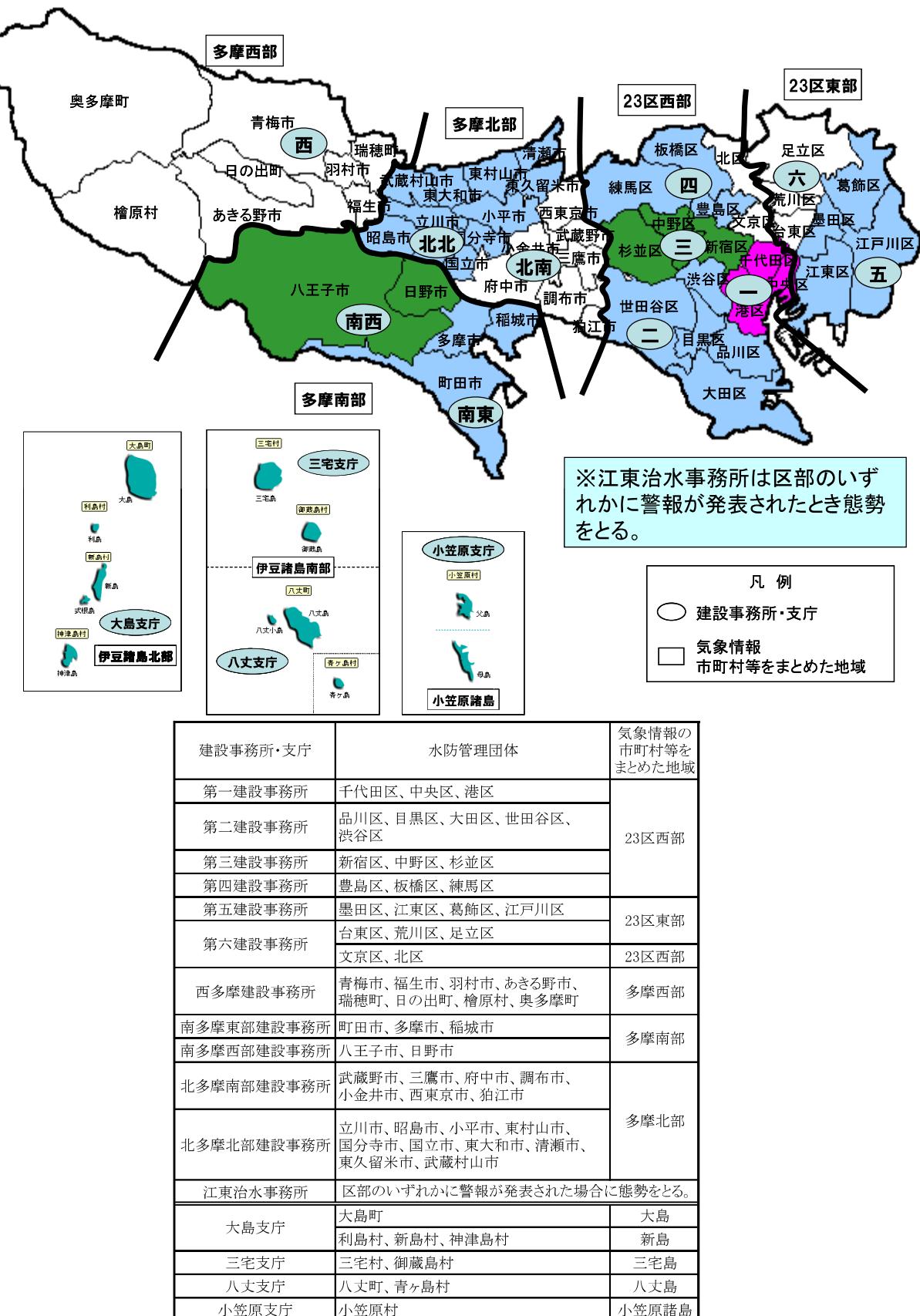
※2 (夜) = 平日 (17:15~09:00)、土日休日 (終日)

※3 (昼) = 平日 (08:30~17:15)

※4 (夜) = 平日 (17:15~08:30)、土日休日 (終日)

第2章 水防組織と責任

参考 水防管理団体及び建設事務所・支庁



2.5 水防の責任等

1. 都の責任

- (1) 都内の水防態勢を確立し、水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。(法3の6)
- (2) 水防事務の調整及びその円滑な実施のため、毎年「東京都水防計画」に検討を加え、必要があるときは変更する。変更する場合に、東京都水防協議会に諮り、要旨を公表する。(法7)
- (3) 水防資器材の備蓄、水防倉庫の設置、河川管理者の水防活動への協力等を水防計画に定める。(法2⑥)
- (4) 国の洪水予報河川において、国土交通省と気象庁が発表する洪水予報の通知を受けたときは、水防計画に定める水防関係機関に通知する。(法10)
- (5) 都の洪水予報河川において、気象庁と共同で洪水予報を発表し、水防計画で定める水防関係機関に通知する。(法11)
- (6) 都の水位周知河川において、氾濫危険情報を発表し、水防計画に定める水防関係機関に通知する。(法13②)
- (7) 国の水位周知河川において、国が発表する氾濫危険情報等の通知を受けたときは、水防計画に定める水防関係機関に通知する。(法13③)
- (8) 避難勧告又は避難指示の判断に資するため、洪水予報及び氾濫危険情報に係る通知に係る事項を関係区市町村の長に通知する(法13の2)
- (9) 国の水防警報河川において、国が発表する水防警報の通知を受けたときは、水防計画に定める水防関係機関に通知する。(法16)
- (10) 都の水防警報河川において、水防警報を発表し、水防計画に定める水防関係機関に通知する。(法16)
- (11) 水防に関する報告を水防管理団体から受け、国に対し報告を行う。(法47)
- (12) 気象庁と共同で土砂災害警戒情報を発表し、区市町村に通知する。

2. 水防管理団体（区市町村）の責任

- (1) 水防管理団体はその区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。(法3)
- (2) 水防資器材の備蓄及び水防倉庫の設置を行う。
- (3) 区域内の河川堤防等を巡視し、水防上危険な箇所を管理者に連絡する。(法9)
- (4) 洪水予報等の情報を地下街等の所有者又は管理者、自衛水防組織の構成員に直接伝達する。(法15)
- (5) 水防警報の発表があったとき又は水防活動が必要なときは、水防団及び消防機関に出動または出動の準備をさせる。(法17)
- (6) 水防管理者は緊急の場合、他の水防管理者に対して応援を求めることができる。応援を求められた水防管理者は、できる限りその求めに応じなければならない。(法23①)
- (7) 堤防等が決壊した場合、関係者に通報し、氾濫による被害が拡大しないように努める。(法25、26)
- (8) 水防に関する報告を都又は国に行う。(法47)
- (9) 消防事務と競合する場合の調整をあらかじめ行う。(法50)

第2章 水防組織と責任

3. 消防機関の責任

- (1) 区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険な箇所を管理者に報告する。(法9)
- (2) 消防機関の長は、水防管理者から出動の要請を受けたとき、又は水防作業の必要があるときは、直ちに出動し、水防作業を行う。(法17)
- (3) 堤防等が決壊した場合、関係者に通報し、氾濫による被害が拡大しないように努める。(法25、26)
- (4) 水防に際し、危険の切迫した者の人命救助を行う。

4. 気象庁の責任

- (1) 気象などの状況により、大雨、洪水、津波又は高潮のおそれがあるときは、その状況を水防活動用警報・注意報(「4.4 気象情報の伝達」参照。以下、「水防用気象情報」という。)等の気象情報として、都、他に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求め、一般に周知する。(法10、気象業務法13、14、14の2、15)
- (2) 国の洪水予報河川において、国土交通省と共同で洪水予報を発表し、都に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求め、一般に周知する。(法10②、気象業務法14の2、15)
- (3) 都の洪水予報河川において、都と共同で洪水予報を発表し、関係機関に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求め、一般に周知する。(法11、気象業務法14の2、15)
- (4) 都と共同で土砂災害警戒情報を発表し、関係機関に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求め、一般に周知する。

5. 国土交通省の責任

- (1) 国の洪水予報河川において、気象庁と共同で洪水予報を発表し、水防関係機関に通知する。また、氾濫後においては氾濫により浸水する区域及びその水深を都に通知し、一般に周知する。(法10①、②)
- (2) 国の水位周知河川において、氾濫危険情報等を発表し、水防関係機関に通知する。(法13①)
- (3) 避難勧告又は避難指示の判断に資するため、洪水予報及び氾濫危険情報に係る通知に係る事項を関係区市町村の長に通知する(法13の2)
- (4) 国の水防警報河川において、水防警報を発表し、水防関係機関に通知する。(法16①)
- (5) 洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要するときに特定緊急水防活動を行う。(法32)

6. 報道・通信機関の責任

- (1) 報道機関は、気象庁発表の水防用気象情報、国土交通省・気象庁共同発表の洪水予報、都・気象庁共同発表の洪水予報及び国、都発表の氾濫危険情報(水位周知河川)等を一般に周知するよう努める。
- (2) 通信機関は、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるよう協力する。(法27)

7. ダム設置者の責任

ダム設置者は、洪水の発生又はそのおそれがある場合、水位や流量等の観測結果やダムの操作状況を河川管理者及び関係県に通知する。(河川法46)

8. 居住者等の責任

水防のためやむを得ない場合、水防管理者又は消防機関の長からの要請を受けた都民やその場にいる者は水防に従事する。(法24)

2.6 水防訓練等

- (1) 都、水防管理団体及び警察・消防機関は実際の水防活動に備え、出水期※前に関係機関と連携した水防訓練を実施する。(法32の2②)
都は、訓練に対する資器材の供与、技術者の派遣等の協力に努める。
- (2) 建設事務所は、毎年出水期前に、管内水防管理団体及び関係機関との水防連絡会を開催し、危険箇所の現地確認を行う。

2.7 河川管理者の協力

- (1) 河川管理者（国土交通省関東地方整備局長）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。(法7③)
 - 1) 河川に関する情報の提供
 - 2) 水防訓練等への参加
 - 3) 資器材の提供及び人材の派遣
 - 4) 重要水防箇所の水防管理者と消防機関等による合同点検の実施
 - 5) その他水防活動を行う上で必要な事項

※5)については、その都度協議を行うものとする。

- (2) 河川管理者（東京都知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。(法7③)
 - 1) 河川に関する情報の提供
 - 2) 水防訓練等への参加
 - 3) 資器材の提供及び人材の派遣
 - 4) 水防上注意を要する箇所の水防管理者と消防機関等による合同点検の実施
 - 5) その他水防活動を行う上で必要な事項

※5)については、その都度協議を行うものとする。

2.8 下水道管理者の協力

下水道管理者（東京都下水道局長）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に協力を行う。(法7④)

第3章 水防時の態勢

3.1 都の態勢

都は気象状況等により、洪水、高潮、津波等のおそれがあるときは、直ちに以下の態勢をとる。

水防態勢の種別	基準及び内容	人員
連絡態勢	主に以下のいずれかの場合に該当し、気象・雨量・水位等の情報の収集・連絡、及び事態に応じた配置態勢の指示連絡を行う態勢 1. 水防活動用注意報が発表されたとき 2. 国管理・都管理・都県境の県管理河川の水防警報 河川に水防警報（待機または準備）が発表されたとき 3. 国管理の水位周知河川に、氾濫注意情報が発表されたとき 4. 国管理・都県境の県管理河川の洪水予報河川に、氾濫注意情報（洪水注意報）が発表されたとき	若干名
水防本部の設置	主に以下のいずれかの場合に該当し、気象・雨量・水位等の情報の収集・連絡に加えて、水防資器材の点検等を行い、直ちに水防活動に対応できる態勢 1. 東京地方に水防活動用警報が発表されたとき 2. 国管理・都管理・都県境の県管理河川の水防警報 河川に、水防警報（出動）が発表されたとき 3. 都管理の水位周知河川に氾濫危険情報が発表されたとき 4. 国管理・都県境の県管理河川の水位周知河川に、氾濫警戒情報・氾濫危険情報が発表されたとき 5. 国管理・都管理の洪水予報河川に、氾濫警戒情報・氾濫危険情報（洪水警報）が発表されたとき	水防要員の おおむね 1/15
第1 非常配備態勢	局地的な水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき	水防要員の おおむね 1/10
第2 非常配備態勢	複数の区域で水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき	水防要員の おおむね 1/5
第3 非常配備態勢	大規模な水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき	水防要員の おおむね 1/3
第4 非常配備態勢	都内全域にわたり水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき	水防要員 全員

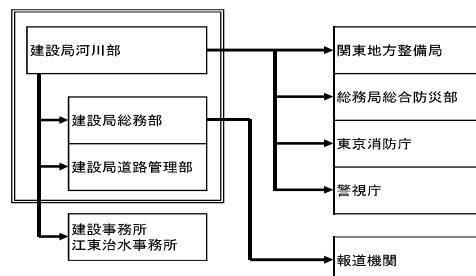
1. 水防本部の設置・廃止・統合

- (1) 水防本部長（建設局長）は、警戒配備態勢・非常配備態勢のとき、または必要と認めたとき、水防本部を設置する。
- (2) 水防本部長は、警戒配備態勢を解除したとき、または災害発生のおそれがなくなったと認めたとき、水防本部を廃止する。
- (3) 水防本部を設置または廃止したとき、水防本部長は、一般に公表する。

- (4) 水防本部の態勢は、水防態勢の基準をもとに、水防本部長が指示する。
- (5) 水防本部は、災害対策本部等の設置により、以下のとおりになる。
- ① 東京都災害対策本部が設置された場合、同本部が廃止されるまで、それに統合される。
 - ② 東京都応急対策本部が設置された場合、同本部が廃止されるまで、その構成局の一つとなる。
 - ③ 東京都災害即応対策本部が設置された場合、同本部が廃止されるまで、緊密な連携のもと水防活動を行う。
- (6) 水防本部の設置、廃止に関する情報の伝達系統図は以下のとおりである。

●水防本部設置・廃止に関する伝達系統図

水防本部



関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	(優先)03-5388-1535 03-5388-1534
関東地方整備局	898-3866	894-421-601	048-600-1947	048-600-1420
総務局 総合防災部	70227 夜 70349	70013 70023	03-5388-2456 03-5388-2459	03-5388-1260 03-5388-1958
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531~3	03-3213-1476
警視庁	昼 76311 夜	76301	03-3581-4321 内55541~4 内55151~3	03-3502-1450
建設局 総務部(庶務) 建設局 総務部(広報)	70553 70552	70956	03-5320-5221 03-5320-5212	03-5388-1526 03-5388-1525
報道機関	報道機関の一覧は資5.13			

2. 夜間水防連絡員

迅速かつ的確な初動態勢を確立するため、平日夜間及び休祭日に、気象情報や河川水位、雨量の監視や関係機関への通報連絡業務を行う夜間水防連絡員を、河川部防災課に配置する。

3. 建設事務所等の態勢

各建設事務所、江東治水事務所の態勢は、水防態勢の基準をもとに、水防本部長が指示する。なお、各事務所の態勢人員等は、あらかじめ河川部長に協議の上、業務分担および所管地域の特性等を考慮して各事務所長が定める。

⇒資2.3

4. 水防態勢の確立

気象情報等を受けた河川部防災課は別途定める緊急連絡表により連絡し、河川部及び建設事務所等の態勢を確保する。

3.2 水防管理団体の態勢

- (1) 水防管理団体は、水防業務を円滑に行うため、あらかじめ必要な水防態勢を定めておく。
- (2) 水防管理団体は、水防団を置くことができる。(法5)
- (3) 水防管理団体は、水防用気象情報や洪水予報等が発表されたとき、状況に応じて必要な水防業務を開始する。

3.3 消防機関の態勢

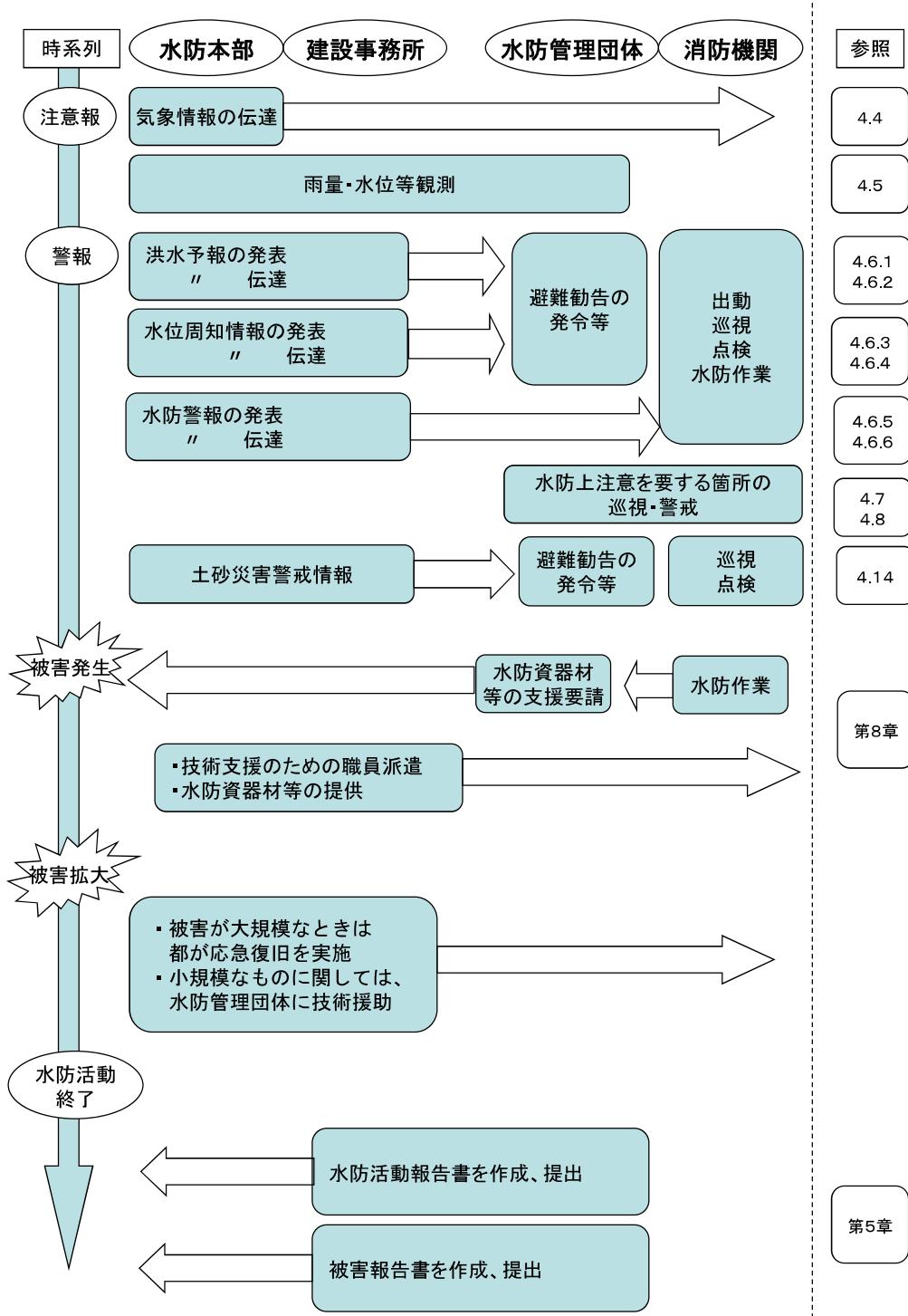
都においては、水防法上の水防団は現在存在せず、消防機関（東京消防庁、市町村消防本部、消防団）等が分担して水防活動を行う。

消防機関は、気象の状況、台風の進路・規模、水災発生危険及び被害発生の状況を総合的に判断し、所要の態勢をとる。

第4章 水防活動

4. 1 都及び水防管理団体等の水防活動

都及び水防管理団体等は、気象状況等により、洪水、高潮、津波、土砂災害等のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとり、第2章2.5に記述した「責任」の他、以下の水防活動を行う。



※水防管理団体には避難勧告等発令部署を含む

4. 2 水防活動時に活用する情報の種類

水防活動時に活用する主な情報については以下の通りである。

- ・ 気象庁が行う予報及び警報
- ・ 洪水予報河川における洪水予報
- ・ 水位周知河川における水位周知情報
- ・ 水防警報
- ・ 土砂災害警戒情報
- ・ 水門等の操作情報

- ⇒ **4. 4**
- ⇒ **4. 6. 1**、**4. 6. 2**
- ⇒ **4. 6. 3**、**4. 6. 4**
- ⇒ **4. 6. 5**、**4. 6. 6**
- ⇒ **4. 1 4**
- ⇒ **第7章**

4. 3 水防活動時の情報伝達の原則

水防活動時の情報伝達は、以下の点に十分留意するものとする。

- ・ 情報別に定められた伝達系統図に基づき、情報を迅速かつ確実に伝達する。
- ・ 情報を受け取った場合は、原則として電話、システム又はFAXにより受令確認を行う。
ただし、「気象情報」、「水門操作情報」、「土砂災害警戒情報の発表対象外の区市町村への伝達」については受令確認は不要とする。

4. 4 気象情報の伝達

1. 気象情報

気象情報は、水防活動のための基礎的情報であり、都では防災情報提供システムにより気象庁から入手している。都及び水防管理団体はその情報の目的、内容、さらに伝達系統及びその方法等について十分に理解し、その情報を有効に利用して効果的な水防活動に努める。

2. 水防活動用警報・注意報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）

(1) 「大雨」、「高潮」特別警報発表基準

種類	発表基準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

(2) 「大雨」、「高潮」、「洪水」警報・注意報基準

種類	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	発表基準
大雨警報	東京地方	23区西部	別表1による各区市町村で各々の基準に到達することが予想される場合
		23区東部	
		多摩北部	
		多摩西部	
		多摩南部	
		大島	
		新島	
		三宅島	
		八丈島	
		小笠原諸島	
高潮警報	東京地方	23区西部	別表5による各区市町村で各々の基準に到達することが予想される場合
		23区東部	
		多摩北部	
		多摩西部	
		多摩南部	
		大島	
		新島	
		三宅島	
		八丈島	
		小笠原諸島	
洪水警報	東京地方	23区西部	別表3による各区市町村で各々の基準に到達することが予想される場合
		23区東部	
		多摩北部	
		多摩西部	
		多摩南部	
		大島	
		新島	
		三宅島	
		八丈島	
		小笠原諸島	
大雨注意報	東京地方	23区西部	別表2による各区市町村で各々の基準に到達することが予想される場合
		23区東部	
		多摩北部	
		多摩西部	
		多摩南部	
		大島	
		新島	
		三宅島	
		八丈島	
		小笠原諸島	
高潮注意報	東京地方	23区西部	別表5による各区市町村で各々の基準に到達することが予想される場合
		23区東部	
		多摩北部	
		多摩西部	
		多摩南部	
		大島	
		新島	
		三宅島	
		八丈島	
		小笠原諸島	
洪水注意報	東京地方	23区西部	別表4による各区市町村で各々の基準に到達することが予想される場合
		23区東部	
		多摩北部	
		多摩西部	
		多摩南部	
		大島	
		新島	
		三宅島	
		八丈島	
		小笠原諸島	

第4章 水防活動

表1 大雨警報基準表

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指基準	土壤雨量指基準
23区西部	千代田区	34	180
	中央区	30	—
	港区	27	180
	新宿区	19	180
	文京区	18	180
	品川区	17	180
	目黒区	17	180
	大田区	22	174
	世田谷区	22	177
	渋谷区	20	180
	中野区	20	183
	杉並区	23	174
	豊島区	21	180
	北区	21	167
	板橋区	20	158
	練馬区	20	172
23区東部	台東区	23	185
	墨田区	29	—
	江東区	30	—
	荒川区	22	184
	足立区	29	—
	葛飾区	30	—
多摩北部	江戸川区	32	—
	立川市	16	179
	武蔵野市	24	—
	三鷹市	21	176
	府中市	33	176
	昭島市	16	179
	調布市	30	176
	小金井市	20	174
	小平市	15	174
	東村山市	19	180
	国分寺市	20	180
	国立市	34	184
	狛江市	30	—
	東大和市	18	180
	清瀬市	25	171
	東久留米市	17	171
	武蔵村山市	25	167
	西東京市	17	171
多摩西部	青梅市	25	166
	福生市	28	178
	羽村市	29	185
	あきる野市	25	162
	瑞穂町	22	173
	日の出町	20	162
	檜原村	18	159
多摩南部	奥多摩町	16	168
	八王子市	22	151
	町田市	19	151
	日野市	17	165
	多摩市	19	160
大島	稲城市	21	160
	大島町	21	138
新島	利島村	13	188
	新島村	24	168
	神津島村	20	167
	八丈島	八丈町	19
三宅島	青ヶ島村	11	178
	三宅村	13	166
	御藏島村	14	210
(小笠原諸島)	小笠原村	17	101

表2 大雨注意報基準表

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指基準	土壤雨量指基準
23区西部	千代田区	18	127
	中央区	16	134
	港区	13	127
	新宿区	11	127
	文京区	12	127
	品川区	11	127
	目黒区	10	127
	大田区	11	123
	世田谷区	12	125
	渋谷区	10	127
	中野区	11	129
	杉並区	11	123
	豊島区	11	127
	北区	11	118
	板橋区	12	112
	練馬区	14	122
23区東部	台東区	18	131
	墨田区	16	134
	江東区	14	134
	荒川区	14	130
	足立区	20	134
	葛飾区	17	134
多摩北部	江戸川区	17	134
	立川市	10	139
	武蔵野市	11	137
	三鷹市	13	137
	府中市	12	137
	昭島市	12	139
	調布市	18	137
	小金井市	13	135
	小平市	11	135
	東村山市	10	140
	国分寺市	16	140
	国立市	18	143
	狛江市	18	140
	東大和市	11	140
	清瀬市	13	133
	東久留米市	9	133
	武蔵村山市	13	118
	西東京市	9	133
多摩西部	青梅市	12	117
	福生市	20	138
	羽村市	19	144
	あきる野市	11	115
	瑞穂町	13	122
	日の出町	8	115
	檜原村	12	112
多摩南部	奥多摩町	11	119
	八王子市	12	114
	町田市	12	114
	日野市	9	125
	多摩市	11	121
大島	稲城市	16	121
	大島町	13	100
	利島村	8	137
	新島村	14	122
新島	神津島村	14	121
	八丈島	八丈町	8
	青ヶ島村	7	131
三宅島	三宅村	10	122
	御藏島村	9	155
	(小笠原諸島)	小笠原村	12
			80

表3 洪水警報基準表

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指標基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
23区西部	千代田区	日本橋川流域=11.6	神田川流域=(11, 27.1)	神田川[番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	中央区	日本橋川流域=16.6, 銀田川流域=47.3	—	神田川[番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	港区		—	浜谷川・古川[浜谷橋・四ノ橋]
	新宿区	妙正寺川流域=9.2	神田川流域=(8, 18.5), 妙正寺川流域=(8, 7.2)	神田川[番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	文京区		神田川流域=(8, 24)	神田川[番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	品川区	立会川流域=11.4	目黒川流域=(9, 12.7)	目黒川[青葉台・荏原調節池上流]
	目黒区	呑川流域=8.4, 立会川流域=5.7, 蛇崩川流域=8.6	呑川流域=(14, 5.4)	目黒川[青葉台・荏原調節池上流]
	大田区	呑川流域=12	呑川流域=(14, 7.7)	多摩川[田園調布(上)]
	世田谷区	丸子川流域=7.1, 呑川流域=5, 蛇崩川流域=7.9, 烏山川流域=8.2, 北沢川流域=8.6	呑川流域=(14, 3.2), 烏山川流域=(9, 7.3), 北沢川流域=(9, 7.7)	多摩川[石原・田園調布(上)], 野川・仙川[大沢池上・鎌田橋野川・鎌田橋仙川]
	渋谷区		神田川流域=(8, 13)	浜谷川・古川[浜谷橋・四ノ橋], 神田川[番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	中野区	妙正寺川流域=9.4	神田川流域=(8, 13), 妙正寺川流域=(8, 7.4)	神田川[番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	杉並区	妙正寺川流域=6.6, 善福寺川流域=11.2	妙正寺川流域=(11, 6.3), 善福寺川流域=(11, 10)	神田川[番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	豊島区		神田川流域=(8, 21.6)	神田川[番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	北区	石神井川流域=16.2, 新河岸川流域=44.8, 銀田川流域=45.1	石神井川流域=(18, 10.8), 新河岸川流域=(10, 40.2)	荒川[治水橋・岩淵水門(上)]
	板橋区	石神井川流域=19, 白子川流域=15.2	石神井川流域=(15, 11.3)	荒川[治水橋・岩淵水門(上)]
	練馬区	石神井川流域=7, 白子川流域=10.5	—	—
23区東部	台東区	隅田川流域=45.7	隅田川流域=(18, 26.3)	荒川[岩淵水門(上)], 神田川[番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	墨田区	隅田川流域=43.2	隅田川流域=(18, 24.9)	荒川[岩淵水門(上)]
	江東区	隅田川流域=47.2	—	荒川[岩淵水門(上)]
	荒川区	隅田川流域=45.6	—	荒川[岩淵水門(上)]
	足立区	隅田川流域=45.7, 繼瀬川流域=24.3, 毛長川流域=8.5	—	[中川[吉川], 繼瀬川[谷古字区間][谷古字], 芝川・新芝川[青木水門], 江戸川[野田], 荒川[岩淵水門(上)]]
	葛飾区	中川流域=41.5, 繼瀬川流域=24.3, 大場川流域=10.1	中川流域=(12, 25.2)	[中川[吉川], 繼瀬川[谷古字区間][谷古字], 芝川・新芝川[青木水門], 江戸川[野田], 荒川[岩淵水門(上)]]
	江戸川区	中川流域=45.7, 旧江戸川流域=18.5	—	江戸川[野田], 荒川[岩淵水門(上)]
多摩北部	立川市	残堀川流域=11	残堀川流域=(16, 8.2)	多摩川[調布橋]
	武蔵野市	仙川流域=9.8	—	神田川[番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	三鷹市		—	神田川[番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋], 野川・仙川[大沢池上・鎌田橋野川・鎌田橋仙川]
	府中市		—	多摩川[調布橋・石原], 野川・仙川[大沢池上・鎌田橋野川・鎌田橋仙川]
	昭島市	残堀川流域=14.3	多摩川流域=(17, 43.6)	多摩川[調布橋]
	調布市	入間川流域=8.4	—	多摩川[調布橋・石原・田園調布(上)], 野川・仙川[大沢池上・鎌田橋野川・鎌田橋仙川]
	小金井市	仙川流域=8.4	—	野川・仙川[大沢池上・鎌田橋野川・鎌田橋仙川]
	小平市	石神井川流域=5.1	—	—
	東村山市	空堀川流域=16.4, 柳瀬川流域=13.3	—	—
	国分寺市	野川流域=8.8	野川流域=(20, 6.2)	—
	国立市		—	多摩川[調布橋・石原]
	狛江市		—	多摩川[調布橋・石原・田園調布(上)], 野川・仙川[大沢池上・鎌田橋野川・鎌田橋仙川]
	東大和市	空堀川流域=11.4	空堀川流域=(10, 10.9)	—
	清瀬市	空堀川流域=16.6, 柳瀬川流域=22.2	—	—
	東久留米市	黒目川流域=16.5	黒目川流域=(8, 13.5)	—
多摩西部	武蔵村山市	残堀川流域=8.1, 空堀川流域=5.9	—	—
	西東京市	石神井川流域=6.9	石神井川流域=(17, 4.7)	—
	青梅市	霞川流域=7.9, 黒沢川流域=6.6, 成木川流域=13.8, 北小曾木川流域=5.3	—	多摩川[調布橋]
	福生市		—	多摩川[調布橋]
	羽村市		—	多摩川[調布橋]
	あきる野市	養沢川流域=10, 秋川流域=27.2, 田井川流域=12.8	—	多摩川[調布橋]
	瑞穂町	残堀川流域=6.6	—	—
	日の出町	平井川流域=13.2, 北大久野川流域=4.9	—	—
	檜原村	神ノ戸川流域=6.6, 秋川流域=15.2, 鮎秋川流域=13.2	—	—
	奥多摩町	多摩川流域=38.8, 日原川流域=24.2, 大丹波川流域=10.7	—	—
多摩南部	八王子市	湯殿川流域=13.1, 山田川流域=6.3, 南浅川流域=9.2, 大栗川流域=12.7	南浅川流域=(9, 15.2), 谷地川流域=(9, 12)	多摩川[調布橋], 浅川[浅川橋]
	町田市	境川流域=20.2, 恵田川流域=9.2, 鶴見川流域=12.6, 真光寺川流域=6.1, 麻生川流域=7	境川流域=(12, 18.2), 恵田川流域=(17, 4.6), 鶴見川流域=(9, 12), 真光寺川流域=(15, 4.8)	—
	日野市	程久保川流域=7.7, 谷地川流域=12.2	谷地川流域=(9, 12)	多摩川[調布橋・石原], 浅川[浅川橋]
	多摩市	乞田川流域=10.6, 大栗川流域=14.4	—	多摩川[調布橋・石原], 浅川[浅川橋]
	福城市	三沢川流域=7.5	三沢川流域=(8, 7)	多摩川[石原]
	大島	大島町	—	—
	新島	利島村	—	—
		新島村	—	—
		神津島村	—	—
八丈島	八丈町		—	—
		青ヶ島村	—	—
三宅島	三宅村		—	—
		御蔵島村	—	—
(小笠原諸島)	小笠原村		—	—

*1 (表面雨量指數、流域雨量指數) の組み合わせによる基準値を表しています。

第4章 水防活動

表4 洪水注意報基準表

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指標基準	複合基準 *1	指定河川洪水予報による基準
23区西部	千代田区	日本橋川流域=9.2, 神田川流域=23.6	日本橋川流域=(7, 9.2), 神田川流域=(11, 18.9)	—
	中央区	日本橋川流域=13.2, 隅田川流域=37.7, 神田川流域=23.7	日本橋川流域=(13, 9.8), 隅田川流域=(13, 30.3)	—
	港区	古川流域=6.1	古川流域=(12, 5.7)	—
	新宿区	神田川流域=17.1, 妙正寺川流域=7.3	神田川流域=(8, 9.1), 妙正寺川流域=(5, 6.2)	—
	文京区	神田川流域=22.1	神田川流域=(8, 11.8)	—
	品川区	立会川流域=9.1, 目黒川流域=14.4	立会川流域=(10, 7.3), 目黒川流域=(8, 8)	—
	目黒区	呑川流域=6.7, 立会川流域=4.5, 目黒川流域=14, 蛇崩川流域=0.8	呑川流域=(12, 3.5), 立会川流域=(10, 3.6), 目黒川流域=(8, 7.4), 蛇崩川流域=(12, 5)	—
	大田区	呑川流域=9.6	多摩川流域=(12, 41.8), 呑川流域=(12, 4.9)	多摩川[田園調布(上)]
	世田谷区	野川流域=12.1, 仙川流域=9.6, 丸子川流域=5.6, 呑川流域=4, 蛇崩川流域=6.3, 山鳥川流域=6.5	多摩川流域=(10, 45.7), 野川流域=(6, 12.1), 仙川流域=(6, 8.9), 丸子川流域=(8, 3.2), 呑川流域=(12, 2.1)	多摩川[田園調布(上)]
	渋谷区	渋谷川流域=6.9, 神田川流域=10.7	渋谷川流域=(10, 3.5), 神田川流域=(8, 5.7)	—
	中野区	神田川流域=10.7, 妙正寺川流域=7.5	神田川流域=(8, 5.7), 妙正寺川流域=(5, 6.3)	—
	杉並区	妙正寺川流域=5.3, 神田川流域=7, 善福寺川川流域=8.9	妙正寺川流域=(11, 4.5), 神田川流域=(11, 5.6), 善福寺川流域=(11, 5)	—
	豊島区	神田川流域=20	神田川流域=(8, 10.6)	—
	北区	石神井川流域=13.7, 新河岸川流域=35.8, 隅田川流域=35.9	石神井川流域=(10, 7.1), 新河岸川流域=(10, 28.6), 隅田川流域=(8, 19.2)	荒川[岩淵水門(上)]
	板橋区	石神井川流域=15.2, 白子川流域=12	石神井川流域=(10, 10.2), 新河岸川流域=(10, 28.5)	荒川[治水橋・岩淵水門(上)]
	練馬区	石神井川流域=5.6, 白子川流域=8.4	石神井川流域=(11, 3), 白子川流域=(13, 4.8)	—
	台東区	隅田川流域=36.5	隅田川流域=(12, 23.7)	—
	墨田区	隅田川流域=34.5	隅田川流域=(12, 22.4), 鮎川流域=(8, 50)	荒川[岩淵水門(上)]
	江東区	隅田川流域=37.7	隅田川流域=(13, 30.2), 鮎川流域=(8, 68)	荒川[岩淵水門(上)]
	荒川区	隅田川流域=36.4	隅田川流域=(8, 19.5)	荒川[岩淵水門(上)]
23区東部	足立区	隅田川流域=36.5, 線瀬川流域=19.4, 毛長川流域=6.8	隅田川流域=(8, 19.5), 線瀬川流域=(13, 15.5), 荒川流域=(13, 54.4), 新芝川流域=(8, 4.7), 毛長川流域=(8, 6.8)	中川[吉川], 線瀬川[谷古字区间] [谷古字], 芝川・新芝川[青木水門], 荒川[岩淵水門(上)]
	葛飾区	中川流域=33.2, 線瀬川流域=19.4, 因幡川流域=8	荒川流域=(8, 68), 中川流域=(12, 22.7), 線瀬川流域=(13, 15.5), 葛戸川流域=(8, 16.3)	中川[吉川], 葛戸川[野田], 荒川[岩淵水門(上)]
	江戸川区	中川流域=36.6, 旧江戸川流域=14.8	荒川流域=(8, 67.9), 旧江戸川流域=(8, 14.8), 江戸川流域=(12, 17.7)	江戸川[野田], 荒川[岩淵水門(上)]
	立川市	残堀川流域=8.8	多摩川流域=(10, 40.5), 鶴堀川流域=(10, 7.1)	多摩川[調布橋]
	武蔵野市	仙川流域=7.8	仙川流域=(10, 6.2)	—
	三鷹市	野川流域=11.6, 仙川流域=8.8, 神田川流域=3.2	神田川流域=(11, 2.5)	—
多摩北部	府中市	野川流域=11.3	多摩川流域=(10, 45.1), 鶴川流域=(6, 11.3)	多摩川[石原]
	昭島市	残堀川流域=11.4	多摩川流域=(10, 39.2), 鶴堀川流域=(10, 9.1)	多摩川[調布橋]
	調布市	野川流域=12.4, 入間川流域=5.9	多摩川流域=(10, 45.4), 鶴川流域=(10, 9.9)	多摩川[石原]
	小金井市	野川流域=10, 仙川流域=6.7	野川流域=(6, 10), 仙川流域=(10, 5.4)	—
	小平市	石神井川流域=4	石神井川流域=(10, 3.2)	—
	東村山市	空堀川流域=13.1, 柳瀬川流域=10.6	空堀川流域=(5, 6.9), 柳瀬川流域=(7, 5.8)	—
	国分寺市	野川流域=7	野川流域=(6, 5.6)	—
	国立市		多摩川流域=(10, 41.3)	多摩川[調布橋]
	狹山市	野川流域=14.1	多摩川流域=(10, 45.8), 鶴川流域=(10, 11.3)	多摩川[石原]
	東大和市	空堀川流域=9.1	空堀川流域=(10, 5.6)	—
	清瀬市	空堀川流域=13.2, 柳瀬川流域=17.7	空堀川流域=(10, 10.6)	—
	東久留米市	黒目川流域=13.2	黒目川流域=(8, 8.4)	—
	武藏村山市	残堀川流域=6.4, 空堀川流域=4.7	残堀川流域=(7, 3.5), 空堀川流域=(9, 2.8)	—
	西東京市	石神井川流域=5.5	石神井川流域=(6, 3.6)	—
多摩西部	青梅市	霞川流域=6.3, 黒沢川流域=5.2, 成木川流域=11, 北小曾木川流域=4.2	多摩川流域=(7, 33.8), 霞川流域=(5, 4.4), 黒沢川流域=(5, 3.2), 成木川流域=(5, 11), 北小曾木川流域=(5, 4.2)	多摩川[調布橋]
	福生市		—	多摩川[調布橋]
	羽村市		—	多摩川[調布橋]
	あきる野市	養沢川流域=8, 秋川流域=21.7, 田井川流域=10.2	秋川流域=(10, 21.7), 田井川流域=(6, 10.2)	多摩川[調布橋]
	瑞穂町	残堀川流域=5.2	残堀川流域=(7, 2.9)	—
	日の出町	平井川流域=10.6, 北大久野川流域=3.9	平井川流域=(6, 10.6), 北大久野川流域=(6, 2.4)	—
	檜原村	神戸戸川流域=5.2, 秋川流域=12.1, 北秋川流域=10.5	秋川流域=(10, 9.7)	—
	奥多摩町	多摩川流域=31, 日原川流域=19.3, 大丹波川流域=8.5	多摩川流域=(9, 31)	—
	八王子市	湯殿川流域=10.5, 山田川流域=5, 南浅川流域=13.4, 大栗川流域=10.1,	湯殿川流域=(10, 6.8), 山田川流域=(6, 3)	多摩川[調布橋], 浅川[浅川橋]
多摩南部	町田市	境川流域=16.1, 恩田川流域=7.3, 鶴見川流域=10, 真光寺川流域=4.8,	境川流域=(7, 16.1), 恩田川流域=(10, 4.1), 鶴見川流域=(6, 8.4), 真光寺川流域=(10, 3.8)	—
	日野市	程久保川流域=6.1, 谷地川流域=9.7	浅川流域=(10, 21.2), 程久保川流域=(6, 4.7), 谷地川流域=(6, 5.1), 多摩川流域=(10, 40.6)	多摩川[調布橋], 浅川[浅川橋]
	多摩市	乞田川流域=8.4, 大栗川流域=11.5	多摩川流域=(10, 44.3), 因栗川流域=(5, 11.5)	多摩川[石原]
	稻城市	三沢川流域=4	三沢川流域=(5, 4), 多摩川流域=(9, 56.8)	多摩川[石原]
	大島町		—	—
	新島	利島村	—	—
		新島村	—	—
		神津島村	—	—
八丈島	八丈町		—	—
		青ヶ島村	—	—
三宅島	三宅村		—	—
		御蔵島村	—	—
(小笠原諸島)	小笠原村		—	—

*1 (表面雨量指標、流域雨量指標)の組み合わせによる基準値を表しています。

表5 高潮警報、注意報基準

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
23区西部	千代田区	4.0m	2.0m
	中央区	4.0m	2.0m
	港区	2.4m	2.0m
	新宿区	—	—
	文京区	4.0m	2.0m
	品川区	2.4m	2.0m
	目黒区	—	—
	大田区	3.0m	2.0m
	世田谷区	—	—
	渋谷区	—	—
	中野区	—	—
	杉並区	—	—
	豊島区	—	—
	北区	4.0m	2.0m
	板橋区	4.0m	2.0m
	練馬区	—	—
	台東区	4.0m	2.0m
23区東部	墨田区	4.0m	2.0m
	江東区	4.0m	2.0m
	荒川区	4.0m	2.0m
	足立区	4.0m	2.0m
	葛飾区	4.0m	2.0m
	江戸川区	3.1m	2.0m
	立川市	—	—
多摩北部	武蔵野市	—	—
	三鷹市	—	—
	府中市	—	—
	昭島市	—	—
	調布市	—	—
	小金井市	—	—
	小平市	—	—
	東村山市	—	—
	国分寺市	—	—
	国立市	—	—
	狛江市	—	—
	東大和市	—	—
	清瀬市	—	—
	東久留米市	—	—
	武蔵村山市	—	—
	西東京市	—	—
	青梅市	—	—
多摩西部	福生市	—	—
	羽村市	—	—
	あきる野市	—	—
	瑞穂町	—	—
	日の出町	—	—
	檜原村	—	—
	奥多摩町	—	—
	八王子市	—	—
多摩南部	町田市	—	—
	日野市	—	—
	多摩市	—	—
	稲城市	—	—
	大島	大島町	2.5m
新島	利島村	3.2m	2.0m
	新島村	2.3m	2.0m
	神津島村	2.5m	2.0m
	八丈島	八丈町	3.0m
八丈島	青ヶ島村	3.1m	2.0m
	三宅島	三宅村	2.3m
	御蔵島村	3.3m	1.5m
	(小笠原諸島)	小笠原村	1.4m
			0.9m

大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表の解説

- ① 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が表の基準に達すると予想される区市町村等に対して発表する。
- ② 大雨、洪水、高潮の警報・注意報基準における「…以上」の「以上」を省略した。
- ③ 表の市町村等をまとめた地域の欄中、()内は府県予報区または一次細分区域を示す。
- ④ 大雨警報・注意報の土壤雨量指数基準¹及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準²、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等については、その欄を“一”で示している。
- ⑤ 大雨警報については、表面雨量指数基準³に到達することが予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壤雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表する。
- ⑥ 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- ⑦ 大雨警報・注意報の土壤雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、表1及び2の土壤雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、気象庁 HP (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html) を参照。
- ⑧ 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- ⑨ 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、表3及び4の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。
主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は気象庁 HP
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html) を参照。
- ⑩ 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は気象庁 HP (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html) を参照。
- ⑪ 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表することを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

¹ 土壤雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壤中に貯まっている雨水の量を示す指数。
詳細は気象庁 HP (<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/dojoshisu.html>) を参照。

² 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通って時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指標。詳細は気象庁 HP (<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/ryuikishisu.html>) を参照。

³ 表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指標。詳細は気象庁 HP (<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/hyomenshisu.html>) を参照。

- (12) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面(TP)を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL(平均潮位)等を用いる。
- (13) 大地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

(3) 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波情報

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。

ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合に取るべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高い所で1mを超えて、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう

第4章 水防活動

イ 津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

ウ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

エ 津波情報

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報でお知らせする。

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表 〔発表される津波の高さの値は、ア項の（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）を参照〕
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができる他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

第4章 水防活動

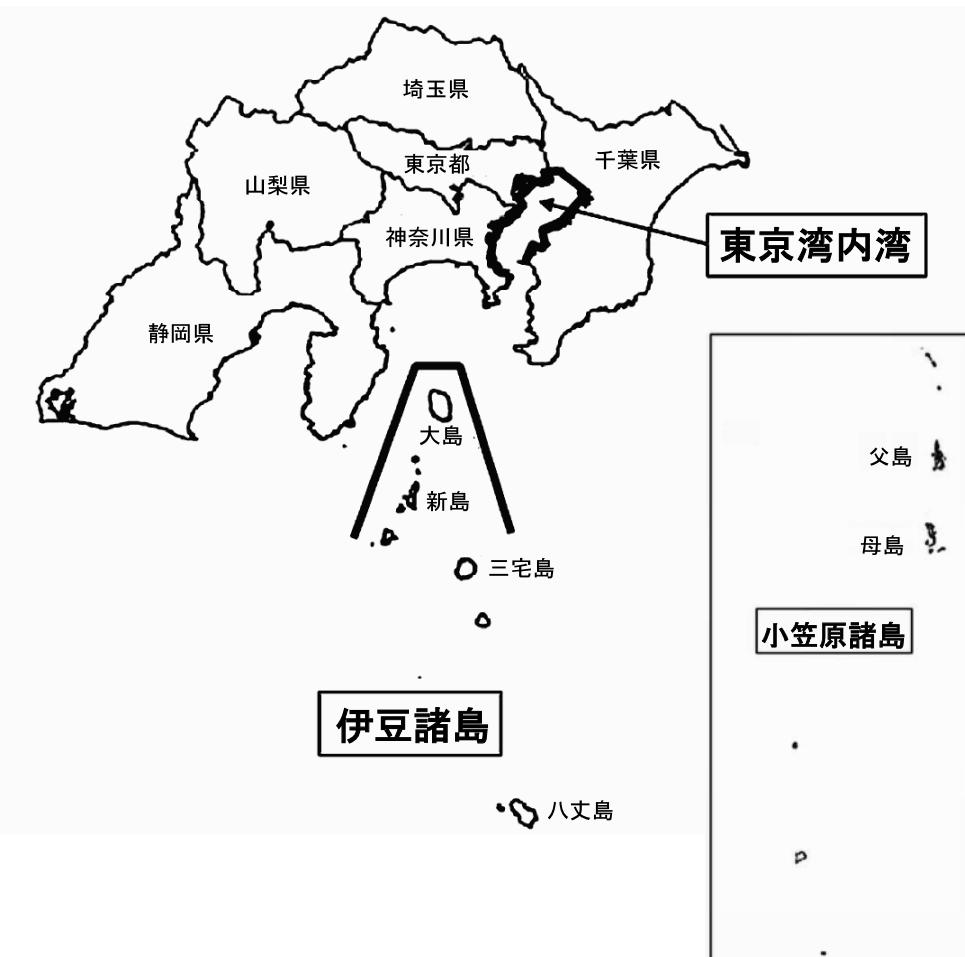
沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。

全国の警報等の 発表状況	発表基準	発表内容
いづれかの津波予報区 で大津波警報または津 波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観 測点（沿岸から100km以内に ある沖合の観測点）において 数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」 と発表
津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表

オ 津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも數十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
 - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
 - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

力 都の津波予報区



津波予報区	区域	対応する東京都の区市町村	対応する建設事務所等
東京湾内湾	千葉県 (富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。) 東京都 (特別区に限る。) 神奈川県 (観音崎東端以北の東京湾沿岸に限る。)	江戸川区、江東区、中央区、港区、品川区、大田区	一建、二建、五建、六建 [※] 、江東治水
伊豆諸島	東京都 (大島支庁、三宅支庁及び八丈支庁に限る。)	大島町、新島村、利島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村	大島支庁、三宅支庁、八丈支庁
小笠原諸島	東京都(小笠原支庁に限る。)	小笠原村	小笠原支庁

※六建は隅田川の監視のため

(4) その他の気象情報

① 記録的短時間大雨情報

大雨警報が発表されているときに、数年に1回程度しか発生しないような短時間の大雨を観測、または解析したことを発表する情報。発表基準は1時間雨量として東京地方および伊豆諸島では100mm、小笠原諸島では80mmである。

② 台風情報

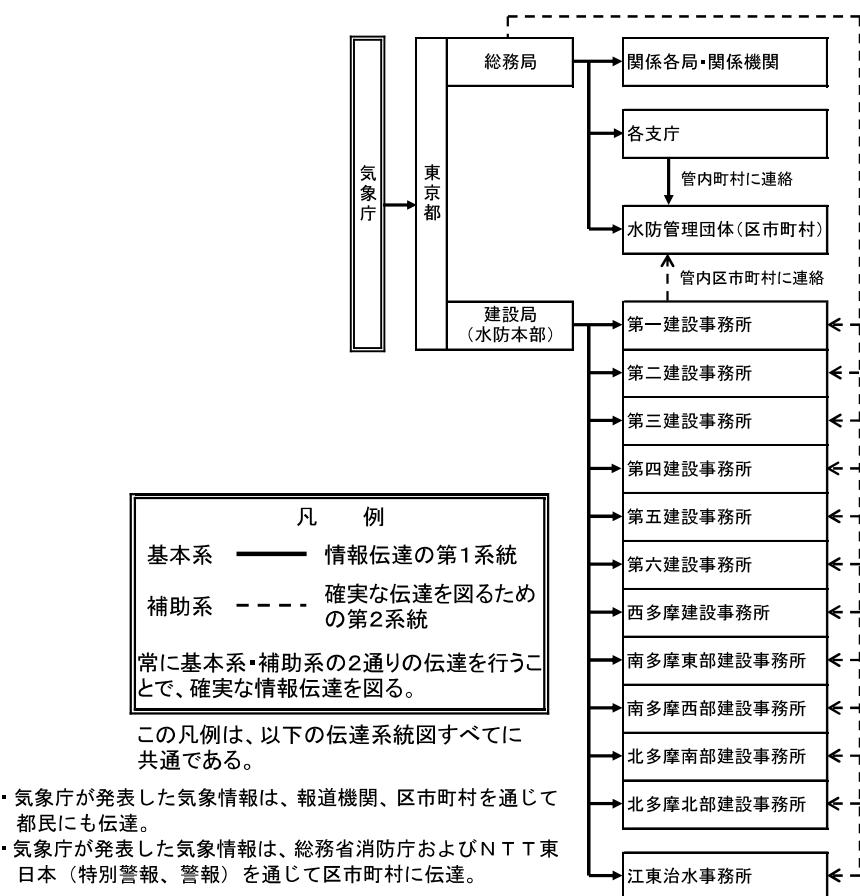
台風が発生した時や、台風が日本に影響を及ぼすおそれがあったり、既に影響を及ぼしている時に発表する。台風の実況と予想などを示した「位置情報」と防災上の注意事項などを示した「総合情報」がある。

③ 全般気象情報、地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起するためや、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に、「○○に関する全般気象情報」や「○○に関する関東甲信地方気象情報」、「○○に関する東京都気象情報」などを発表する。

3. 気象情報伝達系統図

気象情報の伝達は下図によるものとする。

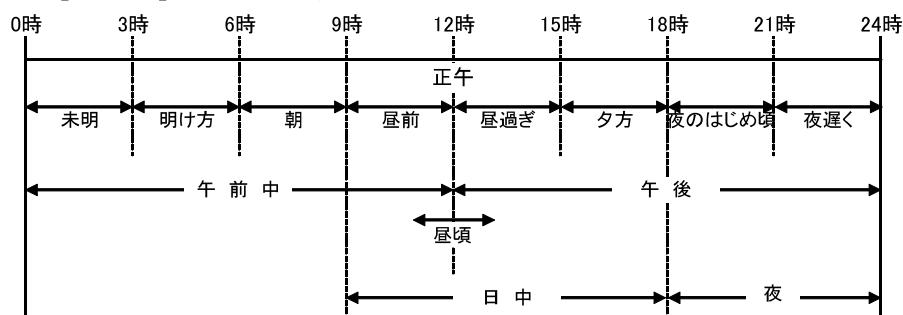


参考

気象用語の解説

解析雨量	国土交通省水管理・国土保全局、道路局と気象庁が全国に設置している気象レーダーと、アメダス及び自治体等の地上の雨量計を組み合わせて、1km四方で雨量分布を求めたもの。30分毎に作成され、雨量計の観測網にかからないような局所的な強雨を把握することができる。
降水短時間予報	解析雨量から求めた雨域の移動速度に、地形による雨雲の発達なども考慮して予想雨量を求め、これと物理的理論により求めた予測雨量とを組み合わせて、6時間後までの雨量を1km四方ごとに予測したもの。
高解像度降水ナウキャスト	最新の雨量の実況分布をもとに、降水量と降水の強さを、30分先までは250m四方ごと、1時間先までは1km四方ごとに、5分間隔で予測したもの。降水域の内部を立体的に解析することにより、精度向上が図られている。
土壤雨量指数	降った雨がどれだけ土壌中に蓄えられているかを推定した指数で土砂災害の危険性を判断するために用いている。
流域雨量指数	対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を推定した指数で洪水災害の危険性を判断するために用いている。
表面雨量指数	降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを推定した指数で浸水災害の危険性を判断するために用いている。
記録的短時間大雨情報	大雨警報が発表されているときに、数年に1回しか発生しないような短時間の大雨を観測、または解析したことを発表する情報。
高潮	台風など強い気象じょう乱に伴う気圧降下による海面の吸い上げ効果と風による海水の吹き寄せ効果のため、海面が異常に上昇する現象。
異常潮位	潮位が比較的長期間(1週間～数ヶ月程度)継続して平常よりも高く(あるいは低く)なる現象。
津波	大きな地震によって、海底に地殻変動が生じた結果、海水が押し上げられ、あるいは引き下げられ、これが波となって周囲に広がっていく現象。陸地に近づくと速度は遅くなり、津波の高さは急速に高くなる。
時間	別表1参照。
雨の強さ	別表2参照。

【別表1】一日の時間細目



【別表2】雨の強さに関する用語

1時間雨量 (ミリ)	予報用語
10～20未満	やや強い雨
20～30未満	強い雨
30～50未満	激しい雨
50～80未満	非常に激しい雨
80以上	猛烈な雨

【別表3】「一時」「時々」「のち」の違い

一時	現象が連続的に起こり、その現象の発現期間が予報期間の1/4未満のとき
時々	現象が断続的に起こり、その現象の発現期間の合計時間が予報期間の1/2未満のとき
のち	予報期間内の前と後で現象が異なるとき、その変化を示すときに用いる

「連続的」：現象の切れ間がおよそ1時間未満
 「断続的」：現象の切れ間がおよそ1時間以上

4. 5 雨量・水位等の観測・監視

1. 水防本部における観測・監視

水防本部では、以下のシステム等を使って、雨量・河川水位等を監視し、被害の軽減に努める。

(1) 東京都水防災総合情報システム

本システムは平成3年4月から建設局河川部防災課において稼動しており、平成11年4月、平成22年4月にシステム更新を行った。

このシステムは、都内に設置した雨量計、水位計から雨量、河川水位、潮位等の観測情報をリアルタイムで自動収集、データ加工して地図上や表形式で表示するほか、河川の映像データを表示・録画する。

(箇所)

	都管理	区市管理	合計
雨量観測所	103	37	140
水位観測所	114	55	169
貯留量観測調節池	24	—	24
潮位観測所	30	—	30
映像監視所	47	—	47

⇒ 資3.1、資3.4、資3.6、資3.9

システムにおける雨量及び水位の詳細については資料編を参照のこと。

⇒ 資3.11、資3.12

その他、水門のゲート開閉状況、排水機場のポンプの稼働状況等も確認することができる。

これらのうち、雨量と水位情報については、都のホームページ上で、都民への情報提供を行っている。

⇒ 第9章

(2) 洪水予報発表システム

雨量・水位情報をもとに1時間後までの水位を予測し、気象庁とともに予報発表の準備・協議を行う。

(3) 土砂災害警戒情報発表システム

土砂災害発生の危険度を監視し、気象庁とともに予報発表の準備・協議を行う。

2. 建設事務所等における観測・監視

建設事務所、江東治水事務所、支庁には「東京都水防災総合情報システム」の端末を設置しており、上記1(1)と同様のデータを監視することができるほか、気象情報や土砂災害情報についても情報収集することができる。

3. 水防管理団体等における観測・監視

雨量、河川水位の情報は、都庁LANを経由して都総務局所有の「東京都災害情報システム」(DIS)に送られており、このシステム端末を所有する関係各局、区市町村、気象庁、警視庁、東京消防庁等においても、リアルタイムな情報を入手することができる。

参考 雨量・水位を監視するときには・・・

「東京都水防災総合情報システム」で雨量・水位を表示するときには、監視しやすいように雨量や水位に応じて、色を変えています。

雨量の表示色

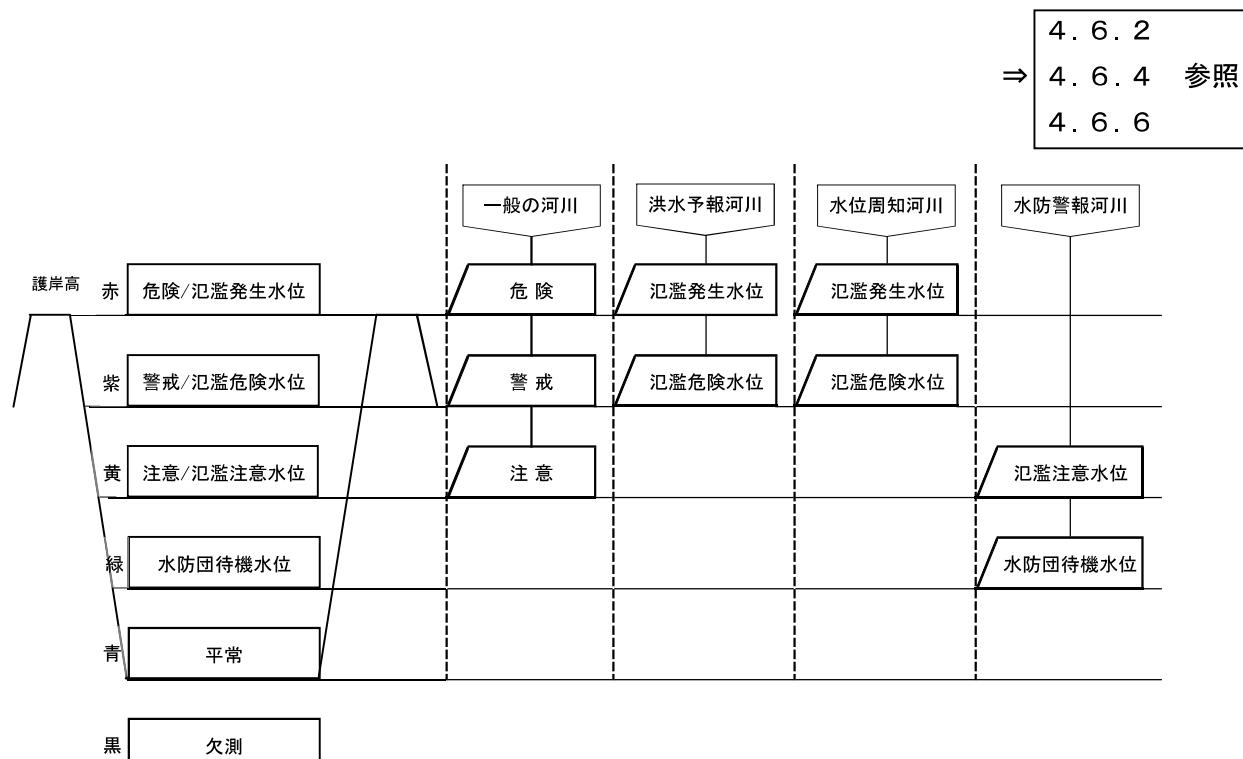
色	10分間雨量 (mm)	1時間雨量 (mm)
赤	20以上	50以上
紫	10~19	30~49
黄	5~9	15~29
青	1~4	1~14
白	無降雨	無降雨
黒	欠測	欠測

水位の表示色

色	名称
赤	危険／氾濫発生水位
紫	警戒／氾濫危険水位
黄	注意／氾濫注意水位
緑	水防団待機水位
青	平常
黒	欠測

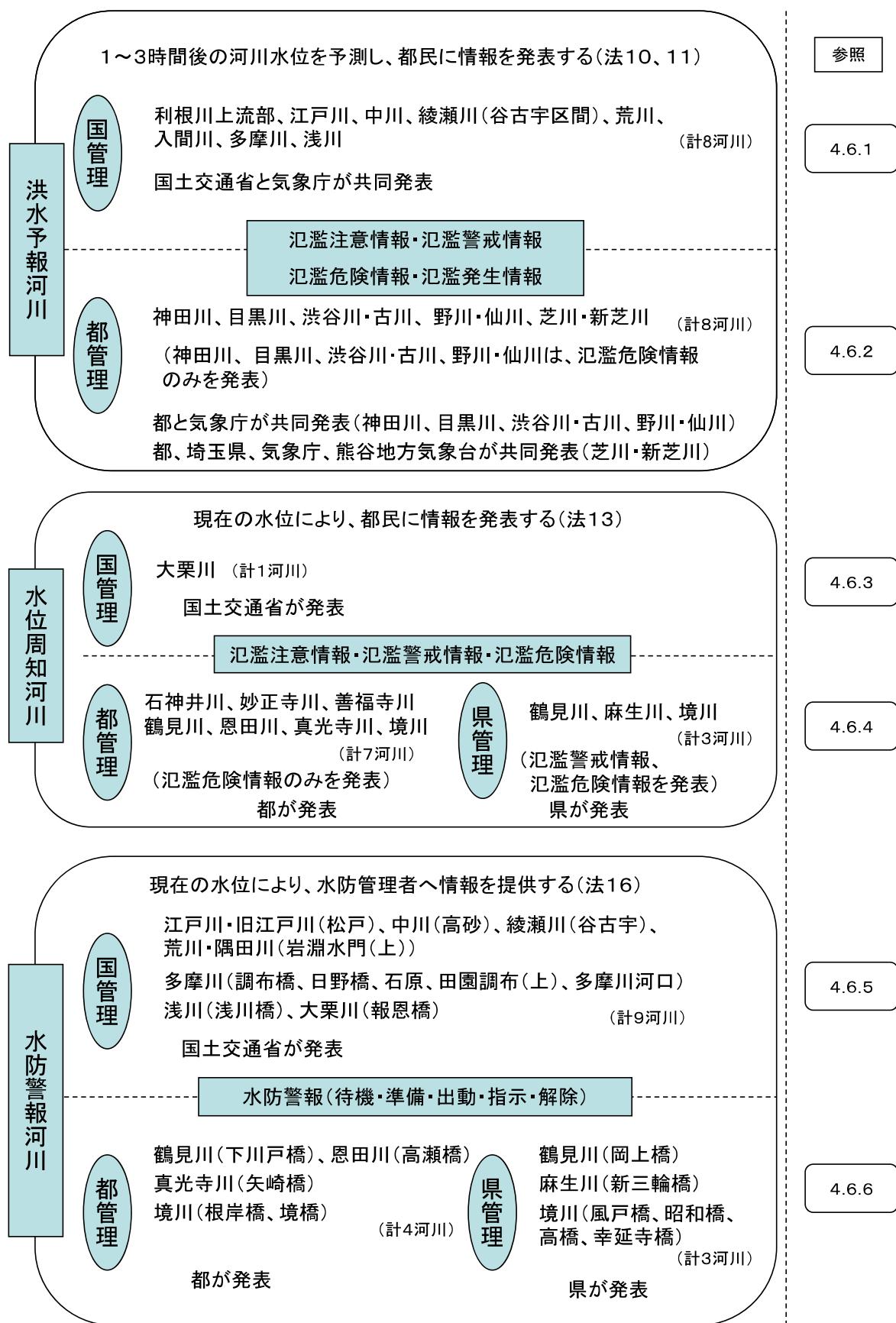
一般の河川については、下図のようにシステム上水位の目安として、護岸高の4～6割を「注意」、7～9割を「警戒」としており、各河川の川幅から設定を行っています。

「洪水予報河川」「水位周知河川」「水防警報河川」については、対象河川の基準地点毎に設定した水位を表示しています。

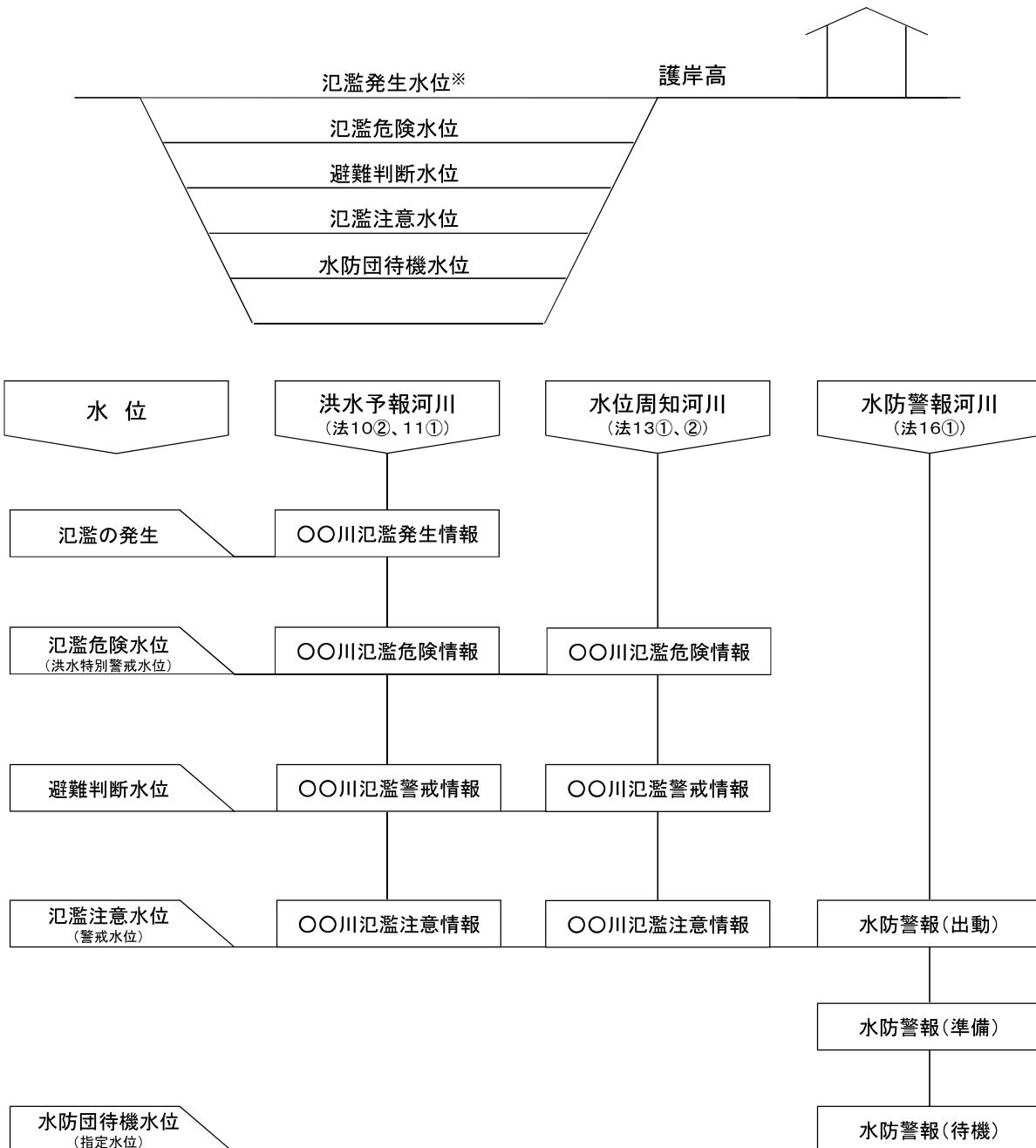


4.6 発表する河川等の情報

水防法では、「洪水予報河川」、「水位周知河川」、「水防警報河川」を指定し、それぞれの情報を発表し、伝達することを定めている。



洪水予報河川、水位周知河川、水防警報河川の水位及び発表する情報を模式的に表すと、以下のとおりとなる。



第4章 水防活動

4.6.1 洪水予報河川（国管理）

国土交通省と気象庁は、2以上の都県の区域にわたる河川その他流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について洪水予報を共同発表する。（法10）

都は、国土交通省と気象庁が発表する洪水予報の通知を受けたときは、水防管理団体へ通知する。（法10）

1. 洪水予報を行う河川及びその範囲

河川名	区間	基準地点
利根川上流部	左岸：群馬県伊勢崎市柴町字小泉1555番地先から 茨城県猿島郡境町字北野1920番地先まで 右岸：群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前70番6地先から 江戸川分派点まで	やつたじま 八斗島 ひやうじま 栗橋
江戸川	左岸：利根川からの分派点から 海まで 右岸：利根川からの分派点から 海まで（旧川を除く）	にしせきやまと 西関宿 のだ 野田
中川	左岸：埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字内膳堀内下1647-1地先から 東京都葛飾区高砂2丁目55-3地先まで 右岸：埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字大落向937-1地先から 東京都葛飾区青戸2丁目623-1地先まで	よしかわ 吉川
綾瀬川 (谷古宇区間)	左岸：埼玉県越谷市大字蒲生字西浦3793-3地先から 東京都足立区神明1丁目30-1地先まで 右岸：埼玉県草加市金明町字中取出し1362-7地先から 東京都足立区南花畠3丁目23-1地先まで	やこう 谷古宇
荒川 (旧川を除く)	左岸：埼玉県深谷市荒川字下川原5番の2地先から 海まで（旧川を除く） 右岸：埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番の18地先から 海まで（旧川を除く）	くまがや 熊谷 ぢすいばし 治水橋 いわぶらすいもんかみ 岩淵水門(上)
入間川	左岸：埼玉県川越市大字的場字飛樋下1563番の1地先から 荒川への合流点まで 右岸：埼玉県川越市大字池辺字権現脇臺1057番の2地先から 荒川への合流点まで	おがや 小ヶ谷 すがま 菅間
多摩川	左岸：東京都青梅市青梅大柳町1575地先から 海まで 右岸：東京都青梅市畑中1丁目18番地から 海まで	ちょうふいばし 調布橋 いしはら 石原 でんえんちょうふかみ 田園調布(上)
浅川	左岸：東京都八王子市中野上町4丁目3895番地先から 多摩川合流点まで 右岸：東京都八王子市元本郷町4丁目483番地先から 多摩川合流点まで	あさかわばし 浅川橋

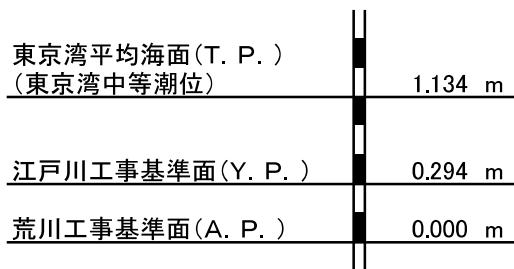
2. 洪水予報の種類と発表基準

種類	発表基準
(○○川) 沔濫注意情報	基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
(○○川) 沔濫警戒情報	基準地点のいずれかの水位が、概ね2~3時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
(○○川) 沔濫危険情報	基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき
(○○川) 沔濫発生情報	洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき
(○○川) 沔濫注意情報解除	基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

3. 洪水予報河川発表基準水位

河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	零点高
利根川上流部	八斗島	群馬県伊勢崎市八斗島町	0.80m	1.90m	3.90m	4.80m	5.28m	Y.P. + 45.232m
	栗橋	埼玉県久喜市栗橋	2.70m	5.00m	8.10m	8.90m	9.90m	Y.P. + 11.070m
江戸川	西関宿	埼玉県幸手市西関宿	4.50m	6.10m	8.10m	8.40m	9.121m	Y.P. + 8.500m
	野田	千葉県野田市中野台	4.60m	6.30m	8.20m	8.50m	9.341m	Y.P. + 3.500m
中川	吉川	埼玉県吉川市平沼	3.30m	3.60m	3.60m	4.00m	4.750m	A.P. + 0.000m
綾瀬川	谷古宇	埼玉県草加市松江	2.70m	3.00m	3.10m	3.50m	4.102m	A.P. + 0.000m
荒川	熊谷	埼玉県熊谷市榎町	3.00m	3.50m	5.00m	5.50m	7.507m	A.P. + 26.457m
	治水橋	埼玉県さいたま市西区飯田新田	7.00m	7.50m	12.10m	12.60m	14.599m	A.P. - 0.229m
	岩淵水門(上)	東京都北区志茂5丁目	3.00m	4.10m	6.50m	7.70m	8.57m	A.P. + 0.000m
入間川	小ヶ谷	埼玉県川越市小ヶ谷	2.00m	2.50m	3.10m	3.50m	5.003m	A.P. + 19.546m
	菅間	埼玉県川越市鹿飼	7.00m	8.00m	11.50m	12.00m	12.641m	A.P. + 3.913m
多摩川	調布橋	東京都青梅市上長渕	0.20m	1.00m	1.20m	1.60m	4.70m	A.P. + 148.500m
	石原	東京都調布市多摩川3丁目	4.00m	4.30m	4.30m	4.90m	5.94m	A.P. + 27.420m
	田園調布(上)	東京都大田区田園調布	4.50m	6.00m	7.60m	8.40m	10.35m	A.P. + 0.000m
浅川	浅川橋	東京都八王子市大横町	1.90m	2.20m	2.20m	2.60m	3.58m	A.P. + 112.500m

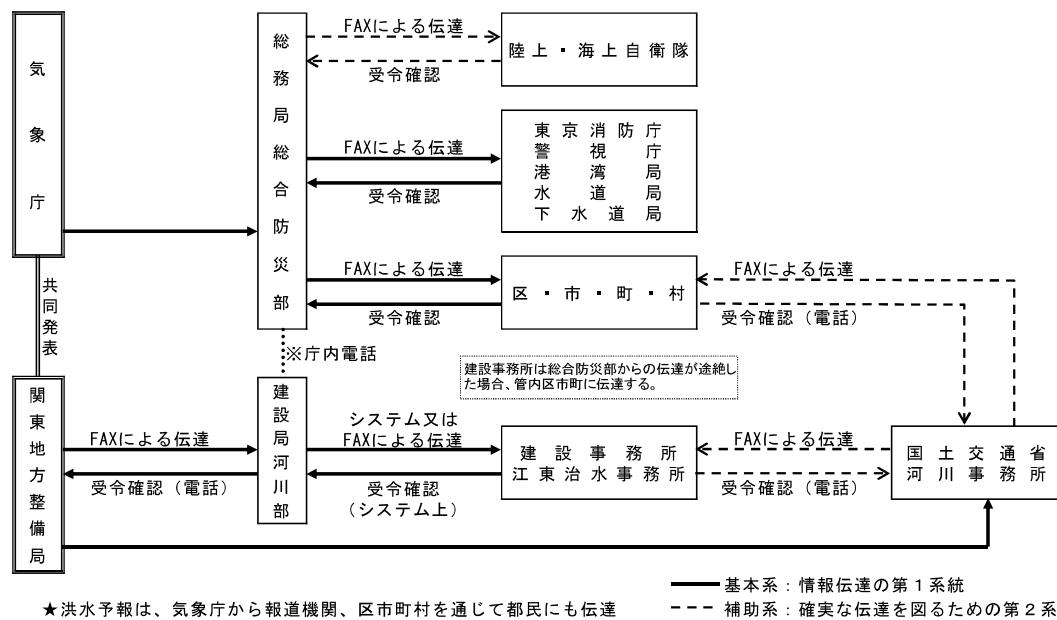
《各基準面の関係》(参考)



第4章 水防活動

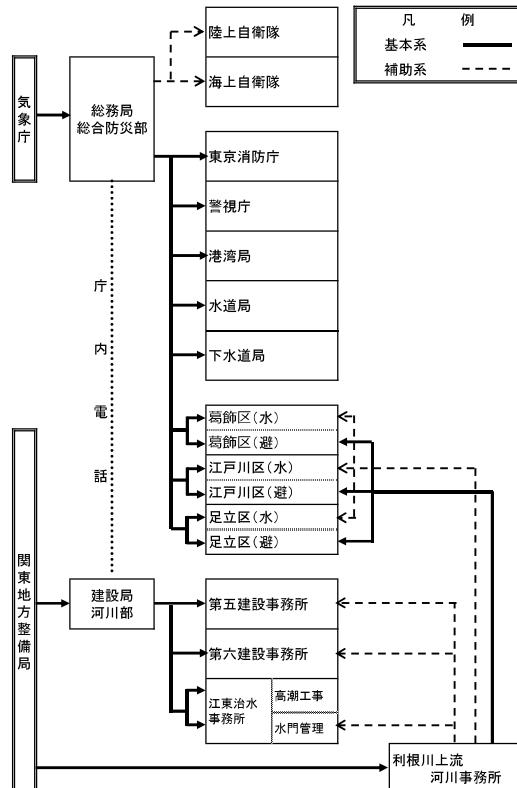
4. 洪水予報伝達系統図

各河川の洪水予報の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等、不測の事態を考慮し、下図のとおりとする。



各河川の伝達系統図は以下のとおりとする。

●利根川上流部洪水予報



関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
関東地方整備局(災害対策室)	6391-6392	2939	048-600-1419	048-600-1420
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	愛信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
第五建設事務所	75811	75801	03-5875-1438	03-3637-1584
第六建設事務所	75911	75901	03-3882-1408	03-3882-1228
江東治水事務所	77112	—	03-5875-1543	03-3637-1592
水門管理	87891	87890	03-5620-2490	03-5620-2491
利根川上流河川事務所	711-591	711-599	0480-52-9839	0480-52-9852
気象庁	76511	76501	03-3212-4963	03-3211-4923
総務局 総合防災部	昼	70227	70013	03-5388-2456
※1	夜	70349	70023	03-5388-2459
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531～3	03-3213-1476
警視庁	昼	76311	76301	03-3581-4321 内55541～4
	夜			03-3502-1450 内55151～3
港湾局	70581,70582	70081	03-5320-5521	03-5388-1575
水道局(総務部総務課)	70621	70085	03-5320-6313	03-5388-1675
下水道局	70631	70091	03-5320-6506	03-5388-1700
葛飾区(水)※2	—	—	03-3695-1197	03-3697-1660
葛飾区(避)	75111	75101	03-3695-1195	03-5698-1503
江戸川区(水)	75271	—	03-5662-1884	03-3652-9858
江戸川区(避)	75211	75201	03-5662-2037	03-3652-9891
足立区(水)	—	—	03-3880-5478	03-3880-5719
足立区(避)	75011	75001	03-3880-5836	03-3880-5607
陸上自衛隊	昼 76613 夜 76615	76601	03-3933-1161 内 昼2128 夜2708	03-3393-8220
海上自衛隊	86481	86480	0468-22-3500 内 2222	0468-23-1009

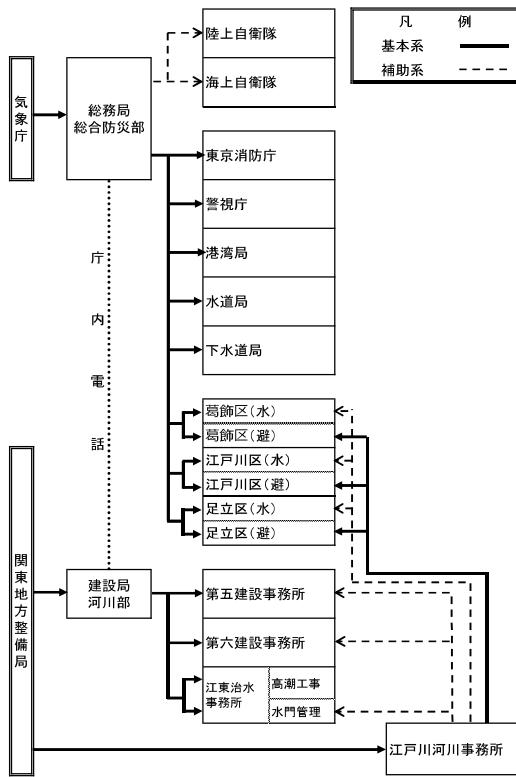
*1 昼夜の区分はP2-10参照

※2 水…水防担当部署／避…避難勧告等発令担当部署

★総合防災部からの伝達が途絶した場合、建設事務所は河川部の指示により管内の区市町村に情報伝達する

▲総合防災部の方々の伝達が遅延した場合、建設事務所は河川部の雷

●江戸川洪水予報



関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
関東地方整備局(災害対策室)	6391-6392	2939	048-600-1419	048-600-1420
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
第五建設事務所	75811	75801	03-5875-1438	03-3637-1584
第六建設事務所	75911	75901	03-3882-1408	03-3882-1228
江東治水 <small>(高潮工事)</small> 事務所 <small>(水門管理)</small>	77112 87891	— 87890	03-5875-1543 03-5620-2490	03-3637-1592 03-5620-2491
江戸川河川事務所 災対室	731-591	731-599	04-7125-7332	04-7123-6741
気象庁	76511	76501	03-3212-4963	03-3211-4923
総務局 総合防災部	70227 ※1 夜 70349	70013 70023	03-5388-2456 03-5388-1958	03-5388-1260
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内 3531～3	03-3213-1476
警視庁	76311	76301	03-3581-4321 内 55541～4 内 55151～3	03-3502-1450
港湾局	70581-70582	70081	03-5320-5521	03-5388-1575
水道局(総務部総務課)	70621	70085	03-5320-6313	03-5388-1675
下水道局	70631	70091	03-5320-6506	03-5388-1700
葛飾区(水) <small>※2</small>	—	—	03-3695-1197	03-3697-1660
葛飾区(避)	75111	75101	03-3695-1195	03-5698-1503
江戸川区(水)	75271	—	03-5662-1884	03-3652-9858
江戸川区(避)	75211	75201	03-5662-2037	03-3652-9891
足立区(水)	—	—	03-3880-5478	03-3880-5719
足立区(避)	75011	75001	03-3880-5836	03-3880-5607
陸上自衛隊	星 76613 夜 76615	76601	03-3933-1161 内 星 2128 夜 2708	03-3393-8220
海上自衛隊	86481	86480	0468-22-3500 内 2222	0468-23-1009

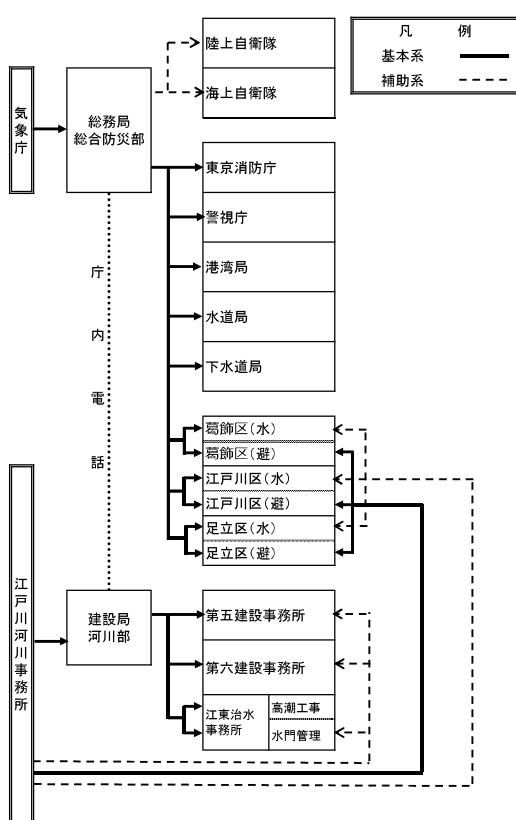
※1 昼夜の区分はP2-10参照

※2 水…水防担当部署／避…避難勧告等発令担当部署

★総合防災部からの伝達が途絶した場合、建設事務所は河川部の指示により管内の区市町村に情報伝達する。

★洪水予報は、気象庁から報道機関、区市町村を通じて都民にも伝達

●中川洪水予報



関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
江戸川河川事務所 災対室	731-591	731-599	04-7125-7332	04-7123-6741
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
第五建設事務所	75811	75801	03-5875-1438	03-3637-1584
第六建設事務所	75911	75901	03-3882-1408	03-3882-1228
江東治水 <small>(高潮工事)</small> 事務所 <small>(水門管理)</small>	77112 87891	— 87890	03-5875-1543 03-5620-2490	03-3637-1592 03-5620-2491
気象庁	76511	76501	03-3212-4963	03-3211-4923
総務局 総合防災部	70227 ※1 夜 70349	70013 70023	03-5388-2456 03-5388-1958	03-5388-1260
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内 3531～3	03-3213-1476
警視庁	76311	76301	03-3581-4321 内 55541～4 内 55151～3	03-3502-1450
港湾局	70581-70582	70081	03-5320-5521	03-5388-1575
水道局(総務部総務課)	70621	70085	03-5320-6313	03-5388-1675
下水道局	70631	70091	03-5320-6506	03-5388-1700
葛飾区(水) <small>※2</small>	—	—	03-3695-1197	03-3697-1660
葛飾区(避)	75111	75101	03-3695-1195	03-5698-1503
江戸川区(水)	75271	—	03-5662-1884	03-3652-9858
江戸川区(避)	75211	75201	03-5662-2037	03-3652-9891
足立区(水)	—	—	03-3880-5478	03-3880-5719
足立区(避)	75011	75001	03-3880-5836	03-3880-5607
陸上自衛隊	星 76613 夜 76615	76601	03-3933-1161 内 星 2128 夜 2708	03-3393-8220
海上自衛隊	86481	86480	0468-22-3500 内 2222	0468-23-1009

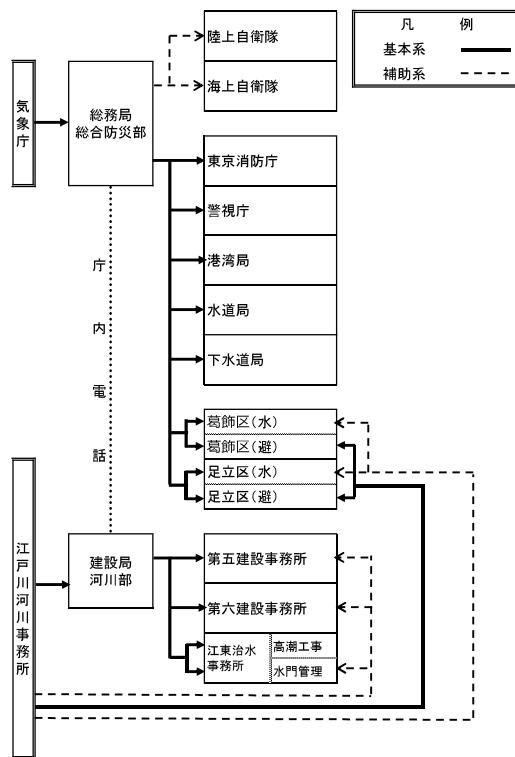
※1 昼夜の区分はP2-10参照

※2 水…水防担当部署／避…避難勧告等発令担当部署

★総合防災部からの伝達が途絶した場合、建設事務所は河川部の指示により管内の区市町村に情報伝達する。

★洪水予報は、気象庁から報道機関、区市町村を通じて都民にも伝達

●綾瀬川(谷古宇区間)洪水予報



関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
江戸川河川事務所 災対室	731-591	731-599	04-7125-7332	04-7123-6741 受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	03-5875-1438 03-3637-1584
第五建設事務所	75811	75801	03-5875-1438	03-3882-1408 03-3882-1228
第六建設事務所	75911	75901	03-5875-1543	03-3637-1592
江東治水事務所	77112	—	03-5620-2490	03-5620-2491
高潮工事水門管理	87891	87890	03-5620-2490	03-5620-2491
気象庁	76511	76501	03-3212-4963	03-3211-4923
総務局 総合防災部	70227	70013	03-5388-2456	03-5388-1260
※1	70349	70023	03-5388-2459	03-5388-1958
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531～3	03-3213-1476
警視庁	76311	76301	03-3581-4321 内55541～4 内55151～3	03-3502-1450
港湾局	70581, 70582	70081	03-5320-5521	03-5388-1575
水道局(総務部総務課)	70621	70085	03-5320-6313	03-5388-1675
下水道局	70631	70091	03-5320-6506	03-5388-1700
葛飾区(水)※2	—	—	03-3695-1197	03-3697-1660
葛飾区(避)	75111	75101	03-3695-1195	03-5698-1503
足立区(水)	—	—	03-3880-5478	03-3880-5719
足立区(避)	75011	75001	03-3880-5836	03-3880-5607
陸上自衛隊	76613 夜 76615	76601	03-3933-1161 内 屋2128 夜2708	03-3393-8220
海上自衛隊	86481	86480	0468-22-3500 内 2222	0468-23-1009

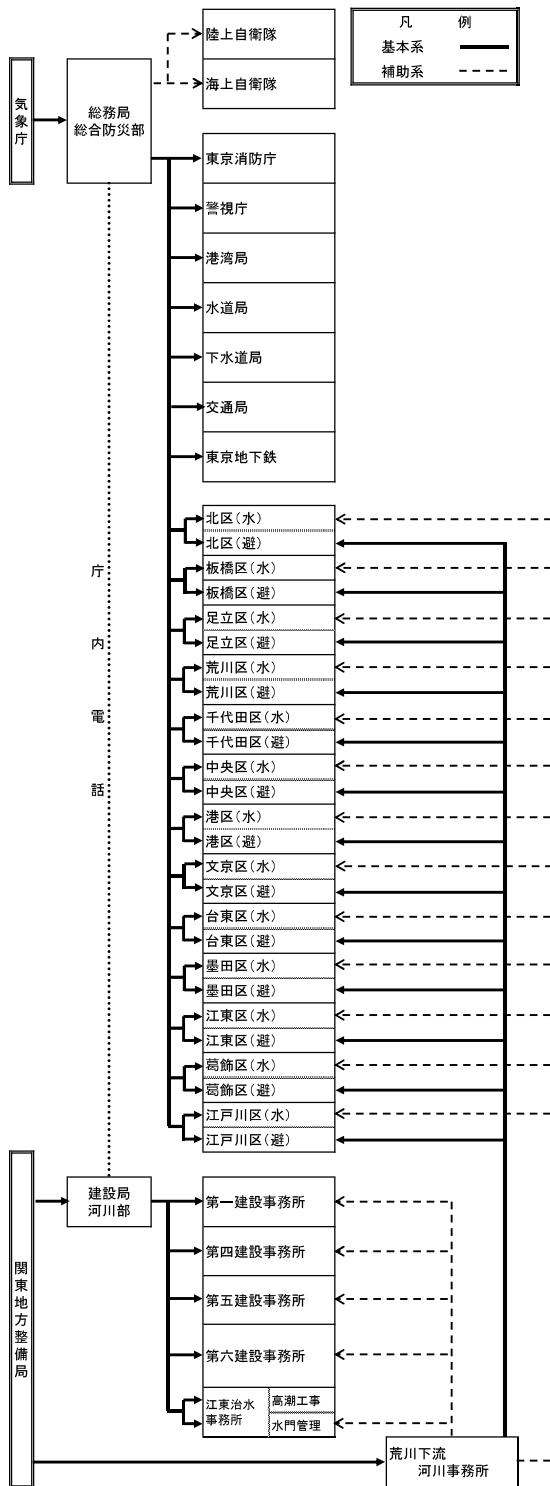
※1 昼夜の区分はP2-10参照

※2 水…水防担当部署／避…避難勧告等発令担当部署

★総合防災部からの伝達が途絶した場合、建設事務所は河川部の指示により管内の区市町村に情報伝達する。

★洪水予報は、気象庁から報道機関、区市町村を通じて都民にも伝達

●荒川洪水予報



関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
関東地方整備局(災害対策室)	6391-6392	2939	048-600-1419	048-600-1420 要信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	03-3541-7678
第一建設事務所	75411	75401	03-3542-1292	03-5978-1748
第四建設事務所	75711	75701	03-5875-1438	03-3637-1584
第五建設事務所	75811	75801	03-3882-1408	03-3882-1228
第六建設事務所	75911	75901	03-5875-1543	03-3637-1592
江東治水・高潮工事事務所	77112	—	03-5620-2490	03-5620-2491
水門管理	87891	87890	03-3903-6821~3	03-3902-6676
荒川下流河川事務所	733-591~4	733-562	03-3903-6821~3	03-3902-6676
気象庁	76511	76501	03-3212-4963	03-3211-4923
総務局 総合防災部	70227	70013	03-5388-2456	03-5388-1260
※1	夜	70349	70023	03-5388-2459 03-5388-1958
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531-3	03-3213-1476
警視庁	76311	76301	03-3581-4321 内55541~4 03-55151~3	03-3502-1450
港湾局	70581, 70582	70081	03-5320-5521	03-5388-1575
水道局(総務部総務課)	70621	70085	03-5320-6313	03-5388-1675
下水道局	70631	70091	03-5320-6506	03-5388-1700
交通局(総務部安全対策推進課)	70611	70078	03-5320-6064	03-5388-1650
東京地下鉄	86893 86891	86890	03-3837-7147 03-3941-8265	03-3837-7159 03-5395-1547
北区(水)※2	—	—	03-3908-9213	03-3908-1291
北区(避)	74611	74601	03-3908-8184	03-3908-4016
板橋区(水)	—	—	03-3579-2520	03-3579-4057
板橋区(避)	74811	74801	03-3579-2159	03-3963-0150
足立区(水)	—	—	03-3880-5478	03-3880-5719
足立区(避)	75011	75001	03-3880-5836	03-3880-5607
荒川区(水)	—	—	03-3802-0714	03-3802-6230
荒川区(避)	74711	74701	03-3803-8711	03-5810-6262
千代田区(水)	—	—	03-5211-4239	03-3264-4792
千代田区(避)	73011	73001	03-5211-4187	03-3264-1673
中央区(水)	73171	—	03-3546-5402	03-3546-5639
中央区(避)	73111	73101	03-3546-5087	03-3546-5708
港区(水)	—	—	03-3578-2313	03-3578-2369
港区(避)	73211	73201	03-3578-2541	03-3578-2539
港区(水・避)	夜・休日	73211	73201	03-3578-2546
文京区(水)	—	—	03-5803-1241	03-5803-1359
文京区(避)	73411	73401	03-5803-1179	03-5803-1344
台東区(水)	—	—	03-5246-1302	03-5246-1319
台東区(避)	73511	73501	03-5246-1092	03-5246-1099
墨田区(水)	—	—	03-5608-6290	03-5608-6409
墨田区(避)	73611	73601	03-5608-6206	03-5608-6425
江東区(水)	—	—	03-3647-2538	03-3647-9216
江東区(避)	73711	73701	03-3647-9584 03-3647-9105	03-3647-8440 03-3647-9105
葛飾区(水)	—	—	03-3695-1197	03-3697-1660
葛飾区(避)	75111	75101	03-3695-1195	03-5698-1503
江戸川区(水)	75271	—	03-5662-1884	03-3652-9858
江戸川区(避)	75211	75201	03-5662-2037	03-3652-9891
陸上自衛隊	昼 76613 夜 76615	76601	03-3933-1161 内 昼 2128 夜 2708	03-3393-8220
海上自衛隊	86481	86480	0468-22-3500 内 2222	0468-23-1009

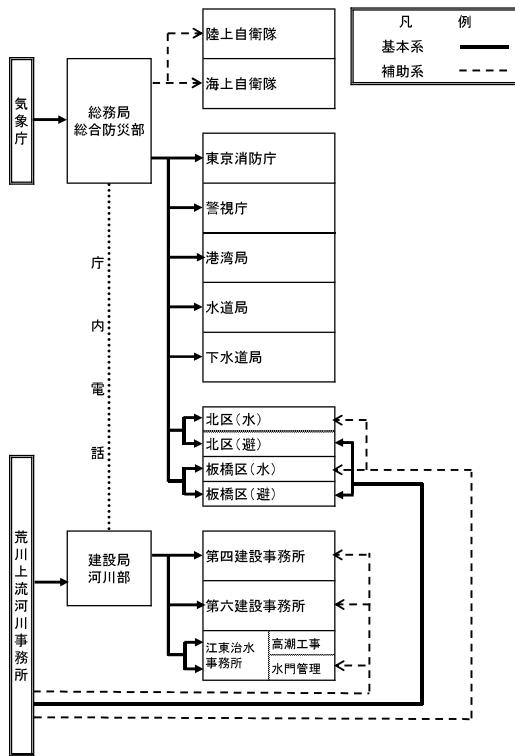
※1 昼夜の区分はP-10参照

※2 水…水防担当部署／避…避難勧告等発令担当部署

★総合防災部からの伝達が途絶した場合、建設事務所は河川部の指示により管内の区市町村に情報伝達する。

★洪水予報は、気象庁から報道機関、区市町村を通じて都民にも伝達

●入間川流域洪水予報



凡　例

基本系	—
補助系	- - -

関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
荒川上流河川事務所	732-503	732-599	049-246-6715	049-246-6391
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	03-5388-1535 (03-5388-1534)
第四建設事務所	75711	75701	03-5978-1734	03-5978-1748
第六建設事務所	75911	75901	03-3882-1408	03-3882-1228
江東治水高潮工事事務所	77112	—	03-5875-1543	03-3637-1592
水門管理	87891	87890	03-5620-2490	03-5620-2491
気象庁	76511	76501	03-3212-4963	03-3211-4923
総務局 総合防災部	70227 ※1 夜 70349	70013 70023	03-5388-2456 03-5388-2459	03-5388-1260 03-5388-1958
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531~3	03-3213-1476
警視庁	76311	76301	03-3581-4321 内55541~4 内55151~3	03-3502-1450
港湾局	70581,70582	70081	03-5320-5521	03-5388-1575
水道局	70621	70085	03-5320-6313	03-5388-1675
下水道局	70631	70091	03-5320-6506	03-5388-1700
北区(水)※2	—	—	03-3908-9213	03-3908-1291
北区(避)	74611	74601	03-3908-8184	03-3908-4016
板橋区(水)	—	—	03-3579-2520	03-3579-4057
板橋区(避)	74811	74801	03-3579-2159	03-3963-0150
陸上自衛隊	昼 76613 夜 76615	76601	03-3933-1161 内 224 夜 702	03-3933-1161 内 710
海上自衛隊	86481	86480	0468-22-3500 内 2222	0468-23-1009

※1 昼夜の区分はP2-10参照

※2 水…水防担当部署／避…避難勧告等発令担当部署

★総合防災部からの伝達が途絶した場合、建設事務所は河川部の指示により管内の区市町村に情報伝達する。

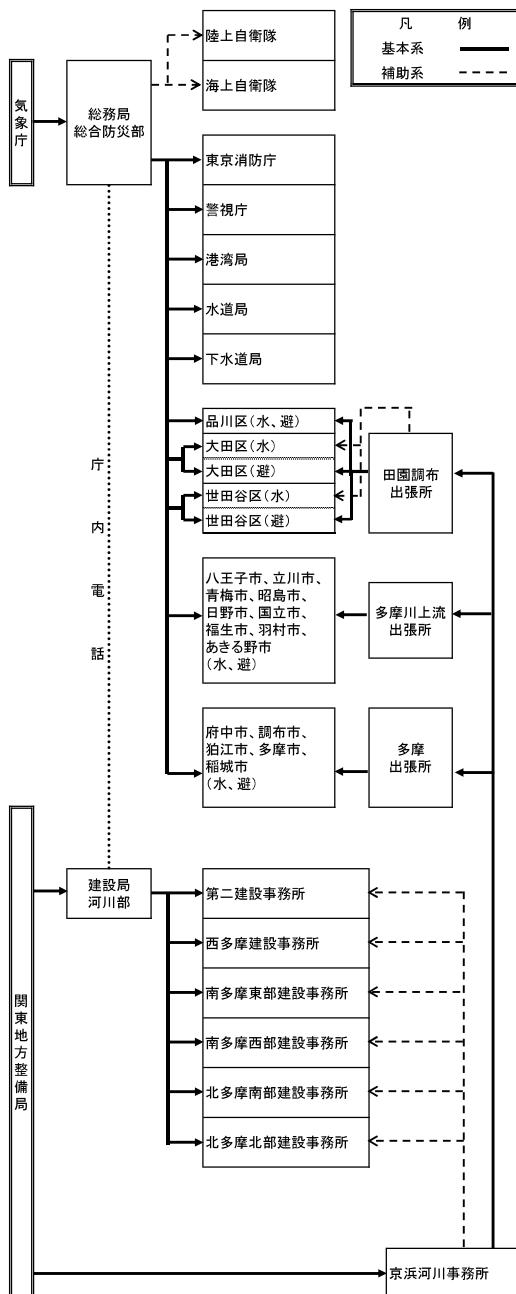
★洪水予報は、気象庁から報道機関、区市町村を通じて都民にも伝達

※入間川の洪水予報は、入間川のほか、越辺川、小畔川、高麗川、都幾川の情報を含む、

入間川流域洪水予報として発表される。

このうち、氾濫により都内に浸水が想定される河川は入間川のみである。

●多摩川洪水予報



関 係 機 閣	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
関東地方整備局(災害対策室)	6391,6392	2939	048-600-1419	048-600-1420
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435 要信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)	048-600-1420
第二建設事務所	75511	75502	03-3774-6658	03-3774-0328
西多摩建設事務所	83011	83001	0428-22-7315	0428-22-7994
南多摩東部建設事務所	83111	83101	042-720-8641	042-720-6563
南多摩西部建設事務所	83211	83201	042-643-2648	042-648-9399
北多摩南部建設事務所	83311	83301	042-330-1845	042-369-3890
北多摩北部建設事務所	83411	83401	042-540-9521	042-525-9746
京浜河川事務所災害対策室	772-591～594	772-550～1	045-503-4054	045-503-3174
田園調布出張所	772-6325	772-6340	03-3721-4288	03-3721-4289
多摩川上流出張所	772-6525	772-6540	042-552-0667	042-530-1386
多摩出張所	772-6425	772-6440	042-377-7403	042-377-3552
気象庁	76511	76501	03-3212-4963	03-3211-4923
総務局 総合防災部	70227 ※1 夜	70013 70023	03-5388-2456 03-5388-1958	03-5388-1260
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531～3	03-3213-1476
警視庁	76311 夜	76301	03-3581-4321 内55541～4 内55151～3	03-3502-1450
港湾局	70581,70582	70081	03-5320-5521	03-5388-1575
水道局(総務部総務課)	70621	70085	03-5320-6313	03-5388-1675
下水道局	70631	70091	03-5320-6506	03-5388-1700
品川区(水、避)※2 夜・休日	73811	73801	03-5748-6695 03-3777-1111	09-377711181
大田区(水)	—	—	03-5744-1304	03-5744-1527
大田区(避)	74011	74001	03-5744-1611	03-5744-1519
世田谷区(水)	—	—	03-5432-2580	03-5432-3026
世田谷区(避)	74111	74101	03-5432-2262	03-5432-3014
八王子市(水、避)	80011	80001	042-620-7207～8	042-626-1271
立川市(水、避)	80111	80101	042-523-2561	042-528-4333
青梅市(水、避)	80411	80401	0428-22-1111 内2504	0428-22-3508
昭島市(水、避)	80611	80601	042-541-5625	042-544-7552
日野市(水、避)	81111	81101	042-585-1100	042-587-5666
国立市(水、避)	81411	81401	042-576-2111 内 146	042-576-0264
福生市(水、避)	81611 夜・休日	81601	042-551-1638 042-551-1511	042-553-3339
羽村市(水、避)	82411	82401	042-555-1111 内 207	042-554-2921
あきる野市(水、避)	82511	82501	042-558-1111 (内2340～2)	042-558-1115
府中市(水、避)	80511,80512	80501	042-335-4098	042-335-6395
調布市(水、避)	80711	80701	042-481-7346	042-481-7255
狛江市(水、避)	81711	81701	03-3480-5500	03-3480-5500
多摩市(水、避)	82211 夜	82201	042-338-6802 042-338-6855	042-338-6835
稲城市(水、避)	82311	82301	042-377-7119	042-377-0119
陸上自衛隊	76613 夜 76615	76601	03-3933-1161 内 2128 夜 2708	03-3933-8220
海上自衛隊	86481	86480	0468-22-3500 内 2222	0468-23-1009

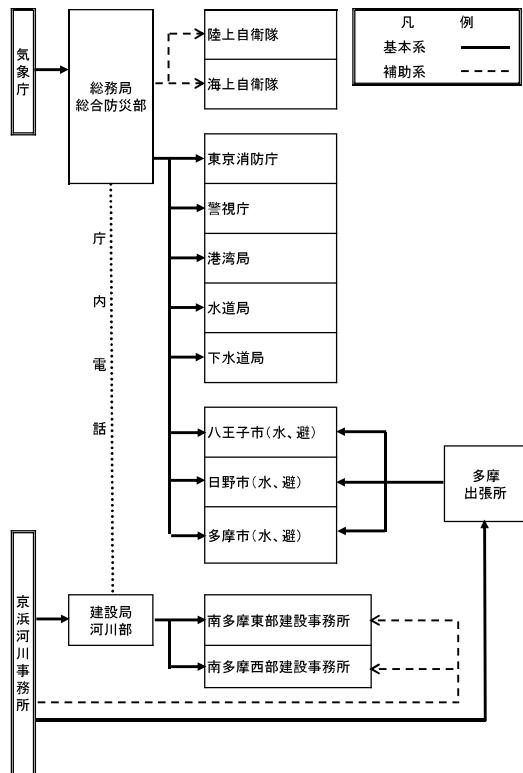
※1 昼夜の区分はP2-10参照

※2 水…水防担当部署／避…避難勧告等発令担当部署

★総合防災部からの伝達が途絶した場合、建設事務所は河川部の指示により管内の区市町村に情報伝達する。

★洪水予報は、気象庁から報道機関、区市町村を通じて都民にも伝達

●浅川洪水予報



関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
京浜河川事務所災害対策室	772-591～594	772-550.551	045-503-4054	045-503-3174
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	愛信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
南多摩東部建設事務所	83111	83101	042-720-8641	042-720-6563
南多摩西部建設事務所	83211	83201	042-643-2648	042-648-9399
多摩出張所	772-6425	772-6440	042-377-7403	042-377-3552
気象庁	76511	76501	03-3212-4963	03-3211-4923
総務局 総合防災部	70227	70013	03-5388-2456	03-5388-1260
※1	70349	70023	03-5388-2459	03-5388-1958
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531～3	03-3213-1476
警視庁	76311	76301	03-3581-4321 内55541～4 内55151～3	03-3502-1450
港湾局	70581, 70582	70081	03-5320-5521	03-5388-1575
水道局(総務部総務課)	70621	70085	03-5320-6313	03-5388-1675
下水道局	70631	70091	03-5320-6506	03-5388-1700
八王子市(水、避)※2	80011	80001	042-620-7207～8	042-626-1271
日野市(水、避)	81111	81101	042-585-1100	042-587-5666
多摩市(水、避)	82211	82201	042-338-6802 042-338-6855	042-339-7422 042-338-6835
陸上自衛隊	昼 76613 夜 76615	76601	03-3933-1161 内 屋2128 夜2708	03-3393-8220
海上自衛隊	86481	86480	0468-22-3500 内 2222	0468-23-1009

※1 昼夜の区分はP2-10参照

※2 水…水担当部署／避…避難勧告等発令担当部署

★総合防災部からの伝達が途絶した場合、建設事務所は河川部の指示により管内の区市町村に情報伝達する。

★洪水予報は、気象庁から報道機関、区市町村を通じて都民にも伝達

4.6.2 洪水予報河川（都管理）

都と気象庁は、国土交通省が指定した河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を指定し（洪水予報河川）、洪水予報を共同発表する。

1. 洪水予報を行う河川及びその範囲

発表単位	河川名	区間	基準地点
神田川	神田川	左岸：三鷹市井の頭3丁目322番地先から 隅田川合流点まで 右岸：三鷹市井の頭3丁目322番地先から 隅田川合流点まで	ばんやはし 番屋橋 わだみばし 和田見橋 みなみおたきばし 南小滝橋 いいだばし 飯田橋
目黒川	目黒川	左岸：目黒区大橋1丁目10番地先から 海まで 右岸：目黒区東山3丁目1番地先から 海まで	あおばだい 青葉台 え ばらちょう せつち じょうりゅう 荏原調節池上流
渋谷川 ・古川	渋谷川	左岸：渋谷区渋谷3丁目18番地先から 海まで	しぶやはし 渋谷橋 しのはし 四ノ橋
	古川	右岸：渋谷区渋谷3丁目20番地先から 海まで	
野川 ・仙川	野川	左岸：小金井市貫井南町4丁目25番地先から 多摩川への合流点まで 右岸：小金井市貫井南町4丁目24番地先から 多摩川への合流点まで	おおさわいのえ 大沢池上 かまたばしがわ 鎌田橋野川
	仙川	左岸：三鷹市新川6丁目26番地先から 野川への合流点まで 右岸：三鷹市新川6丁目28番地先から 野川への合流点まで	かまたばしせんかわ 鎌田橋仙川
芝川・ 新芝川※	芝川	左岸：埼玉県さいたま市緑区大間木地先八丁橋下流から 新芝川を経て荒川合流点まで	
	新芝川	右岸：埼玉県さいたま市緑区大間木地先八丁橋下流から 新芝川を経て荒川合流点まで	あおきすいもん 青木水門

※ 芝川・新芝川洪水予報は東京都・埼玉県・気象庁予報部・熊谷地方気象台の共同発表

第4章 水防活動

2. 洪水予報の種類と発表基準

(1) 神田川、目黒川、渋谷川・古川、野川・仙川

種類	発表基準
(○○川) 沈没危険情報	基準地点のいずれか1地点の水位が、概ね1時間以内に沈没発生水位に到達することが見込まれる場合、あるいは沈没危険水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
(○○川) 沈没注意情報解除	全ての基準地点の水位が、沈没危険水位を下回り、洪水のおそれがなくなったとき

(2) 芝川・新芝川

種類	発表基準
芝川・新芝川 沈没注意情報	青木水門の水位が、沈没注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
芝川・新芝川 沈没警戒情報	青木水門の水位が、沈没危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
芝川・新芝川 沈没危険情報	青木水門の水位が、沈没危険水位に到達したとき
芝川・新芝川 沈没発生情報	洪水予報を行う区域において、沈没が発生したとき
芝川・新芝川 沈没注意情報解除	青木水門の水位が、沈没注意水位を下回り、沈没のおそれがなくなったとき

3. 洪水予報河川発表基準水位

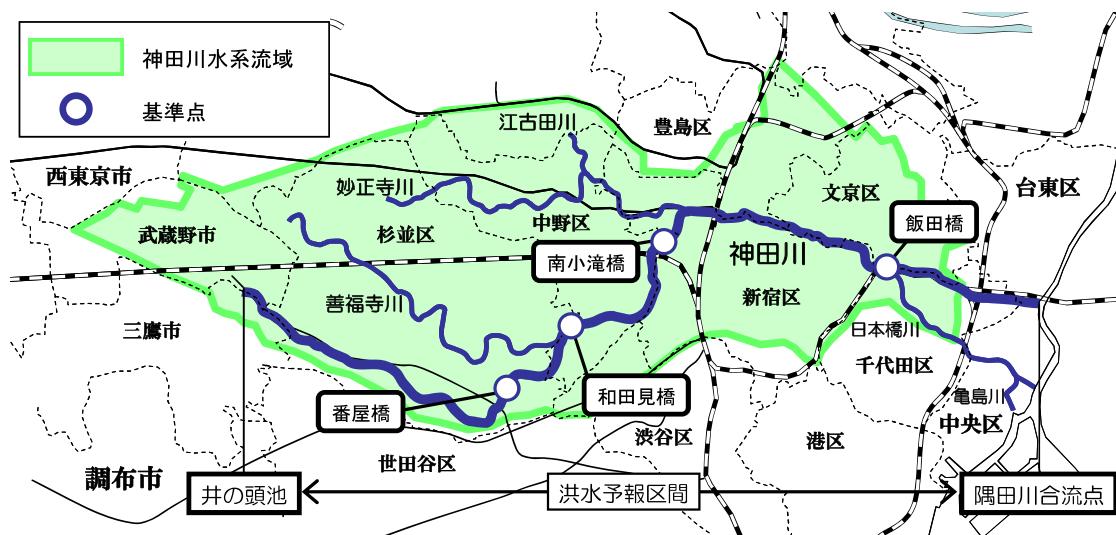
単位A.P.

洪水予報 発表単位	基準地点	所在地	水防団 待機水位 (指定水位)	沈没 注意水位 (警戒水位)	沈没 危険水位	沈没 発生水位
神田川	番屋橋	杉並区和泉	—	—	34.10 m	34.93 m
	和田見橋	中野区弥生町	—	—	29.72 m	30.59 m
	南小滝橋	新宿区北新宿	—	—	17.96 m	20.10 m
	飯田橋	文京区後楽	—	—	3.67 m	5.27 m
目黒川	青葉台	目黒区青葉台	—	—	10.05 m	11.94 m
	荏原調節池上流	品川区西五反田	—	—	4.47 m	5.42 m
渋谷川・古川	渋谷橋	渋谷区恵比寿	—	—	9.19 m	11.08 m
	四ノ橋	港区南麻布	—	—	4.88 m	6.67 m
野川・仙川	大沢池上	三鷹市大沢	—	—	39.89 m	40.45 m
	鎌田橋野川	世田谷区鎌田	—	—	14.54 m	16.21 m
	鎌田橋仙川	世田谷区鎌田	—	—	16.15 m	17.24 m

単位A.P.

洪水予報 発表単位	基準地点	所在地	水防団 待機水位 (指定水位)	沈没 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	沈没 危険水位
芝川・新芝川	青木水門	埼玉県川口市辻	3.15 m	3.75 m	3.88 m	4.63 m

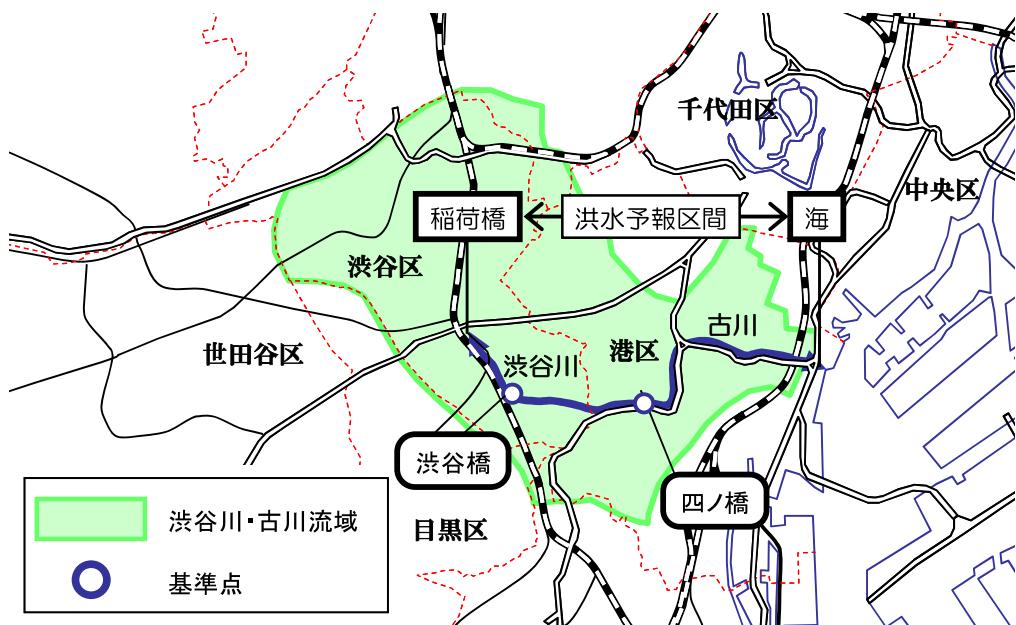
神田川洪水予報実施区間と基準地点



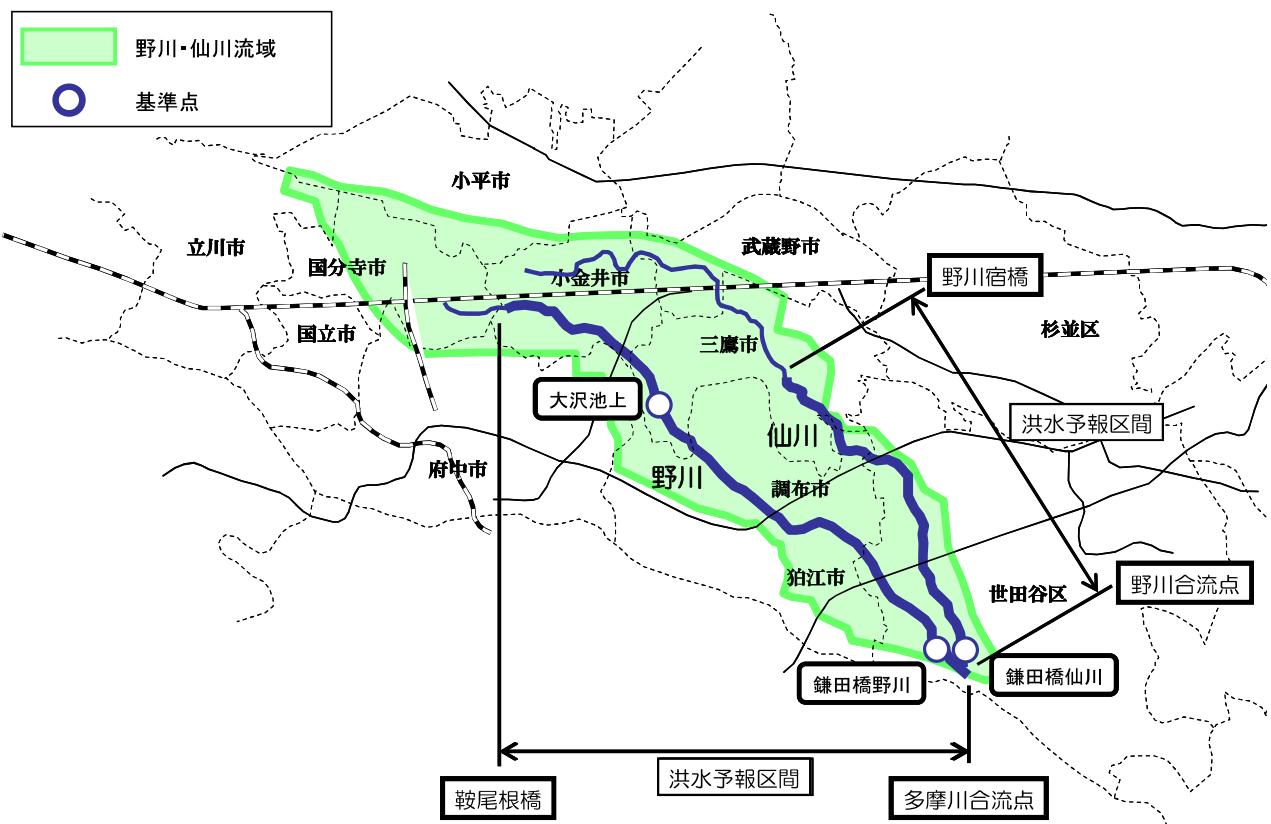
目黒川洪水予報実施区間と基準地点



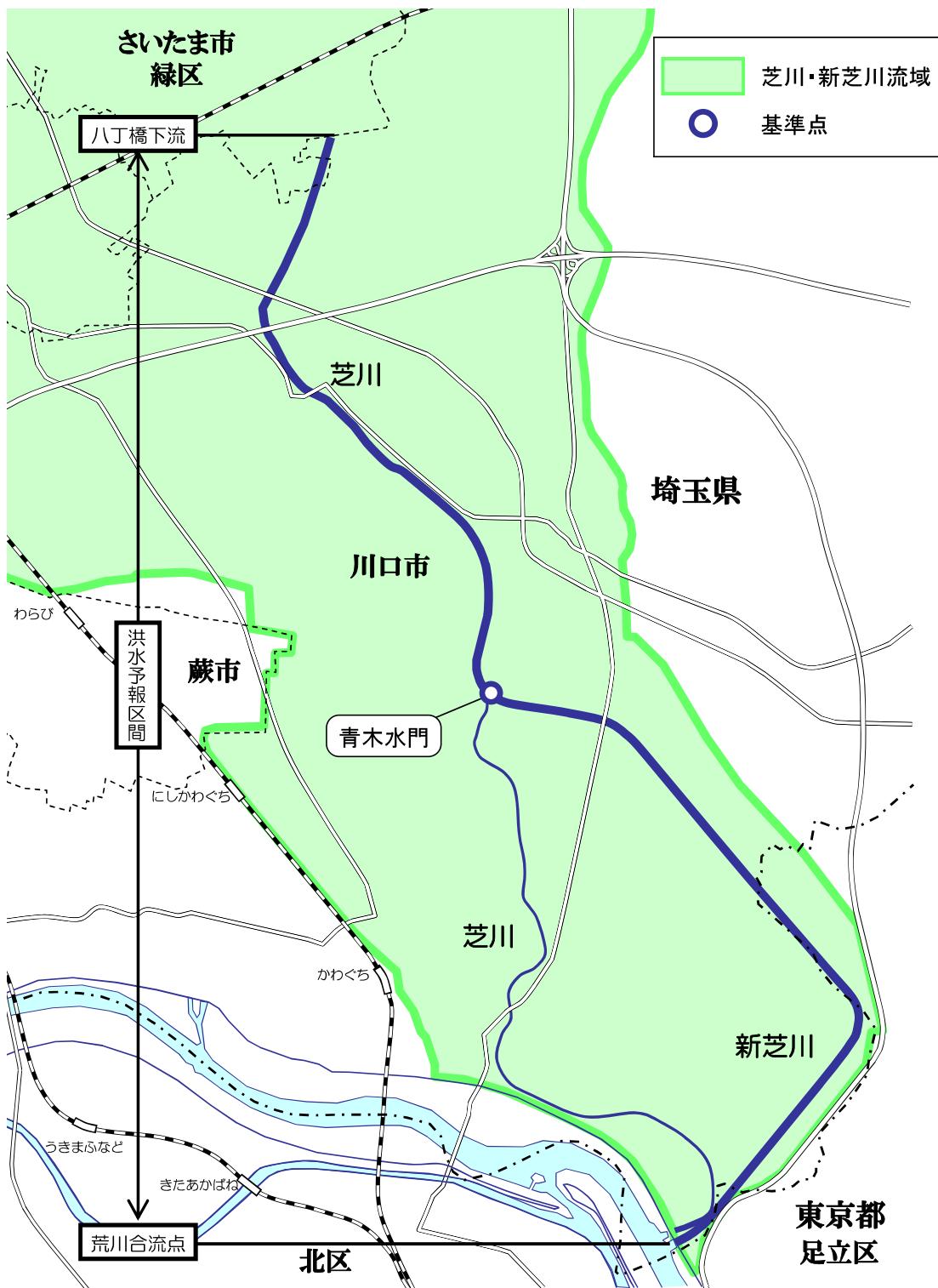
渋谷川・古川洪水予報実施区間と基準地点



野川・仙川洪水予報実施区間と基準地点

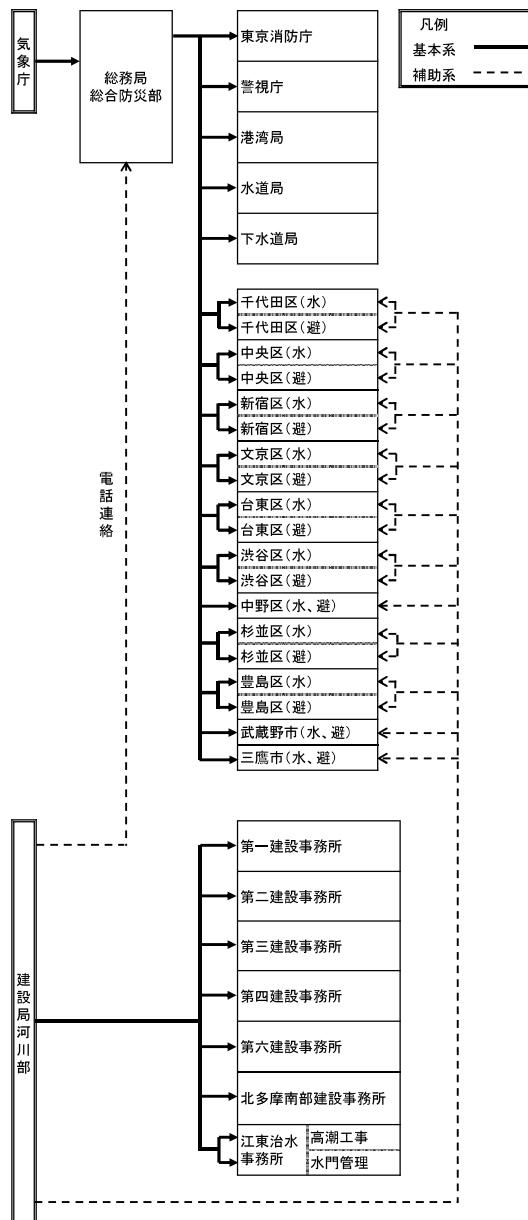


芝川・新芝川洪水予報実施区間と基準地点



2. 洪水予報伝達系統図

●神田川洪水予報



関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
第一建設事務所	75411	75401	03-3542-1292	03-3541-7678
第二建設事務所	75511	75501	03-3774-6658	03-3774-0328
第三建設事務所	75611	75601	03-3387-5137	03-3387-8851
第四建設事務所	75711	75701	03-5978-1734	03-5978-1748
第六建設事務所	75911	75901	03-3882-1408	03-3882-1228
北多摩南部建設事務所	83311	83301	042-330-1845	042-369-3890
江東治水事務所	77112	—	03-5875-1543	03-3637-1592
高潮工事事務所	87891	87890	03-5620-2490	03-5620-2491
気象庁	76511	76501	03-3212-4963	03-3211-4923
総務局総合防災部	昼 ※1 夜	70227 70349	70013 70023	03-5388-2456 03-5388-2459 03-5388-1958
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531~3	03-3213-1476
警視庁	76311	76301	03-3581-4321 内55541~4 内55151~3	03-3502-1450
港湾局	70581~2	70081	03-5320-5521	03-5388-1575
水道局(総務部総務課)	70621	70085	03-5320-6313	03-5388-1675
下水道局	70631	70091	03-5320-6506	03-5388-1700
千代田区(水)※2	—	—	03-5211-4239	03-3264-4792
千代田区(避)	73011	73001	03-5211-4187	03-3264-1673
中央区(水)	73171	—	03-3546-5402	03-3546-5639
中央区(避)	73111	73101	03-3546-5087	03-3546-5708
新宿区(水)	73371	—	03-5273-3525	03-3209-5595
新宿区(避)	73311	73301	03-5273-4592	03-3209-4069
文京区(水)	—	—	03-5803-1241	03-5803-1359
文京区(避)	73411	73401	03-5803-1179	03-5803-1344
台東区(水)	—	—	03-5246-1302	03-5246-1319
台東区(避)	73511	73501	03-5246-1092	03-5246-1099
渋谷区(水)	—	—	03-3463-2773	03-5458-4908
渋谷区(避)	74211	74201	03-3498-9409	03-3498-9410
中野区(水、避) ※3	74311	74301	03-3228-8823 03-3385-7161	03-3228-5658 03-3228-8941
杉並区(水)	—	—	03-5307-0739	03-3316-2470
杉並区(避)	74411	74401	03-5307-0705	03-3312-9402
豊島区(水)	—	—	03-3981-4878	03-3981-1008
豊島区(避)	74511	74501	03-3981-2100	03-3981-5018
武蔵野市(水、避)	80211	80201	0422-60-1821	0422-51-9184
三鷹市(水、避)	80311	80301	0422-45-1151	0422-45-1190

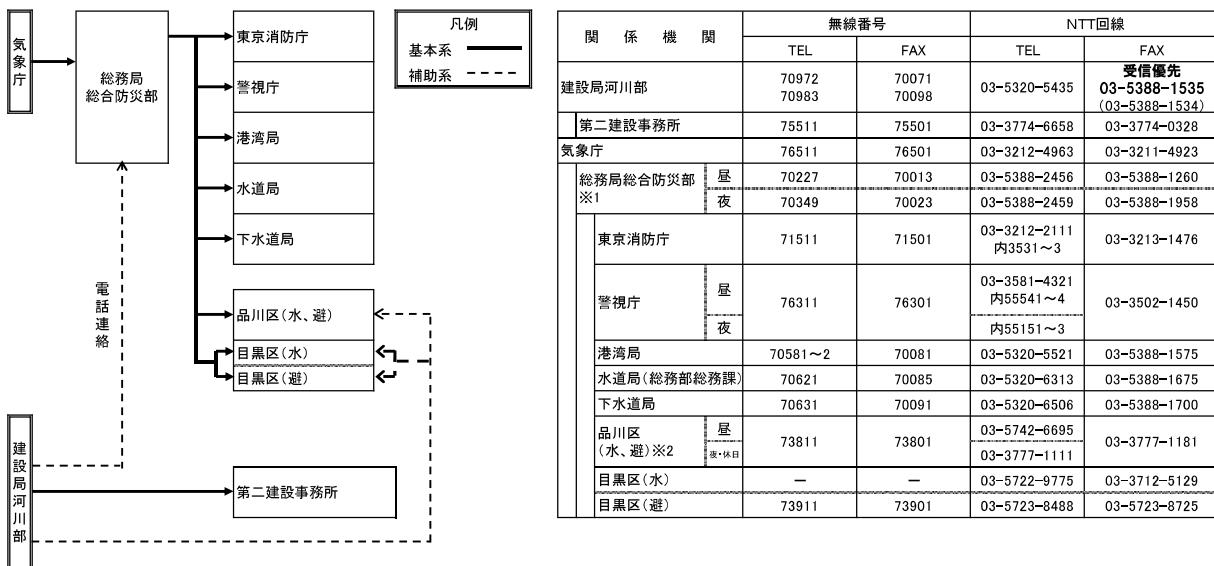
※1 昼夜の区分はP2-10参照

※2 水…水防担当部署／避…避難勧告等発令担当部署

★総合防災部からの伝達が途絶した場合、建設事務所は河川部の指示により管内の区市町村に情報伝達する。

★洪水予報は、気象庁から報道機関、区市町村を通じて都民にも伝達

●目黒川洪水予報



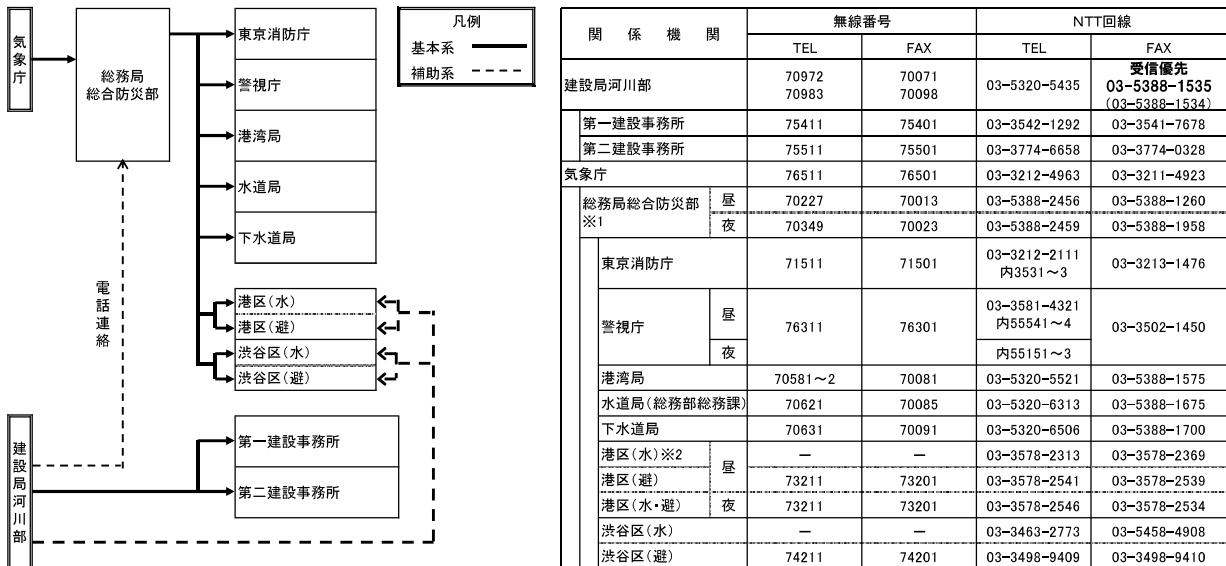
※1 昼夜の区分はP2-10参照

※2 水…水防担当部署／避…避難勧告等発令担当部署

★総合防災部からの伝達が途絶した場合、建設事務所は河川部の指示により管内の区市町村に情報伝達する。

★洪水予報は、気象庁から報道機関、区市町村を通じて都民にも伝達

●渋谷川・古川洪水予報



※1 昼夜の区分はP2-10参照

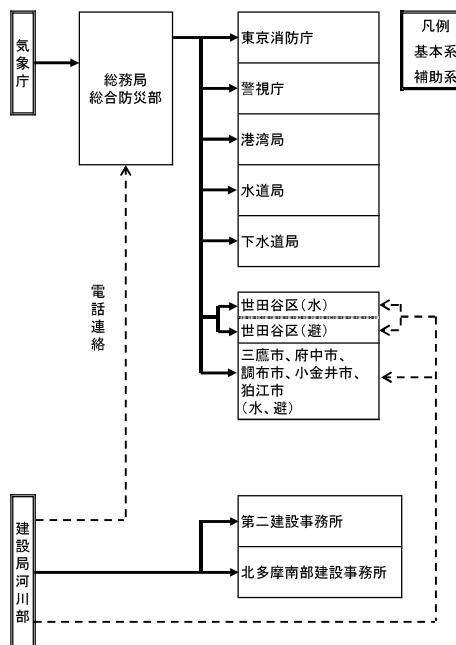
※2 水…水防担当部署／避…避難勧告等発令担当部署

★総合防災部からの伝達が途絶した場合、建設事務所は河川部の指示により管内の区市町村に情報伝達する。

★洪水予報は、気象庁から報道機関、区市町村を通じて都民にも伝達

第4章 水防活動

●野川・仙川洪水予報



関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
第二建設事務所	75511	75501	03-3774-6658	03-3774-0328
北多摩南部建設事務所	83311	83301	042-330-1845	042-369-3890
気象庁	76511	76501	03-3212-4963	03-3211-4923
総務局総合防災部	70227 ※1 夜 70349	70013 70023	03-5388-2456 03-5388-2459	03-5388-1260 03-5388-1958
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531～3	03-3213-1476
警視庁	76311	76301	03-3581-4321 内55541～4 内55151～3	03-3502-1450
港湾局	70581～2	70081	03-5320-5521	03-5388-1575
水道局(総務部総務課)	70621	70085	03-5320-6313	03-5388-1675
下水道局	70631	70091	03-5320-6506	03-5388-1700
世田谷区(水)※2	—	—	03-5432-2580	03-5432-3026
世田谷区(避)	74111	74101	03-5432-2262	03-5432-3014
三鷹市(水、避)	80311	80301	0422-45-1151	0422-45-1190
府中市(水、避)	80511, 80512	80501	042-335-4098	042-335-6395
調布市(水、避)	80711	80701	042-481-7346	042-481-7255
小金井市(水、避)	80911	80901	042-387-9807	042-384-6426
狛江市(水、避)	81711	81701	03-3480-5500	03-3480-5500

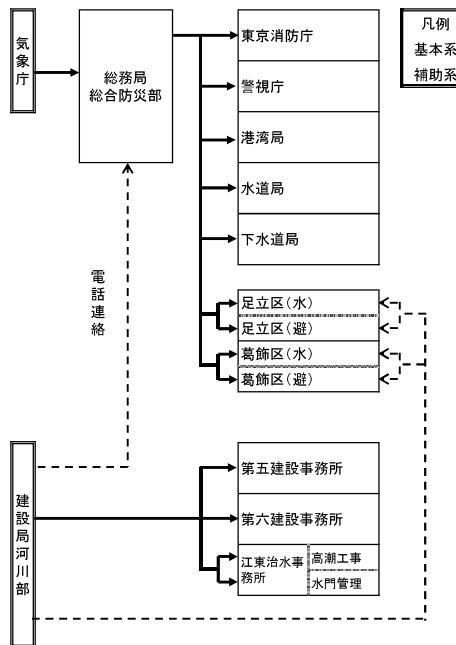
※1 昼夜の区分はP2-10参照

※2 水…水防担当部署／避…避難勧告等発令担当部署

★総合防災部からの伝達が途絶した場合、建設事務所は河川部の指示により管内の区市町村に情報伝達する。

★洪水予報は、気象庁から報道機関、区市町村を通じて都民にも伝達

●芝川・新芝川洪水予報



関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
第五建設事務所	75811	75801	03-5875-1438	03-3637-1584
第六建設事務所	75911	75901	03-3882-1408	03-3882-1228
江東治水・高潮工事事務所	77112 87891	— 87890	03-5875-1543 03-5620-2490	03-3637-1592 03-5620-2491
気象庁	76511	76501	03-3212-4963	03-3211-4923
総務局総合防災部	70227 ※1 夜 70349	70013 70023	03-5388-2456 03-5388-2459	03-5388-1260 03-5388-1958
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531～3	03-3213-1476
警視庁	76311	76301	03-3581-4321 内55541～4 内55151～3	03-3502-1450
港湾局	70581～2	70081	03-5320-5521	03-5388-1575
水道局(総務部総務課)	70621	70085	03-5320-6313	03-5388-1675
下水道局	70631	70091	03-5320-6506	03-5388-1700
足立区(水)※2	—	—	03-3880-5478	03-3880-5719
足立区(避)	75011	75001	03-3880-5836	03-3880-5607
葛飾区(水)	—	—	03-3695-1197	03-3697-1660
葛飾区(避)	75111	75101	03-3695-1195	03-5698-1503
埼玉県県土整備部	200-6-5137	200-6-4865	048-830-5137	048-830-4865
熊谷地方気象台	—	—	048-521-0058	—

※1 昼夜の区分はP2-10参照

※2 水…水防担当部署／避…避難勧告等発令担当部署

★総合防災部からの伝達が途絶した場合、建設事務所は河川部の指示により管内の区市町村に情報伝達する。

★洪水予報は、気象庁から報道機関、区市町村を通じて都民にも伝達

4.6.3 水位周知河川（国管理）

国土交通省は、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により相当な被害を生ずるおそれがある河川を指定し（水位周知河川）、氾濫注意水位、避難判断水位及び氾濫危険水位に達した場合は直ちにこの水防計画に定める水防関係機関にその旨を通知する。

1. 水位周知を行う河川及びその範囲

河川名	区間		基準地点	担当 河川事務所
大栗川	左岸	自 新大栗橋下流端（多摩市閑戸3丁目16番地先） 至 多摩川合流点	ほうおんばし 報恩橋	京浜
	右岸	自 新大栗橋下流端（多摩市閑戸5丁目1番地先） 至 多摩川合流点		

2. 水位周知の種類と発表基準

種類	発表基準
大栗川氾濫注意情報	報恩橋における水位が氾濫注意水位に到達したとき。
大栗川氾濫警戒情報	報恩橋における水位が避難判断水位に到達したとき。
大栗川氾濫危険情報	報恩橋における水位が氾濫危険水位に到達したとき。

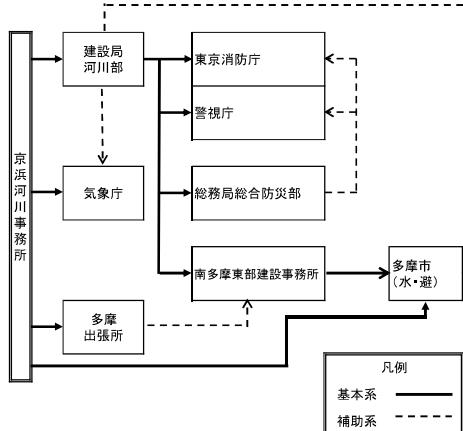
3. 水位周知河川発表基準水位

河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位 (洪水特別警戒水位)	計画高水 位	零点高 (A.P.)
大栗川	報恩橋	多摩市連光寺	1.30 m	2.00 m	2.00 m	2.50m	3.69 m	47.00 m

水防警報(4.6.5)参照

4. 大栗川水位周知伝達系統図

●大栗川氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報（報恩橋）



関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
京浜河川事務所災害対策室	772-591～594	772-550,551	045-503-4054	045-503-3174
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	03-5388-1535 (03-5388-1534)
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531～3	03-3213-1476
警視庁	76311	76301	03-3581-4321 内55541～4	03-3502-1450 内55151～3
総務局総合防災部※1	70227 70349	70013 70023	03-5388-2456 03-5388-2459	03-5388-1260 03-5388-1958
南多摩東部建設事務所	83111	83101	042-720-8641	042-720-6563
多摩市(水・避)※2	82211	82201	042-338-6802 042-338-6855	042-339-7422 042-338-6835
気象庁	76511	76501	03-3212-4963	03-3211-4923
多摩出張所	772-6425	772-6440	042-377-7403	042-377-3552

※1 昼夜の区分はP2-10参照

※2 水…水防担当部署／避…避難勧告等発令担当部署

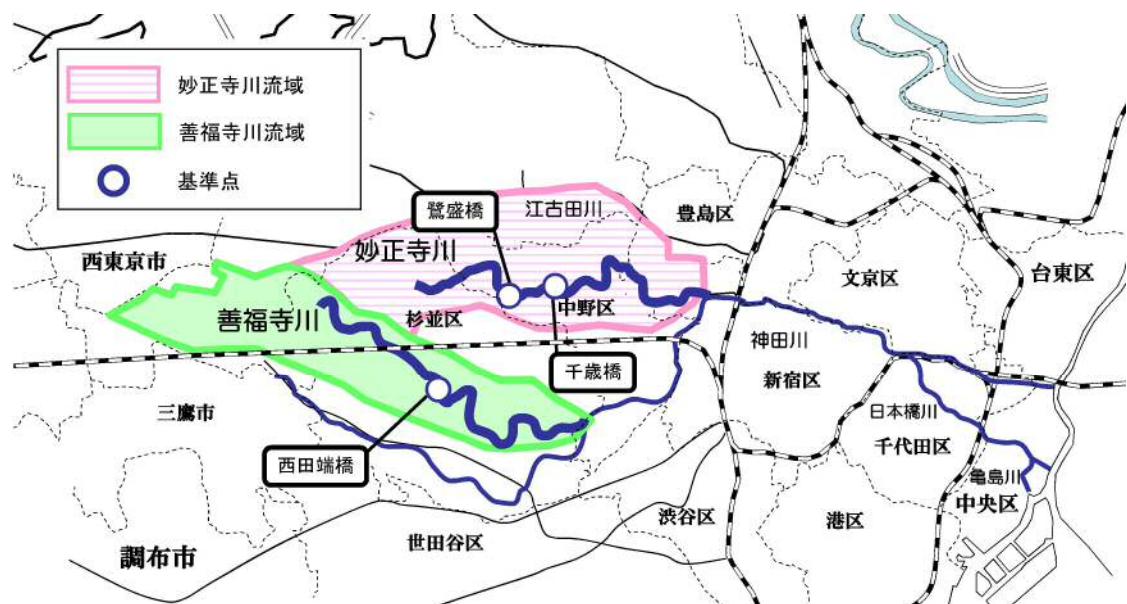
★河川部からの伝達が途絶した場合、総務局総合防災部は多摩市に伝達する。

4.6.4 水位周知河川（都管理・県管理）

都は、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により相当な被害を生ずるおそれがある河川を指定し（水位周知河川）、氾濫危険水位に達した場合は直ちにこの水防計画に定める水防関係機関にその旨を通知する。



石神井川基準地点位置図



妙正寺川、善福寺川基準地点位置図



鶴見川水系・境川基準地点位置図

第4章 水防活動

1. 水位周知河川及びその範囲（都管理）

河川名	区間		基準地点	担当事務所	
石神井川	左岸	自 小平市花小金井南町(上流端) 至 西東京市東伏見3丁目(練馬区境)	しばくぼ 芝久保	北多摩南部 建設事務所	
	右岸	自 小平市花小金井南町(上流端) 至 西東京市東伏見3丁目(練馬区境)			
	左岸	自 練馬区関町北3丁目(西東京市境) 至 練馬区石神井台1丁目(螢橋)	いなりばし 稻荷橋	第四 建設事務所	
	右岸	自 練馬区関町北3丁目(西東京市境) 至 練馬区上石神井3丁目(螢橋)			
	左岸	自 練馬区石神井台1丁目(螢橋) 至 北区王子本町1丁目(飛鳥山公園)	かがばし 加賀橋		
	右岸	自 練馬区上石神井3丁目(螢橋) 至 北区滝野川2丁目(飛鳥山公園)			
	左岸	自 北区王子本町1丁目(飛鳥山公園) 至 北区堀船3丁目(隅田川合流点)	みぞたばし 溝田橋	第六 建設事務所	
	右岸	自 北区滝野川2丁目(飛鳥山公園) 至 北区堀船3丁目(隅田川合流点)			
妙正寺川	左岸	自 杉並区清水3丁目(上流端) 至 中野区野方5丁目(新昭栄橋)	ろせいばし 鷺盛橋	第三 建設事務所	
	右岸	自 杉並区清水3丁目(上流端) 至 中野区大和町2丁目(新昭栄橋)			
	左岸	自 中野区野方3丁目(新昭栄橋) 至 新宿区下落合1丁目(神田川合流点)	ちとせばし 千歳橋		
	右岸	自 中野区野方2丁目(新昭栄橋) 至 新宿区下落合1丁目(神田川合流点)			
善福寺川	左岸	自 杉並区善福寺2丁目(上流端) 至 杉並区和田1丁目(神田川合流点)	にしたばたばし 西田端橋		
	右岸	自 杉並区善福寺2丁目(上流端) 至 中野区弥生町6丁目(神田川合流点)			
鶴見川	左岸	自 町田市野津田町(丸山橋) 至 町田市三輪町(神奈川県境)	しもかわとばし 下川戸橋		
	右岸	自 町田市野津田町(丸山橋) 至 町田市三輪町(神奈川県境)			
恩田川	左岸	自 町田市本町田(上流端) 至 町田市成瀬(神奈川県境)	たかせばし 高瀬橋	南多摩東部 建設事務所	
	右岸	自 町田市本町田(上流端) 至 町田市成瀬(神奈川県境)			
真光寺川	左岸	自 町田市広袴3丁目(上流端) 至 町田市能ヶ谷町(神奈川県境)	やさきばし 矢崎橋		
	右岸	自 町田市広袴3丁目(上流端) 至 町田市能ヶ谷町(神奈川県境)			
境川	左岸	自 町田市根岸町(根岸橋) 至 町田市原町田1丁目(境橋)	ねぎしほし 根岸橋		
	左岸	自 町田市原町田1丁目(境橋) 至 町田市鶴間(神奈川県境)			

2. 水位周知の種類と発表基準（都管理河川）

種類	発表基準
○○川 氾濫危険情報	基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達したとき。
解除	全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、洪水のおそれがなくなったとき

3. 水位周知河川発表基準水位（都管理河川）

上段:A.P.

下段:水が溢れるまでの高さ

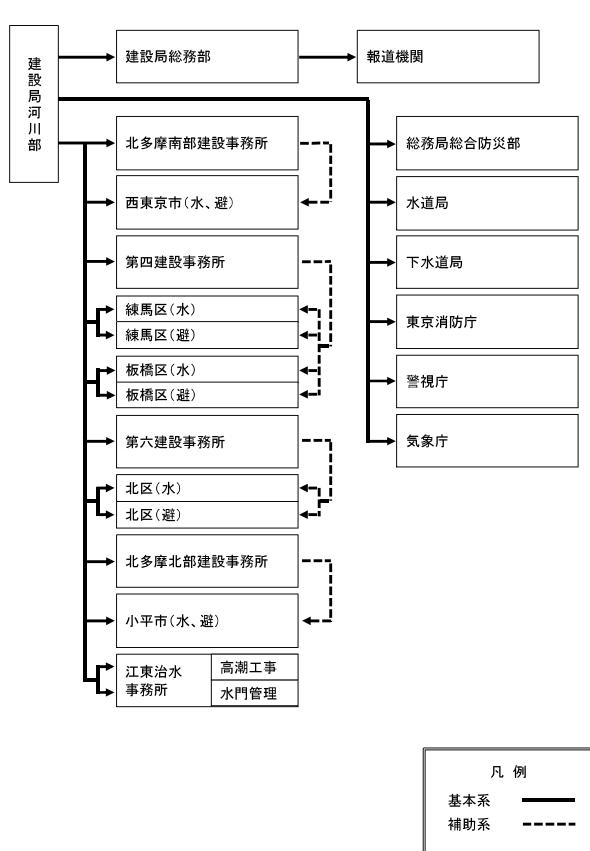
河川名	観測所名	所在地	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	氾濫 危険水位 (洪水特別警戒水位)
石神井川	芝久保	西東京市芝久保	—	—	60.41 m (0.6m)
	稲荷橋	練馬区石神井台	—	—	46.35 m (1.0m)
	加賀橋	板橋区加賀	—	—	15.32 m (3.7m)
	溝田橋	北区堀船	—	—	4.00 m (1.8m)
妙正寺川	鷺盛橋	中野区大和町	—	—	36.54 m (0.75m)
	千歳橋	中野区沼袋	—	—	33.75 m (1.0m)
善福寺川	西田端橋	杉並区荻窪	—	—	40.56 m (0.3m)
鶴見川	下川戸橋	町田市大蔵町	35.58 m (3.1m)	37.38 m (1.3m)	37.88 m (0.8m)
恩田川	高瀬橋	町田市成瀬	47.16 m (1.4m)	47.56 m (1.0m)	47.96 m (0.6m)
真光寺川	矢崎橋	町田市能ヶ谷町	32.37 m (1.4m)	32.87 m (0.9m)	33.17 m (0.6m)
境川	根岸橋	町田市根岸町	95.23 m (2.3m)	95.93 m (1.6m)	96.73 m (0.8m)
	境橋	町田市原町田	75.72 m (2.3m)	76.42 m (1.6m)	77.22 m (0.8m)

水防警報(4.6.6)参照

4. 水位周知伝達系統図（都管理河川）

各河川の氾濫危険情報の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等、不測の事態を考慮し、下図のとおりとする。

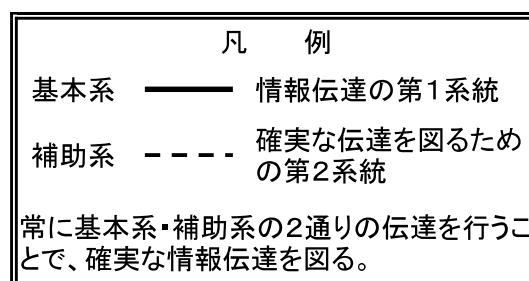
●石神井川(芝久保)　氾濫危険情報 伝達系統図



関 係 機 閣	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
北多摩南部建設事務所	83311	83301	042-330-1845	042-369-3890
西東京市(水・避)※1	81511	81501	042-438-4010	042-438-2820
第四建設事務所	75711	75701	03-5978-1734	03-5978-1748
練馬区(水)	—	—	03-5984-1343	03-5984-1224
練馬区(避)	74911	74901	03-5984-2762	03-3993-1194
板橋区(水)	—	—	03-3579-2520	03-3579-4057
板橋区(避)	74811	74801	03-3579-2159	03-3963-0150
第六建設事務所	75911	75901	03-3882-1408	03-3882-1228
北区(水)	—	—	03-3908-9213	03-3908-1291
北区(避)	74611	74601	03-3908-8184	03-3908-4016
北多摩北部建設事務所	83411	83401	042-540-9521	042-525-9746
小平市(水・避)	81011	81001	042-346-9519	042-346-9513
江東治水事務所	77112	—	03-5875-1543	03-3637-1592
高潮工事	87891	87890	03-5620-2490	03-5620-2491
水門管理				
建設局総務部	70552	70956	03-5320-5212	03-5388-1525
報道機関の一覧は表5.13				
総務局総合防災部	昼	70227	70013	03-5388-2456
※2	夜	70349	70023	03-5388-2459
水道局(総務部総務課)		70621	70085	03-5320-6313
下水道局		70631	70091	03-5320-6506
東京消防庁		71511	71501	03-3212-2111 内3531~3
警視庁	昼	76311	76301	03-3581-4321 内55541~4
	夜			03-3502-1450 内55151~3
気象庁		76511	76501	03-3212-4963
				03-3211-4923

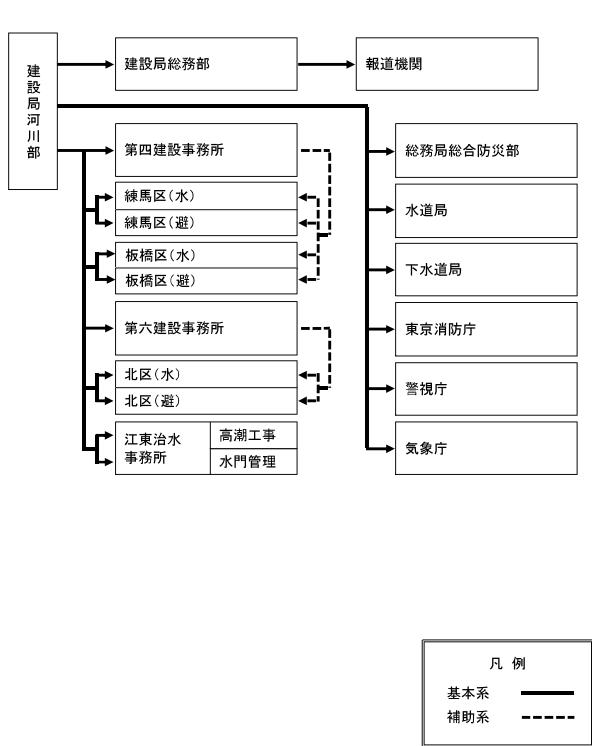
※1 水…水防担当部署／避…避難勧告等発令担当部署

※2 昼夜の区分はP2-10参照



この凡例は、以下の伝達系統図すべてに
共通である。

●石神井川(稻荷橋、加賀橋) 汚濫危険情報 伝達系統図

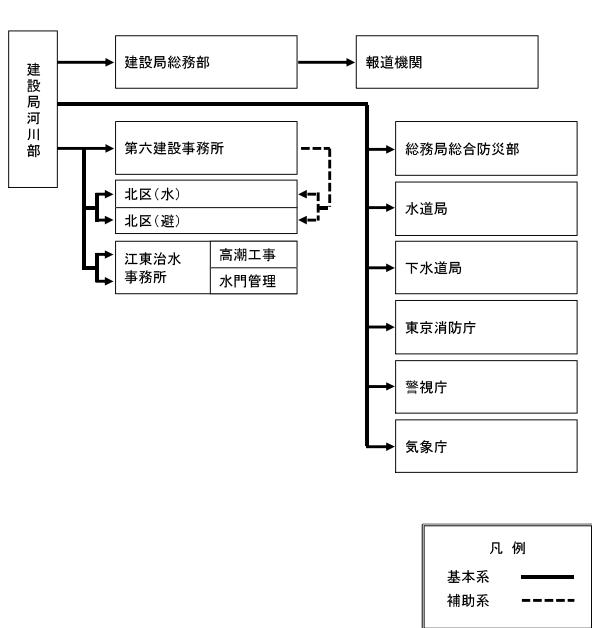


関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
第四建設事務所	75711	75701	03-5978-1734	03-5978-1748
練馬区(水)*1	—	—	03-5984-1343	03-5984-1224
練馬区(避)	74911	74901	03-5984-2762	03-3993-1194
板橋区(水)	—	—	03-3579-2520	03-3579-4057
板橋区(避)	74811	74801	03-3579-2159	03-3963-0150
第六建設事務所	75911	75901	03-3882-1408	03-3882-1228
北区(水)	—	—	03-3908-9213	03-3908-1291
北区(避)	74611	74601	03-3908-8184	03-3908-4016
江東治水事務所	77112 87891	— 87890	03-5875-1543 03-5620-2490	03-3637-1592 03-5620-2491
建設局総務部	70552	70956	03-5320-5212	03-5388-1525
報道機関	報道機関の一覧は第5.13			
総務局総合防災部	70227 ※2	70013 70023	03-5388-2456 03-5388-2459	03-5388-1260 03-5388-1958
水道局(総務部総務課)	70621	70085	03-5320-6313	03-5388-1675
下水道局	70631	70091	03-5320-6506	03-5388-1700
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531~3	03-3213-1476
警視庁	76311 夜	76301	03-3581-4321 内55541~4 内55151~3	03-3502-1450
気象庁	76511	76501	03-3212-4963	03-3211-4923

※1 水…水防担当部署／避…避難勧告等発令担当部署

※2 昼夜の区分はP2-10参照

●石神井川(溝田橋) 汚濫危険情報 伝達系統図



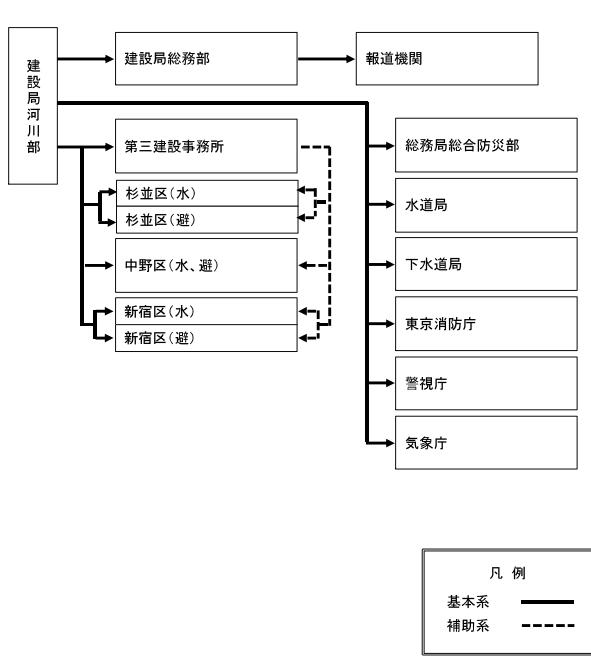
関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
第六建設事務所	75911	75901	03-3882-1408	03-3882-1228
北区(水)*1	—	—	03-3908-9213	03-3908-1291
北区(避)	74611	74601	03-3908-8184	03-3908-4016
江東治水事務所	77112 87891	— 87890	03-5875-1543 03-5620-2490	03-3637-1592 03-5620-2491
建設局総務部	70552	70956	03-5320-5212	03-5388-1525
報道機関	報道機関の一覧は第5.13			
総務局総合防災部	70227 ※2	70013 70023	03-5388-2456 03-5388-2459	03-5388-1260 03-5388-1958
水道局(総務部総務課)	70621	70085	03-5320-6313	03-5388-1675
下水道局	70631	70091	03-5320-6506	03-5388-1700
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531~3	03-3213-1476
警視庁	76311 夜	76301	03-3581-4321 内55541~4 内55151~3	03-3502-1450
気象庁	76511	76501	03-3212-4963	03-3211-4923

※1 水…水防担当部署／避…避難勧告等発令担当部署

※2 昼夜の区分はP2-10参照

第4章 水防活動

●妙正寺川(鷺盛橋) 汛濫危険情報 伝達系統図

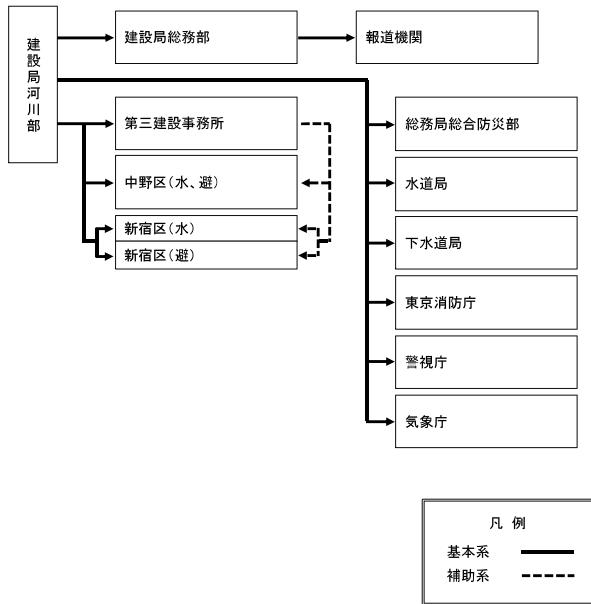


関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
第三建設事務所	75611	75601	03-3387-5137	03-3387-8851
杉並区(水)※1	—	—	03-5307-0739	03-3316-2470
杉並区(避)	74411	74401	03-5307-0705	03-3312-9402
中野区(水、避)	74311 夜 ※・休日	74301	03-3228-8823 03-3385-7161	03-3228-5658 03-3228-8941
新宿区(水)	73371	—	03-5273-3525	03-3209-5595
新宿区(避)	73311	73301	03-5273-4592	03-3209-4069
建設局総務部	70552	70956	03-5320-5212	03-5388-1525
報道機関	報道機関の一覧は第5.13			
総務局総合防災部	70227 ※2 夜	70013	03-5388-2456	03-5388-1260
水道局(総務部総務課)	70621	70085	03-5320-6313	03-5388-1675
下水道局	70631	70091	03-5320-6506	03-5388-1700
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531~3	03-3213-1476
警視庁	76311 夜	76301	03-3581-4321 内55541~4 内55151~3	03-3502-1450
気象庁	76511	76501	03-3212-4963	03-3211-4923

※1 水…水防担当部署／避…避難勧告等発令担当部署

※2 昼夜の区分はP2-10参照

●妙正寺川(千歳橋) 汛濫危険情報 伝達系統図

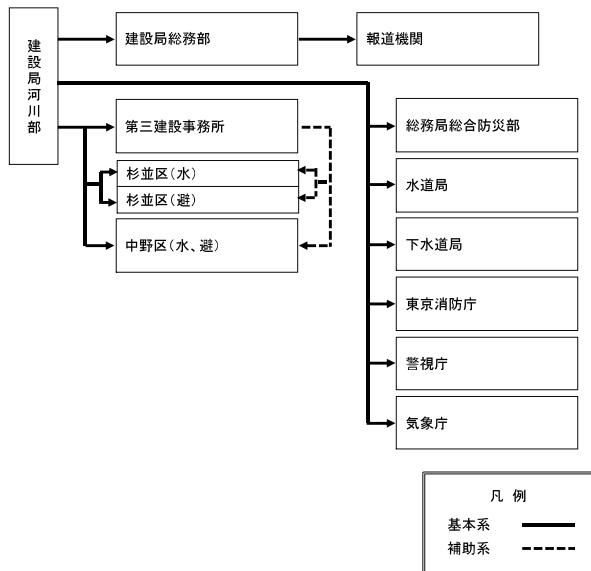


関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
第三建設事務所	75611	75601	03-3387-5137	03-3387-8851
中野区(水、避)※1	74311 夜 ※・休日	74301	03-3228-8823 03-3385-7161	03-3228-5658 03-3228-8941
新宿区(水)	73371	—	03-5273-3525	03-3209-5595
新宿区(避)	73311	73301	03-5273-4592	03-3209-4069
建設局総務部	70552	70956	03-5320-5212	03-5388-1525
報道機関	報道機関の一覧は第5.13			
総務局総合防災部	70227 ※2 夜	70013	03-5388-2456	03-5388-1260
水道局(総務部総務課)	70621	70085	03-5320-6313	03-5388-1675
下水道局	70631	70091	03-5320-6506	03-5388-1700
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531~3	03-3213-1476
警視庁	76311 夜	76301	03-3581-4321 内55541~4 内55151~3	03-3502-1450
気象庁	76511	76501	03-3212-4963	03-3211-4923

※1 水…水防担当部署／避…避難勧告等発令担当部署

※2 昼夜の区分はP2-10参照

●善福寺川(西田端橋) 汛澇危険情報 伝達系統図

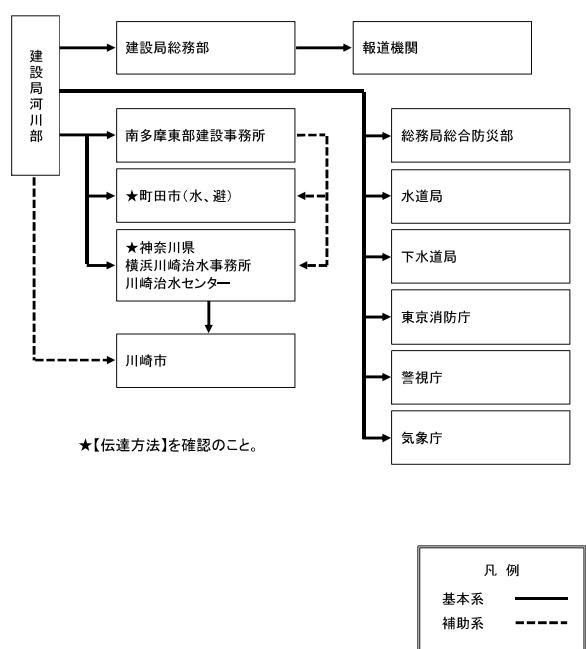


関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
第三建設事務所	75611	75601	03-3387-5137	03-3387-8851
杉並区(水)※1	—	—	03-5307-0739	03-3316-2470
杉並区(避)	74411	74401	03-5307-0705	03-3312-9402
中野区(水、避)	74311 夜・休日	74301	03-3228-8823 03-3228-5658 03-3385-7161	03-3228-8941
建設局総務部	70552	70956	03-5320-5212	03-5388-1525
報道機関	報道機関の一覧は表5.13			
総務局総合防災部	70227 ※2	70013	03-5388-2456	03-5388-1260
	夜	70349	70023	03-5388-2459
水道局(総務部総務課)	70621	70085	03-5320-6313	03-5388-1675
下水道局	70631	70091	03-5320-6506	03-5388-1700
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531~3	03-3213-1476
警視庁	76311 夜	76301	03-3581-4321 内55541~4 内55151~3	03-3502-1450
気象庁	76511	76501	03-3212-4963	03-3211-4923

※1 水…水防担当部署／避…避難勧告等発令担当部署

※2 昼夜の区分はP2-10参照

●鶴見川(下川戸橋)・真光寺川(矢崎橋) 汛澇危険情報 伝達系統図



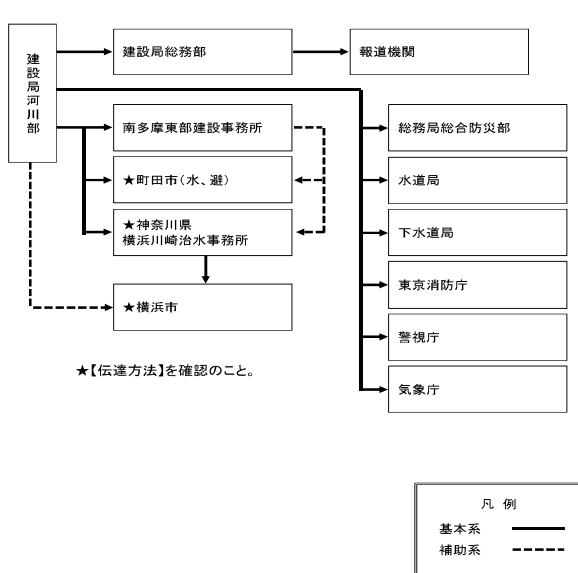
関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
南多摩東部建設事務所	83111	83101	042-720-8641	042-720-6563
町田市(水、避)※1	80811 夜	80801	042-724-2107 042-724-2105	050-3085-6519 042-724-2769
横浜川崎治水事務所 川崎治水センター	417-2240	417-2249	044-932-7211 (932-1312)	044-932-8259
川崎市	—	—	044-200-2890	044-200-3972
建設局総務部	70552	70956	03-5320-5212	03-5388-1525
報道機関	報道機関の一覧は表5.13			
総務局総合防災部	70227 ※2	70013	03-5388-2456	03-5388-1260
	夜	70349	70023	03-5388-2459
水道局(総務部総務課)	70621	70085	03-5320-6313	03-5388-1675
下水道局	70631	70091	03-5320-6506	03-5388-1700
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531~3	03-3213-1476
警視庁	76311 夜	76301	03-3581-4321 内55541~4 内55151~3	03-3502-1450
気象庁	76511	76501	03-3212-4963	03-3211-4923

※1 水…水防担当部署／避…避難勧告等発令担当部署

※2 昼夜の区分はP2-10参照

第4章 水防活動

●恩田川(高瀬橋) 汚濫危険情報 伝達系統図

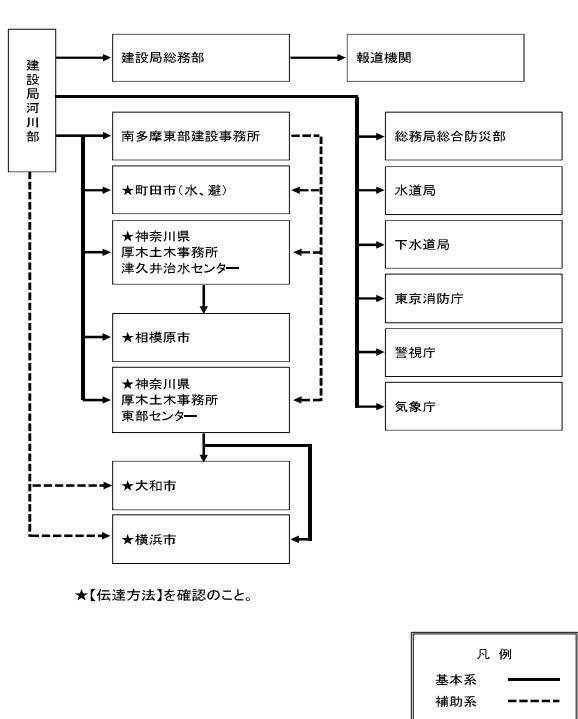


関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
南多摩東部建設事務所	83111	83101	042-720-8641	042-720-6563
町田市 (水・避) ※1	80811 夜	80801	042-724-2107 042-724-2105	050-3085-6519 042-724-2769
横浜川崎治水事務所	416-3270	416-9281	045-411-2529	045-411-2530
横浜市	—	—	045-671-2064	045-641-1677
建設局総務部	70552	70956	03-5320-5212	03-5388-1525
報道機関	報道機関の一覧は表5. 13			
総務局総合防災部 ※2	70227 夜	70013 70023	03-5388-2456 03-5388-2459	03-5388-1280 03-5388-1958
水道局(総務部総務課)	70621	70085	03-5320-6313	03-5388-1675
下水道局	70631	70091	03-5320-6506	03-5388-1700
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531~3	03-3213-1476
警視庁	76311 夜	76301	03-3581-4321 内55541~4 内55151~3	03-3502-1450
気象庁	76511	76501	03-3212-4963	03-3211-4923

※1 水…水防担当部署／避…避難勧告等発令担当部署

※2 昼夜の区分はP2-10参照

●境川(根岸橋、境橋) 汚濫危険情報 伝達系統図



関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
南多摩東部建設事務所	83111	83101	042-720-8641	042-720-6563
町田市 (水・避) ※1	80811 夜	80801	042-724-2107 042-724-2105	050-3085-6519 042-724-2769
厚木土木事務所 津久井治水センター	406-2540	406-9281	042-784-1111	042-784-7696
相模原市危機管理局緊急対策課※2	—	—	042-751-9128	042-751-9112
相模原市消防局指令課	—	—	042-751-9111	042-751-9284
厚木土木事務所 東部センター	413-9801	413-2289	(代)0467-79-2800 0467-79-2894 ～2895	0467-79-2883 (0467-79-2858)
大和市	— 夜	— 046-261-1119	046-260-5777 046-261-1119	046-264-8327
横浜市	—	—	045-671-2064	045-641-1677
建設局総務部	70552	70956	03-5320-5212	03-5388-1525
報道機関	報道機関の一覧は表5. 13			
総務局総合防災部 ※3	70227 夜	70013 70023	03-5388-2456 03-5388-2459	03-5388-1280 03-5388-1958
水道局(総務部総務課)	70621	70085	03-5320-6313	03-5388-1675
下水道局	70631	70091	03-5320-6506	03-5388-1700
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531~3	03-3213-1476
警視庁	76311 夜	76301	03-3581-4321 内55541~4 内55151~3	03-3502-1450
気象庁	76511	76501	03-3212-4963	03-3211-4923

※1 水…水防担当部署／避…避難勧告等発令担当部署

※2 代表問い合わせ先(FAXは2か所に送信する)

※3 昼夜の区分はP2-10参照

【伝達方法】

<南多摩東部建設事務所→町田市>

平日昼間：防災行政無線FAX

夜間休日：防災行政無線FAX及びNTT FAXの両方

<南多摩東部建設事務所→神奈川県> NTT FAX (※東部センターへはFAX送付後、電話連絡もする)

<河川部→相模原市、大和市、横浜市> NTT FAX

<河川部→町田市> 平日昼間：防災行政無線FAX

夜間休日：防災行政無線FAX及びNTT FAXの両方

<河川部→神奈川県> NTT FAX (※東部センターへはFAX送付後、電話連絡もする)

5. 水位周知河川及びその範囲（県管理）

鶴見川、麻生川、境川の神奈川県管理区間で発表される氾濫危険情報等のうち、都民への情報提供が必要なものは以下のとおりである。

河川名	区間		基準地点	担当事務所
鶴見川	左岸	自 東京都境 至 横浜市青葉区寺家町の水車橋上流端	おかがみはし 岡上橋	神奈川県 横浜川崎治水事務所 川崎治水センター
	右岸	自 東京都境 至 横浜市青葉区寺家町の水車橋上流端		
麻生川	左岸	自 神奈川県川崎市麻生区上麻生の大谷戸橋下流端 至 鶴見川合流点	しんみわばし 新三輪橋	神奈川県 横浜川崎治水事務所 川崎治水センター
	右岸	自 神奈川県川崎市麻生区上麻生の大谷戸橋下流端 至 鶴見川合流点		
境川	右岸	自 相模原市緑区川尻 至 厚木土木事務所東部センター管内境(大和市境)	かざとばし 風戸橋 しょうわばし 昭和橋 たかばし 高橋 こうえんじばし 幸延寺橋	神奈川県 厚木土木事務所 津久井治水センター
	左岸	自 横浜市瀬谷区五貫目町 至 藤沢土木事務所管内境	—	神奈川県 厚木土木事務所 東部センター
	右岸	自 厚木土木事務所津久井治水センター管内境(相模原市境) 至 藤沢土木事務所管内境		

6. 水位周知の種類と発表基準（県管理）

種類	発表基準
○○川 氾濫警戒情報	基準地点の水位が、避難判断水位に到達したとき。
○○川 氾濫危険情報	基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達したとき。

7. 水位周知河川発表基準水位（県管理）

各河川における水位周知の発表基準は以下のとおりである。

河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	零点高 (A.P.)
鶴見川	岡上橋	神奈川県川崎市麻生区岡上	1.10 m	2.70 m	2.80 m	3.70 m	26.972 m
麻生川	新三輪橋	神奈川県川崎市麻生区上麻生	1.20 m	2.60 m	2.60 m	3.15 m	22.528 m
境川	風戸橋	町田市相原町	0.60 m	0.90 m	0.90 m	1.30 m	167.931 m
	昭和橋	町田市小山町	1.50 m	2.00 m	2.00 m	2.80 m	114.436 m
	高橋	町田市小山町	1.10 m	1.80 m	2.20 m	2.80 m	105.976 m
	幸延寺橋	町田市森野	1.30 m	2.00 m	2.00 m	2.80 m	74.376 m

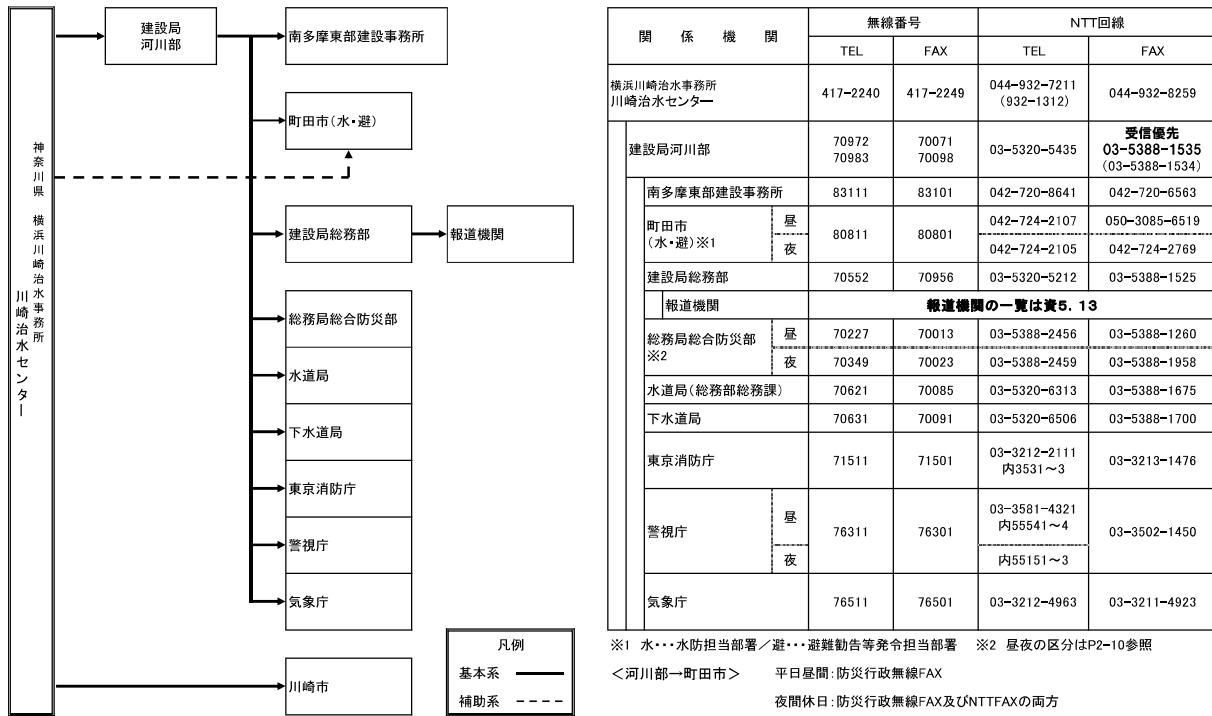
水防警報(4.6.6)参照

第4章 水防活動

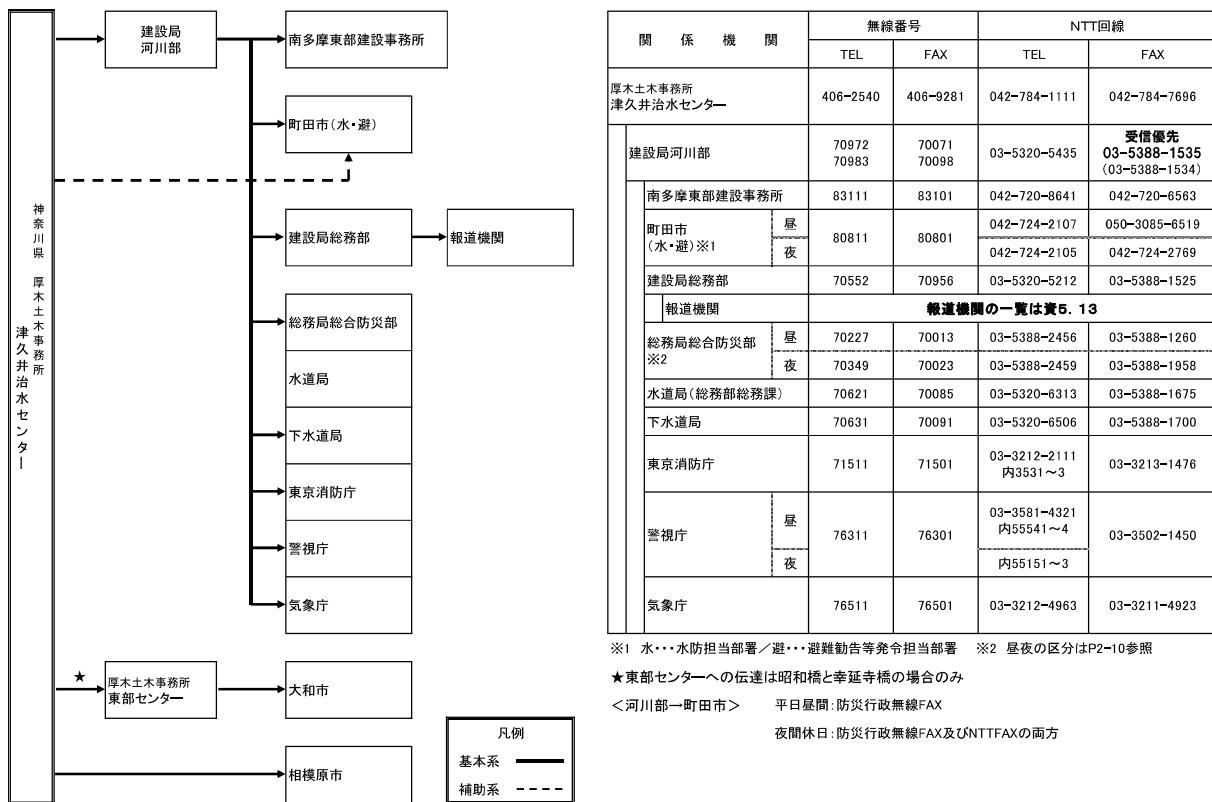
8. 水位周知伝達系統図（県管理）

各河川の氾濫危険情報等の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等、不測の事態を考慮し、下図のとおりとする。

●鶴見川(岡上橋)・麻生川(新三輪橋)　氾濫警戒情報、氾濫危険情報 伝達系統図



●境川(風戸橋、昭和橋、高橋、幸延寺橋)　氾濫警戒情報、氾濫危険情報 伝達系統図



4.6.5 水防警報河川（国管理）

国土交通省は、洪水のおそれがあるとき、水防警報を発表し、水防管理団体・消防機関に対して水防活動を行うための水位情報を提供する。

1. 水防警報の種類

種類	内 容	発 表 基 準
待機	1. 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報などと河川状況により、特に必要と判断されるとき。
準備	水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。 水防団待機水位（指定水位）に達し氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。
指示	水位、滯水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	氾濫警戒情報が発表されたり、すでに氾濫注意水位（警戒水位）を越えて災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったとき。氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの	状況により必要と認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

※荒川下流河川事務所管内の水防警報発表基準は、**資5.4**を参照のこと

第4章 水防活動

2. 水防警報河川及び水防警報区間（国管理）

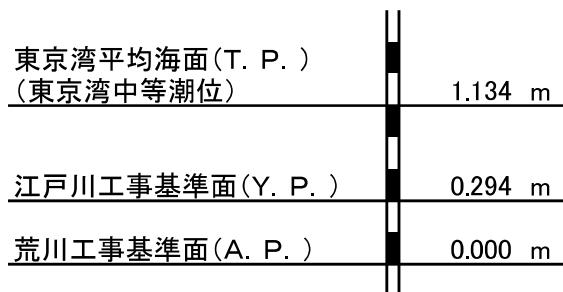
河川名	水防警報区		基準地点	担当 河川事務所	
江戸川	右岸	自 葛飾区東金町8丁目4927番-1地先 至 海	まつど 松戸	江戸川	
旧江戸川	左岸	自 江戸川分派点 至 江戸川区東篠崎1丁目の標杭			
中川	右岸	自 江戸川分派点 至 江戸川区東篠崎1丁目39-22地先	たかさご 高砂	江戸川	
	左岸	自 大場川合流点 至 葛飾区高砂2丁目55-3地先			
綾瀬川	右岸	自 堀川合流点 至 葛飾区青戸町2丁目623-1地先	やこう 谷古宇		
	左岸	自 埼玉県越谷市大字蒲生字西浦3793-3地先 至 足立区神明町1丁目30-1地先			
荒川	右岸	自 埼玉県草加市金明町字中取出し1362-7地先 至 足立区南花畠3丁目23-1地先	ちすいばし 治水橋	荒川上流	
	左岸	自 埼玉県上尾市大字平方字横町433番の5 至 埼玉県戸田市早瀬1丁目4335番地先			
	右岸	自 埼玉県川越市大字中老袋字田島301番地の1 至 板橋区三園2丁目80番1地先			
	左岸	自 埼玉県戸田市早瀬1丁目4329番地先 至 海			
隅田川	右岸	自 板橋区三園2丁目80番5地先 至 海	いわぶちすいもん かいみ 岩淵水門(上) みなみすなまち 南砂町	荒川下流	
	左岸	自 荒川分派点 至 北区志茂4丁目地先			
	右岸	自 荒川分派点 至 北区志茂4丁目地先	—		
多摩川	左岸	自 青梅市大柳町1575番地先 至 福生市福生大字熊川南134番地先	ちょう ふぼし 調布橋	京浜	
	右岸	自 青梅市畠中1丁目18番地先 至 あきる野市小川東1丁目1番地先			
	左岸	自 昭島市坪島町3丁目1549番地先 至 国立市泉2丁目6番地先	ひの ばし 日野橋		
	右岸	自 八王子市高月町2402番地先 至 日野市落川1397番地先			
	左岸	自 府中市四谷6丁目58番地先 至 狛江市駒井町3丁目434番地先	いしはら 石原		
	右岸	自 多摩市一ノ宮1丁目45番地先 至 神奈川県川崎市多摩区宿河原7丁目2246番地先			
	左岸	自 世田谷区喜多見町2丁目4540番地先 至 大田区仲六郷4丁目29番地先	でんえんちう ふ かいみ 田園調布(上)		
	右岸	自 神奈川県川崎市多摩区堰1丁目429番地先 至 神奈川県川崎市川崎区本町2丁目13番地先			
浅川	左岸	自 大田区東六郷3丁目25番地先 至 海	たまが わかこう 多摩川河口		
	右岸	自 神奈川県川崎市川崎区旭町1丁目3番地先 至 海			
	左岸	自 八王子市中野上町4丁目3895番地先 至 幹川合流点	あさかわばし 浅川橋		
	右岸	自 八王子市元本郷4丁目483番地先 至 幹川合流点			
大栗川	左岸	自 多摩市関戸3丁目16番地先 至 幹川合流点	ほうおんばし 報恩橋		
	右岸	自 多摩市関戸5丁目1番地先 至 幹川合流点			

3. 水防警報河川発表基準水位（国管理）

河川名	基準地点	所在地	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位	計画高水位	零点高
江戸川	松戸	千葉県松戸市松戸	4.00 m	5.70 m	—	—	8.129 m	Y.P. + 0.000 m
旧江戸川								
中川	高砂	東京都葛飾区青戸	2.40 m	2.70 m	—	—	3.410 m	A.P. + 0.000 m
綾瀬川	谷古宇	埼玉県草加市松江	2.70 m	3.00 m	3.10m	3.50 m	4.102 m	A.P. + 0.000 m
荒川	治水橋	埼玉県さいたま市西区飯田新田	7.00 m	7.50 m	12.10m	12.60 m	14.599 m	A.P. - 0.229 m
	岩淵水門(上)	東京都北区志茂5丁目	3.00 m	4.10 m	6.50 m	7.70 m	8.57 m	A.P. + 0.000 m
	南砂町	東京都江東区新砂町3丁目	2.00m ※	3.00m ※	—	—	5.10 m (計画高潮位)	A.P. + 0.000 m
隅田川	—	—	—	—	—	—	—	—
多摩川	調布橋	東京都青梅市上長渕	0.20 m	1.00 m	1.20m	1.60 m	4.70 m	A.P. + 148.500 m
	日野橋	東京都日野市大字日野	2.00 m	2.80 m	—	3.60 m	4.71 m	A.P. + 65.200 m
	石原	東京都調布市多摩川3丁目	4.00 m	4.30 m	4.30m	4.90m	5.94 m	A.P. + 27.420 m
	田園調布(上)	東京都大田区田園調布	4.50 m	6.00 m	7.60m	8.40m	10.35 m	A.P. + 0.000 m
	多摩川河口	神奈川県川崎市川崎区殿町	2.30 m	2.80 m	—	3.80 m	3.80 m (計画高潮位)	A.P. + 0.000 m
浅川	浅川橋	東京都八王子市大横町	1.90 m	2.20 m	2.20m	2.60m	3.58 m	A.P. + 112.500 m
大栗川	報恩橋	東京都多摩市連光寺	1.30 m	2.00 m	2.00m	2.50m	3.69 m	A.P. + 47.000 m

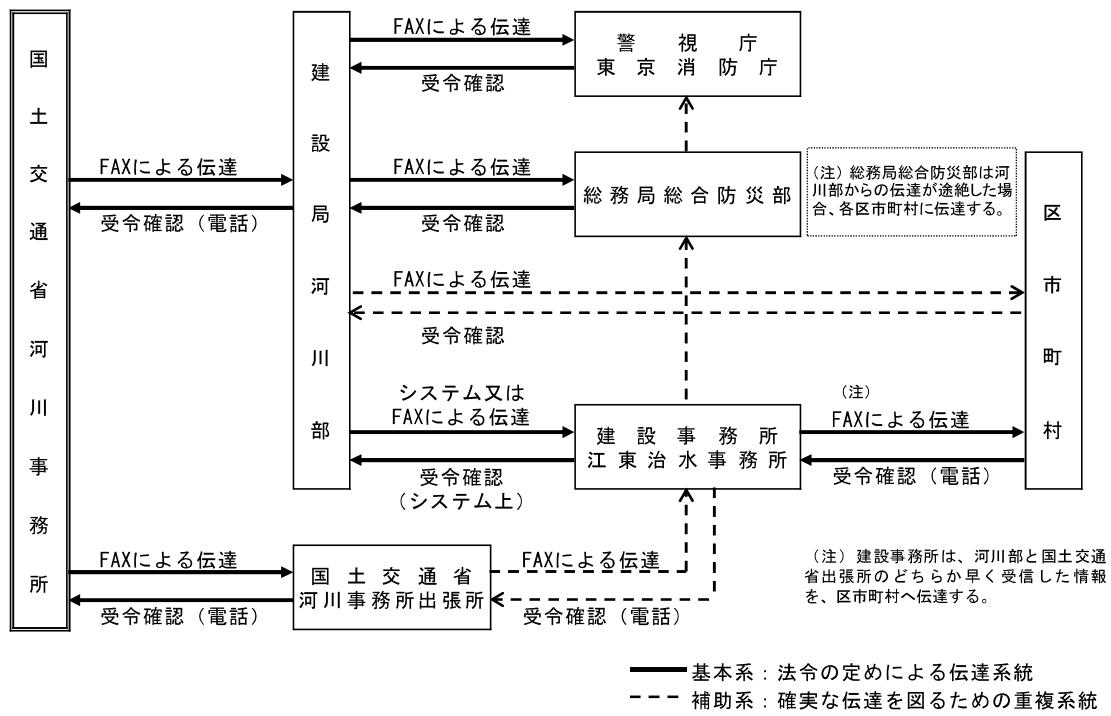
※ 気象庁が発表する二次細分区域のうち江東区、葛飾区、足立区、墨田区のいずれかの荒川下流沿川地域で高潮警報が発表されているとき
(江戸川区の高潮警報は用いない)

《各基準面の関係》(参考)



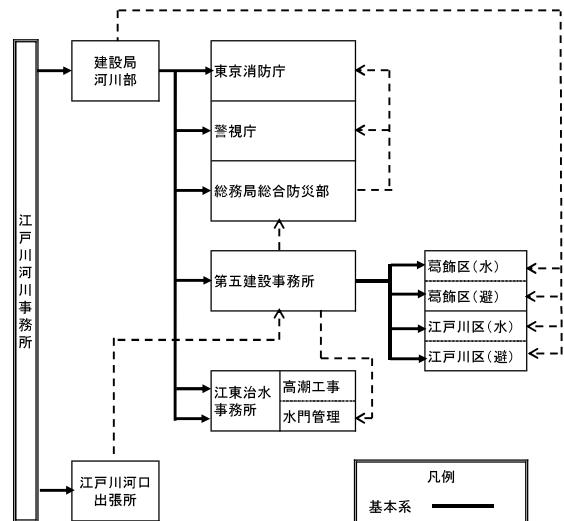
4. 水防警報伝達系統図

国土交通省の発表する水防警報の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等、不測の事態を考慮し、下図のとおりとする。



各河川の水防警報の伝達については以下のとおりとする。

●江戸川水防警報(松戸)



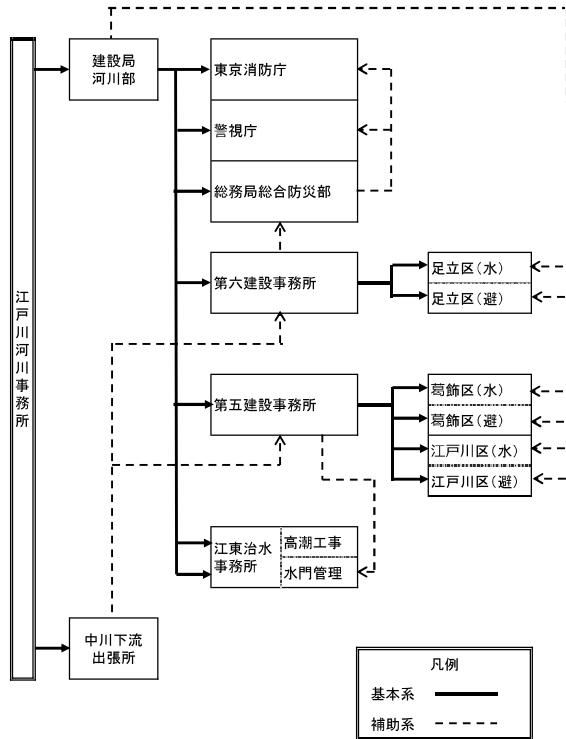
関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
江戸川河川事務所 災対室	731-591	731-599	04-7125-7332	04-7123-6741
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531~3	03-3213-1476
警視庁	昼 夜	76311 76301	03-3581-4321 内55541~4 内55151~3	03-3502-1450
総務局 総合防災部※1	昼 夜	70227 70349	70013 03-5388-2456 03-5388-1260 03-5388-2459 03-5388-1958	03-5388-1260 03-5388-1958
江東治水 事務所	高潮工事 水門管理	77112 87891	— 03-5875-1543 03-5620-2490 03-5620-2491	03-3637-1592 03-3637-1592
第五建設事務所	75811	75801	03-5875-1438	03-3637-1584
葛飾区 (Water)※2	—	—	03-3695-1197	03-3697-1660
葛飾区 (避)	75111	75101	03-3695-1195	03-5698-1503
江戸川区 (Water)	75271	—	03-5662-1884	03-3652-9858
江戸川区 (避)	75211	75201	03-5662-2037	03-3652-9891
江戸川河口出張所	731-6322	731-6340	03-3679-1460	03-3679-1648

※1 昼夜の区分はP2-10参照

※2 水…水防担当部署／避…避難勧告等発令担当部署

★河川部からの伝達が途絶した場合、総務局総合防災部は各区市町村に伝達する。

●中川水防警報(高砂)



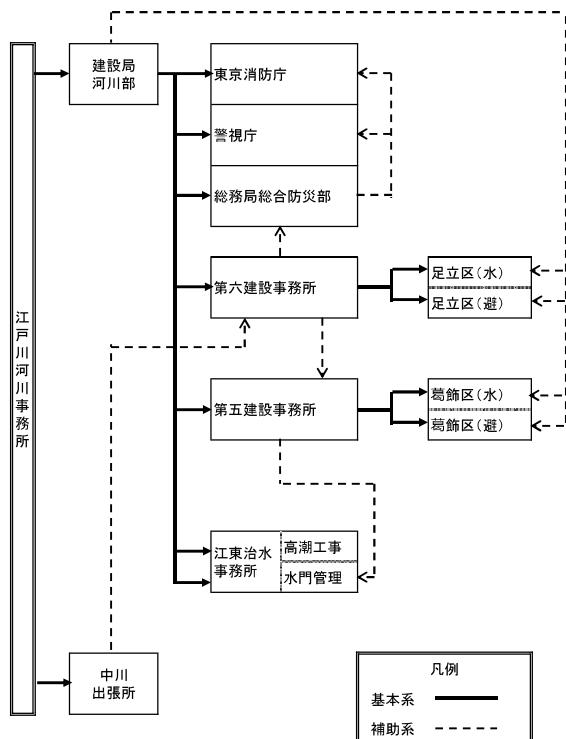
関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
江戸川河川事務所 災対室	731-591	731-599	04-7125-7332	04-7123-6741
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531~3	03-3213-1476
警視庁	昼 夜 76311	76301	03-3581-4321 内55541~4 内55151~3	03-3502-1450
総務局 総合防災部※1	昼 夜 70227 70349	70013 70023	03-5388-2456 03-5388-2459	03-5388-1260 03-5388-1958
江東治水 事務所	高潮工事 水門管理 77112 87891	— 87890	03-5875-1543 03-5620-2490	03-3637-1592 03-5620-2491
第五建設事務所	75811	75801	03-5875-1438	03-3637-1584
葛飾区 (水)※2	—	—	03-3695-1197	03-3697-1660
葛飾区 (避)	75111	75101	03-3695-1195	03-5698-1503
江戸川区 (水)	75271	—	03-5662-1884	03-3652-9858
江戸川区 (避)	75211	75201	03-5662-2037	03-3652-9891
第六建設事務所	75911	75901	03-3882-1408	03-3882-1228
足立区 (水)	—	—	03-3880-5478	03-3880-5719
足立区 (避)	75011	75001	03-3880-5836	03-3880-5607
中川下流出張所	731-6622	731-6640	03-3694-2757	03-3693-3932

※1 昼夜の区分はP2-10参照

※2 水…水防担当部署／避…避難勧告等発令担当部署

★河川部からの伝達が途絶した場合、総務局総合防災部は各区市町村に伝達する。

●綾瀬川水防警報(谷古宇)



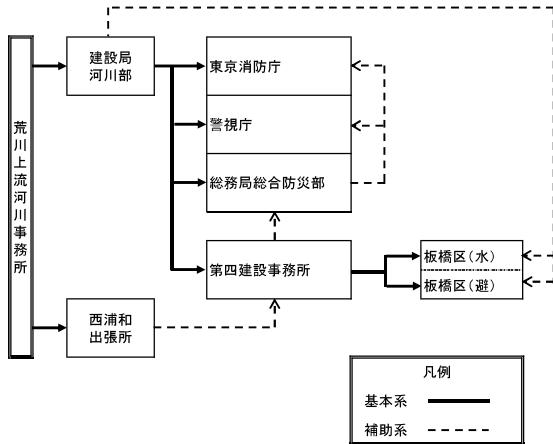
関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
江戸川河川事務所 災対室	731-591	731-599	04-7125-7332	04-7123-6741
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531~3	03-3213-1476
警視庁	昼 夜 76311	76301	03-3581-4321 内55541~4 内55151~3	03-3502-1450
総務局 総合防災部※1	昼 夜 70227 70349	70013 70023	03-5388-2456 03-5388-2459	03-5388-1260 03-5388-1958
江東治水 事務所	高潮工事 水門管理 77112 87891	— 87890	03-5875-1543 03-5620-2490	03-3637-1592 03-5620-2491
第五建設事務所	75811	75801	03-5875-1438	03-3637-1584
葛飾区 (水)※2	—	—	03-3695-1197	03-3697-1660
葛飾区 (避)	75111	75101	03-3695-1195	03-5698-1503
第六建設事務所	75911	75901	03-3882-1408	03-3882-1228
足立区 (水)	—	—	03-3880-5478	03-3880-5719
足立区 (避)	75011	75001	03-3880-5836	03-3880-5607
中川出張所	731-6522	731-6540	048-962-2634	048-965-8482

※1 昼夜の区分はP2-10参照

※2 水…水防担当部署／避…避難勧告等発令担当部署

★河川部からの伝達が途絶した場合、総務局総合防災部は各区市町村に伝達する。

●荒川水防警報(治水橋)

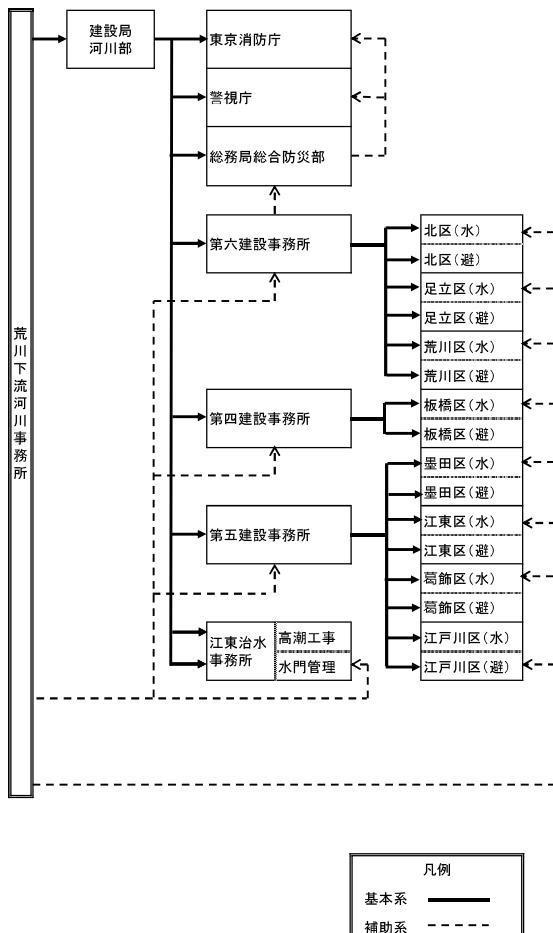


関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
荒川上流河川事務所	732-593	732-599	049-246-6715	049-246-6391
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531~3	03-3213-1476
警視庁	昼 夜	76311 76301	03-3581-4321 内55541~4 内55151~3	03-3502-1450
総務局 総合防災部※2	昼 夜	70227 70349	03-5388-2456 03-5388-2459	03-5388-1260 03-5388-1958
第四建設事務所	75711	75701	03-5978-1734	03-5978-1748
板橋区(水)※1	—	—	03-3579-2520	03-3579-4057
板橋区(避)	74811	74801	03-3579-2159	03-3963-0150
西浦和出張所	—	—	048-861-9129	048-839-4670

※1 水…水防担当部署／避…避難勧告等発令担当部署 ※2 昼夜の区分はP2-10参照

★河川部からの伝達が途絶した場合、総務局総合防災部は各区市町村に伝達する。

●荒川水防警報(岩淵水門上・南砂町)



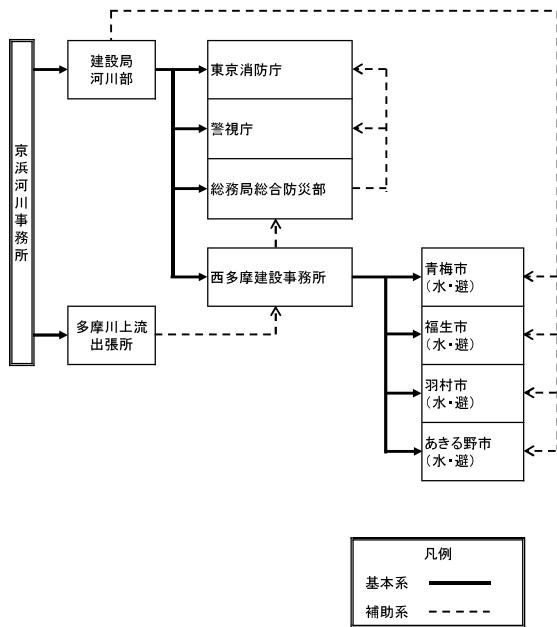
関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
荒川下流河川事務所	733-591~4	733-562	03-3903-6821~3	03-3902-6676
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531~3	03-3213-1476
警視庁	昼 夜	76311 76301	03-3581-4321 内55541~4 内55151~3	03-3502-1450
総務局 総合防災部※1	昼 夜	70227 70349	03-5388-2456 03-5388-2459	03-5388-1260 03-5388-1958
江東治水 事務所	高潮工事 水門管理	77112 87891	03-5875-1543 03-5620-2490	03-3637-1592 03-5620-2491
第四建設事務所	75711	75701	03-5978-1734	03-5978-1748
板橋区(水)※2	—	—	03-3579-2520	03-3579-4057
板橋区(避)	74811	74801	03-3579-2159	03-3963-0150
第五建設事務所	75811	75801	03-5875-1438	03-3637-1584
墨田区(水)	—	—	03-5608-6290	03-5608-6409
墨田区(避)	73611	73601	03-5608-6206	03-5608-6425
江東区(水)	—	—	03-3647-2538	03-3647-9216
葛飾区(水)	—	—	03-3647-9584	03-3647-8440
江戸川区(水)	73711	73701	03-3647-9105	03-3647-9105
江戸川区(避)	73711	73701	03-3695-1197	03-3697-1660
葛飾区(避)	75111	75101	03-3695-1195	03-5698-1503
江戸川区(水)	75271	—	03-5662-1884	03-3652-9858
江戸川区(避)	75211	75201	03-5662-2037	03-3652-9891
第六建設事務所	75911	75901	03-3882-1408	03-3882-1228
北区(水)	—	—	03-3908-9213	03-3908-1291
北区(避)	74611	74601	03-3908-8184	03-3908-4016
荒川区(水)	—	—	03-3802-0714	03-3802-6230
荒川区(避)	74711	74701	03-3803-8711	03-5810-6262
足立区(水)	—	—	03-3880-5478	03-3880-5719
足立区(避)	75011	75001	03-3880-5836	03-3880-5607

※1 昼夜の区分はP2-10参照

※2 水…水防担当部署／避…避難勧告等発令担当部署

★河川部からの伝達が途絶した場合、総務局総合防災部は各区市町村に伝達する。

●多摩川水防警報(調布橋)

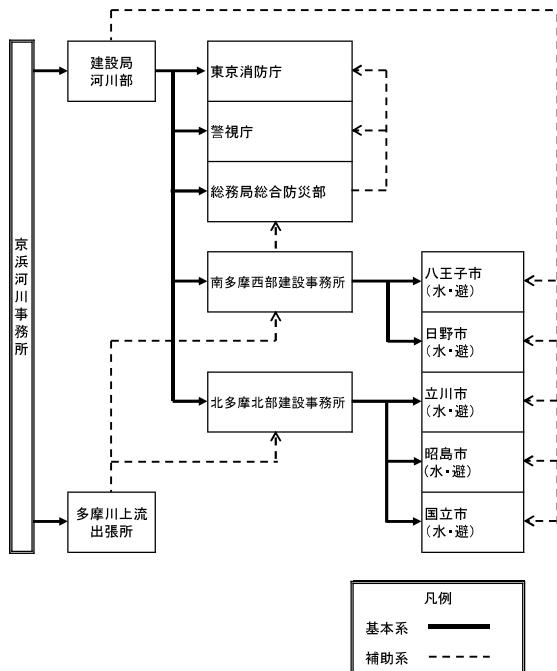


関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
京浜河川事務所災害対策室	772-591～594	772-550,551	045-503-4054	045-503-3174
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531～3	03-3213-1476
警視庁	76311 夜	76301	03-3581-4321 内55541～4 内55151～3	03-3502-1450
総務局 総合防災部※2	70227 夜	70013 70023	03-5388-2456 03-5388-2459 03-5388-1958	03-5388-1260
西多摩建設事務所	83011	83001	0428-22-7315	0428-22-7994
青梅市(水・避)※1	80411	80401	0428-22-1111 内2504	0428-22-3508
福生市(水・避)	81611 夜・休日	81601	042-551-1638 042-551-1511	042-553-3339
羽村市(水・避)	82411	82401	042-555-1111 内207	042-554-2921
あきる野市(水・避)	82511	82501	042-558-1111 内2340～2	042-558-1115
多摩川上流出張所	772-6525	772-6540	042-552-0667	042-530-1386

※1 水…水防担当部署／避…避難勧告等発令担当部署 ※2 昼夜の区分はP2-10参照

★河川部からの伝達が途絶した場合、総務局総合防災部は各区市町村に伝達する。

●多摩川水防警報(日野橋)



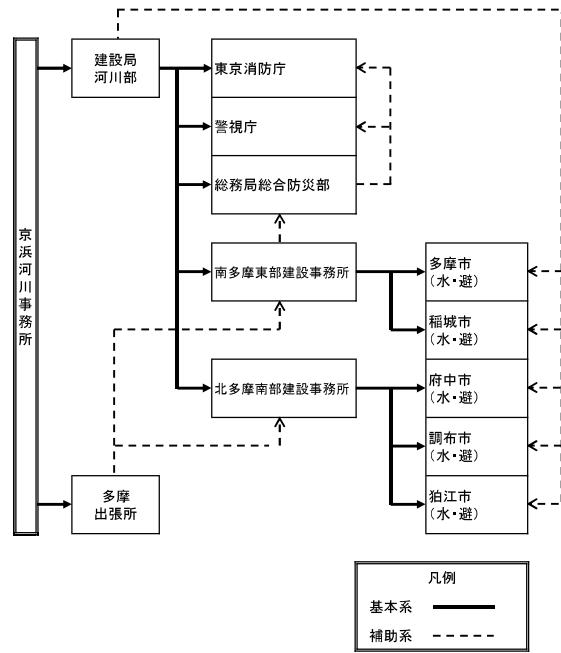
関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
京浜河川事務所災害対策室	772-591～594	772-550,551	045-503-4054	045-503-3174
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531～3	03-3213-1476
警視庁	76311 夜	76301	03-3581-4321 内55541～4 内55151～3	03-3502-1450
総務局 総合防災部※2	70227 夜	70013 70023	03-5388-2456 03-5388-2459 03-5388-1958	03-5388-1260
南多摩西部建設事務所	83211	83201	042-643-2648	042-648-9399
八王子市(水・避)※1	80011	80001	042-620-7207～8	042-626-1271
日野市(水・避)	81111	81101	042-585-1100	042-587-5666
北多摩北部建設事務所	83411	83401	042-540-9521	042-525-9746
立川市(水・避)	80111	80101	042-523-2561	042-528-4333
昭島市(水・避)	80611	80601	042-541-5625	042-544-7552
国立市(水・避)	81411	81401	042-576-2111 内 145～7	042-576-0264
多摩川上流出張所	772-6525	772-6540	042-552-0667	042-530-1386

※1 水…水防担当部署／避…避難勧告等発令担当部署 ※2 昼夜の区分はP2-10参照

★河川部からの伝達が途絶した場合、総務局総合防災部は各区市町村に伝達する。

第4章 水防活動

●多摩川水防警報(石原)

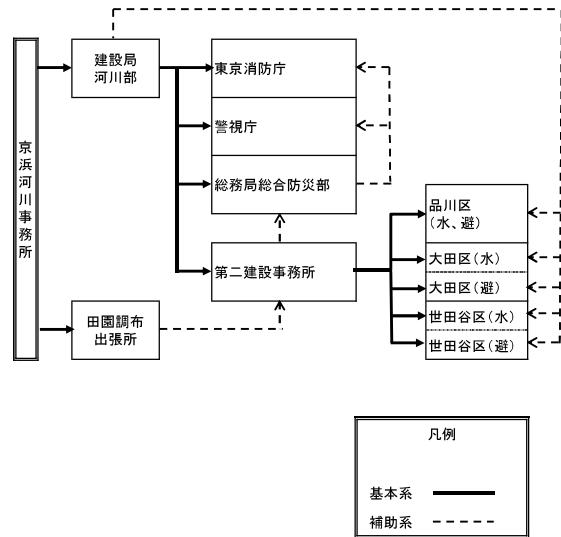


関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
京浜河川事務所災害対策室	772-591～594	772-550,551	045-503-4054	045-503-3174
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531～3	03-3213-1476
警視庁	76311 夜	76301	03-3581-4321 内55541～4 内55151～3	03-3502-1450
総務局総合防災部※2	70227 夜	70013 70023	03-5388-2456 03-5388-2459	03-5388-1260 03-5388-1958
南多摩東部建設事務所	83111	83101	042-720-8641	042-720-6563
多摩市(水・避)※1	82211 夜	82201	042-338-6802 042-338-6855	042-339-7422 042-338-6835
稲城市(水・避)	82311	82301	042-377-7119	042-377-0119
北多摩南部建設事務所	83311	83301	042-330-1845	042-369-3890
府中市(水・避)	80511～2	80501	042-335-4098	042-335-6395
調布市(水・避)	80711	80701	042-481-7346	042-481-7255
狛江市(水・避)	81711	81701	03-3480-5500	03-3480-5500
多摩出張所	772-6425	772-6440	042-377-7403	042-377-3552

※1 水…水防担当部署／避…避難勧告等発令担当部署 ※2 昼夜の区分はP2-10参照

★河川部からの伝達が途絶した場合、総務局総合防災部は各区市町村に伝達する。

●多摩川水防警報(田園調布上)

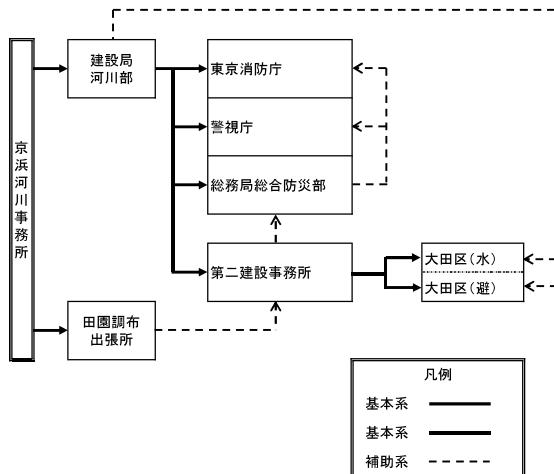


関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
京浜河川事務所災害対策室	772-591～594	772-550,551	045-503-4054	045-503-3174
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531～3	03-3213-1476
警視庁	76311 夜	76301	03-3581-4321 内55541～4 内55151～3	03-3502-1450
総務局総合防災部※2	70227 夜	70013 70023	03-5388-2456 03-5388-2459	03-5388-1260 03-5388-1958
第二建設事務所	75511	75501	03-3774-6658	03-3774-0328
品川区(水・避)※1	73811 夜・休日	73801	03-5742-6695 03-3777-1111	03-3777-1181
大田区(水)	—	—	03-5744-1304	03-5744-1527
大田区(避)	74011	74001	03-5744-1611	03-5744-1519
世田谷区(水)	—	—	03-5432-2580	03-5432-3026
世田谷区(避)	74111	74101	03-5432-2262	03-5432-3014
田園調布出張所	772-6325	772-6340	03-3721-4288	03-3721-4289

※1 水…水防担当部署／避…避難勧告等発令担当部署 ※2 昼夜の区分はP2-10参照

★河川部からの伝達が途絶した場合、総務局総合防災部は各区市町村に伝達する。

●多摩川水防警報(多摩川河口)



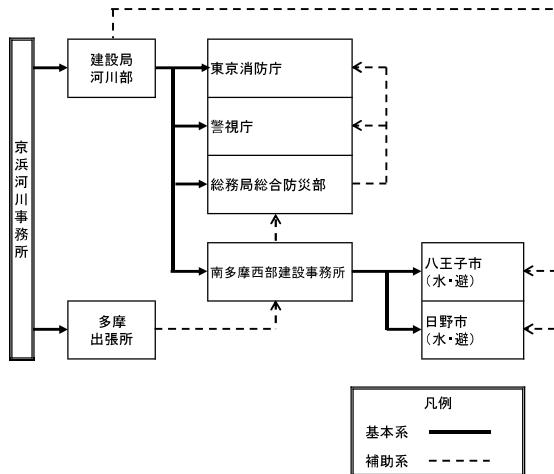
関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
京浜河川事務所灾害対策室	772-591～594	772-550,551	045-503-4054	045-503-3174
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435 受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)	
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531～3	03-3213-1476
警視庁	昼 夜	76311 76301	03-3581-4321 内55541～4 内55151～3	03-3502-1450
総務局総合防災部※2	昼 夜	70227 70349	70013 70023	03-5388-2456 03-5388-2459 03-5388-1958
第二建設事務所	75511	75501	03-3774-6658	03-3774-0328
大田区(水)※1	—	—	03-5744-1304	03-5744-1527
大田区(避)	74011	74001	03-5744-1611	03-5744-1519
田園調布出張所	772-6325	772-6340	03-3721-4288	03-3721-4289

※1 水…水防担当部署／避…避難勧告等発令担当部署

※2 昼夜の区分はP2-10参照

★河川部からの伝達が途絶した場合、総務局総合防災部は各区市町村に伝達する。

●浅川水防警報(浅川橋)



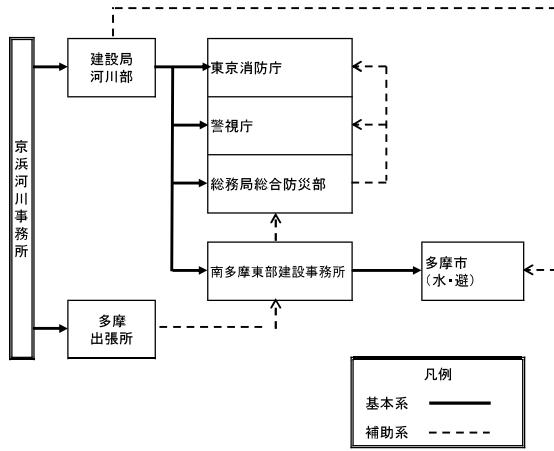
関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
京浜河川事務所灾害対策室	772-591～594	772-550,551	045-503-4054	045-503-3174
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435 受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)	
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531～3	03-3213-1476
警視庁	昼 夜	76311 76301	03-3581-4321 内55541～4 内55151～3	03-3502-1450
総務局総合防災部※2	昼 夜	70227 70349	70013 70023	03-5388-2456 03-5388-2459 03-5388-1958
南多摩西部建設事務所	83211	83201	042-643-2648	042-648-9399
八王子市(水・避)※1	80011	80001	042-620-7207～8	042-626-1271
日野市(水・避)	81111	81101	042-585-1100	042-587-5666
多摩出張所	772-6425	772-6440	042-377-7403	042-377-3552

※1 水…水防担当部署／避…避難勧告等発令担当部署

※2 昼夜の区分はP2-10参照

★河川部からの伝達が途絶した場合、総務局総合防災部は各区市町村に伝達する。

●大栗川水防警報(報恩橋)



関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
京浜河川事務所灾害対策室	772-591～594	772-550,551	045-503-4054	045-503-3174
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435 受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)	
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531～3	03-3213-1476
警視庁	昼 夜	76311 76301	03-3581-4321 内55541～4 内55151～3	03-3502-1450
総務局総合防災部※2	昼 夜	70227 70349	70013 70023	03-5388-2456 03-5388-2459 03-5388-1958
南多摩東部建設事務所	83111	83101	042-720-8641	042-720-6563
多摩市(水・避)※1	82211	82201	042-338-6802 042-338-6855	042-339-7422 042-338-6835
多摩出張所	772-6425	772-6440	042-377-7403	042-377-3552

※1 水…水防担当部署／避…避難勧告等発令担当部署

※2 昼夜の区分はP2-10参照

★河川部からの伝達が途絶した場合、総務局総合防災部は各区市町村に伝達する。

第4章 水防活動

4.6.6 水防警報河川（都管理・県管理）

都は、洪水のおそれがあるとき、水防警報を発表し、水防管理団体・消防機関に対して水防活動を行うための水位情報を提供する。

1. 水防警報河川及び水防警報区間（都管理）

河川名	水防警報区間			基準地点	担当事務所	
鶴見川	左岸	自	町田市野津田町(丸山橋)	しもかわとばし 下川戸橋	南多摩東部建設事務所	
		至	町田市三輪町(神奈川県境)			
	右岸	自	町田市野津田町(丸山橋)	たかせばし 高瀬橋		
		至	町田市三輪町(神奈川県境)			
恩田川	左岸	自	町田市本町田(上流端)	やさきばし 矢崎橋		
		至	町田市成瀬(神奈川県境)			
	右岸	自	町田市本町田(上流端)	ねぎしばし 根岸橋		
		至	町田市成瀬(神奈川県境)			
真光寺川	左岸	自	町田市広袴3丁目(上流端)	やさきばし 矢崎橋		
		至	町田市能ヶ谷町(神奈川県境)			
	右岸	自	町田市広袴3丁目(上流端)	さかいばし 境橋		
		至	町田市能ヶ谷町(神奈川県境)			
境川	左岸	自	町田市根岸町(根岸橋)	ねぎしばし 根岸橋	南多摩東部建設事務所	
		至	町田市原町田1丁目(境橋)			
		自	町田市原町田1丁目(境橋)	さかいばし 境橋		
		至	町田市鶴間(神奈川県境)			

2. 水防警報発表基準水位（都管理）

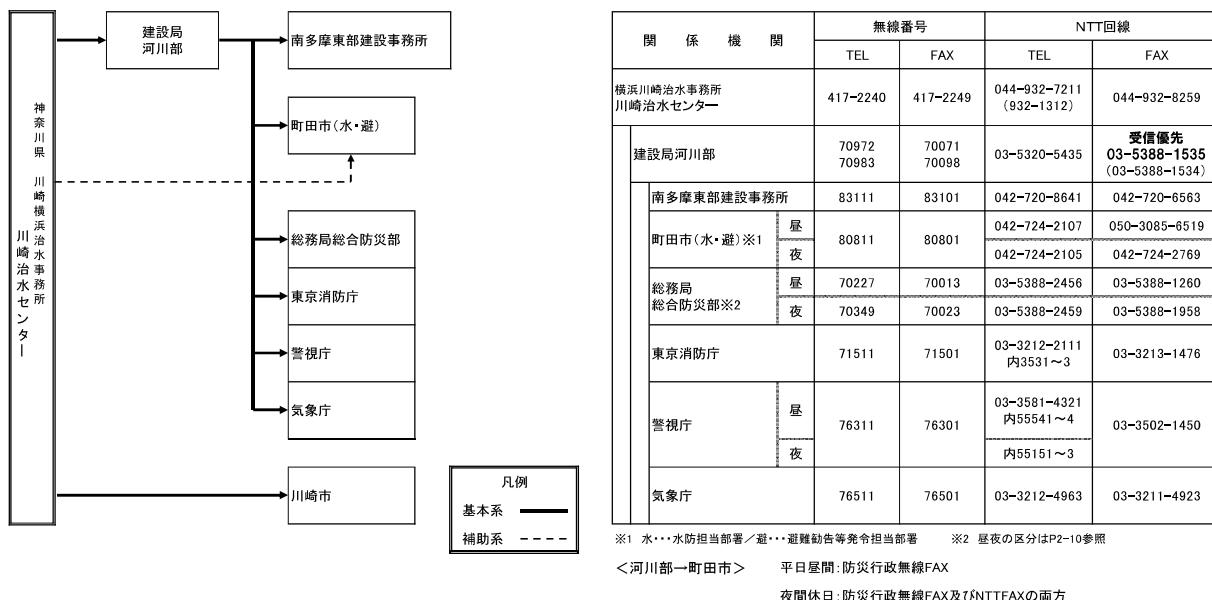
上段: A.P.
下段: 水が溢れるまでの高さ

河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	氾濫危険水位 (特別警戒水位)
鶴見川	下川戸橋	町田市大蔵町	35.58 m (3.1m)	37.38 m (1.3m)	37.88 m (0.8m)
恩田川	高瀬橋	町田市成瀬	47.16 m (1.4m)	47.56 m (1.0m)	47.96 m (0.6m)
真光寺川	矢崎橋	町田市能ヶ谷町	32.37 m (1.4m)	32.87 m (0.9m)	33.17 m (0.6m)
境川	根岸橋	町田市根岸町	95.23 m (2.3m)	95.93 m (1.6m)	96.73 m (0.8m)
	境橋	町田市原町田	75.72 m (2.3m)	76.42 m (1.6m)	77.22 m (0.8m)

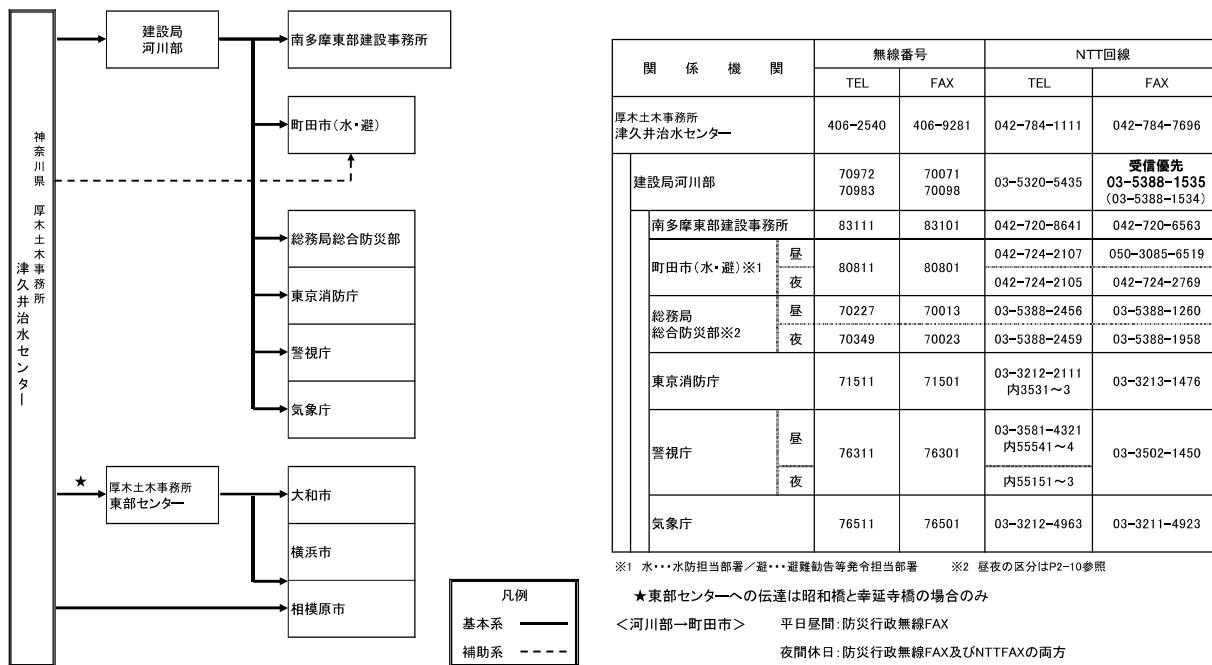
3. 水防警報伝達系統図（都管理）

都が発表する水防警報の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等、不測の事態を考慮し、以下のとおりとする。

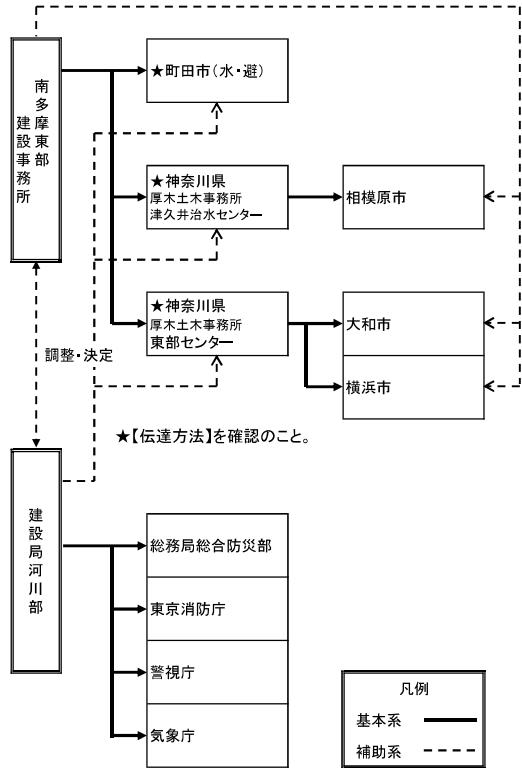
●鶴見川(岡上橋)・麻生川(新三輪橋) 水防警報 伝達系統図



●境川(風戸橋、昭和橋、高橋、幸延寺橋) 水防警報 伝達系統図



●境川(根岸橋、境橋) 水防警報 伝達系統図



関係機関		無線番号		NTT回線	
		TEL	FAX	TEL	FAX
南多摩東部建設事務所		83111	83101	042-720-8641	042-720-6563
町田市(水・避)※1	昼	80811	80801	042-724-2107	050-3085-6519
	夜			042-724-2105	042-724-2769
厚木土木事務所 津久井治水センター		406-2540	406-9281	042-784-1111	042-784-7696
相模原市危機管理局緊急対策課		—	—	042-751-9128	042-751-9112
相模原市消防局指令課※2		—	—	042-751-9111	042-751-9284
厚木土木事務所 東部センター		413-9801	413-2289	(代)0467-79-2800 0467-79-2894 ~2895	0467-79-2893 (0467-79-2858)
大和市	昼	—	—	046-260-5777	046-264-8327
	夜			046-261-1119	
横浜市		—	—	045-671-2064	045-641-1677
建設局河川部		70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
総務局 総合防災部※3	昼	70227	70013	03-5388-2456	03-5388-1260
	夜	70349	70023	03-5388-2459	03-5388-1958
東京消防庁		71511	71501	03-3212-2111 内3531~3	03-3213-1476
警視庁	昼	76311	76301	03-3581-4321 内55541~4	03-3502-1450
	夜			内55151~3	
気象庁		76511	76501	03-3212-4963	03-3211-4923

※1 水…水防担当部署／避…避難勧告等発令担当部署

※2 代表問い合わせ先(FAXは2か所に送信する)

※3 昼夜の区分はP2-10参照

【伝達方法】

＜南多摩東部建設事務所→町田市＞ 平日昼間：防災行政無線 FAX
夜間休日：防災行政無線 FAX 及び NTT FAX の両方

＜南多摩東部建設事務所→神奈川県＞ NTT FAX（※東部センターへは FAX 送付後、電話連絡もする）

＜南多摩東部建設事務所→相模原市、大和市、横浜市＞ NTT FAX

＜河川部→町田市＞ 平日昼間：防災行政無線 FAX
夜間休日：防災行政無線 FAX 及び NTT FAX の両方

＜河川部→神奈川県＞ NTT FAX（※東部センターへは FAX 送付後、電話連絡もする）

4. 水防警報河川及び水防警報区間（県管理）

鶴見川、麻生川、境川の神奈川県管理区間で発表される水防警報のうち、都内の水防管理団体への情報提供が必要なものは以下のとおりである。

河川名	水防警報区間			基準地点	担当事務所
鶴見川	左岸	自 東京都境			
		至 横浜市青葉区寺家町の水車橋上流端			
麻生川	右岸	自 東京都境			
		至 横浜市青葉区寺家町の水車橋上流端			
境川	左岸	自 神奈川県川崎市麻生区上麻生の大谷戸橋下流端			
		至 鶴見川合流点			
境川	右岸	自 神奈川県川崎市麻生区上麻生の大谷戸橋下流端			
		至 鶴見川合流点			
境川	右岸	自 相模原市緑区川尻			
		至 厚木土木事務所東部センター管内境(大和市境)			
境川	左岸	自 横浜市瀬谷区五貫目町			
		至 藤沢土木事務所管内境			
	右岸	自 厚木土木事務所津久井治水センター管内境(相模原市境)			
		至 藤沢土木事務所管内境			

5. 水防警報発表基準水位（県管理）

各河川における水防警報の発表基準は以下のとおりである。

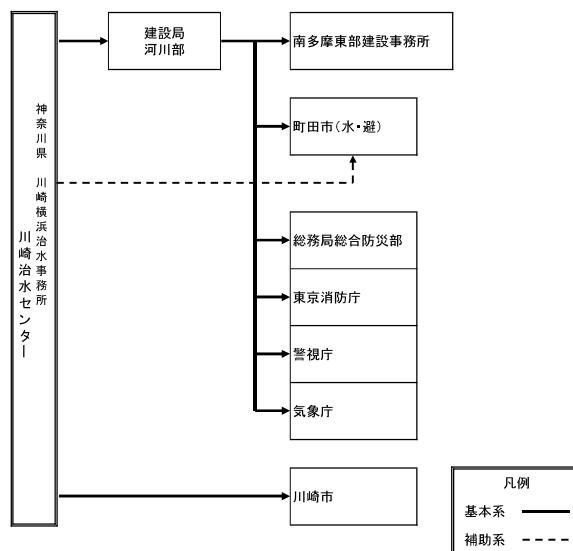
河川名	基準地点	所在地	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位 (洪水特別警戒水位)	零点高 (A.P.)
鶴見川	岡上橋	神奈川県川崎市麻生区岡上	1.10 m	2.70 m	2.80 m	3.70 m	26.972 m
麻生川	新三輪橋	神奈川県川崎市麻生区上麻生	1.20 m	2.60 m	2.60 m	3.15 m	22.528 m
境川	風戸橋	町田市相原町	0.60 m	0.90 m	0.90 m	1.30 m	167.931 m
	昭和橋	町田市小山町	1.50 m	2.00 m	2.00 m	2.80 m	114.436 m
	高橋	町田市小山町	1.10 m	1.80 m	2.20 m	2.80 m	105.976 m
	幸延寺橋	町田市森野	1.30 m	2.00 m	2.00 m	2.80 m	74.376 m

第4章 水防活動

6. 水防警報伝達系統図（県管理河川）

神奈川県から通知を受けた各河川の水防警報の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等、不測の事態を考慮し、以下のとおりとする。

●鶴見川(岡上橋)・麻生川(新三輪橋) 水防警報 伝達系統図



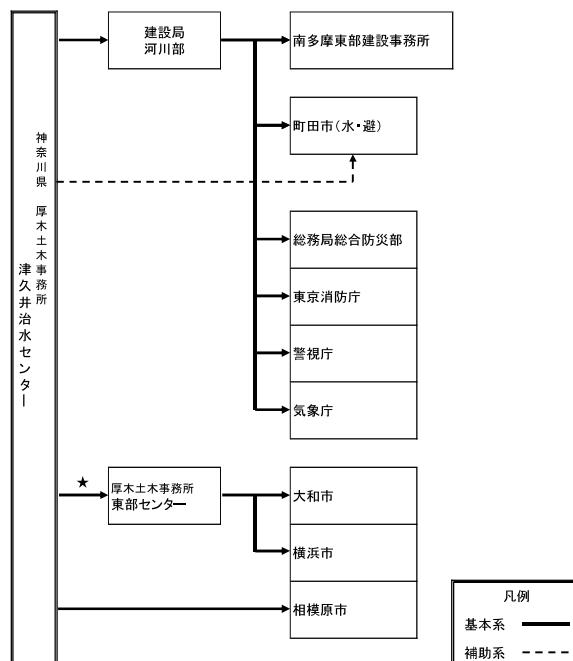
関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
横浜川崎治水事務所 川崎治水センター	417-2240	417-2249	044-932-7211 (932-1312)	044-932-8259
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	03-5388-1535 (03-5388-1534)
南多摩東部建設事務所	83111	83101	042-720-8641	042-720-86563
町田市(水・避)※1	80811	80801	042-724-2107 042-724-2105	050-3085-6519 042-724-2769
総務局 総合防災部※2	70227 70349	70013 70023	03-5388-2456 03-5388-2459	03-5388-1260 03-5388-1958
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531～3	03-3213-1476
警視庁	76311	76301	03-3581-4321 内55541～4 内55151～3	03-3502-1450
気象庁	76511	76501	03-3212-4963	03-3211-4923

※1 水…水防担当部署／避…避難勧告等発令担当部署 ※2 昼夜の区分はP2-10参照

<河川部→町田市> 平日昼間:防災行政無線FAX

夜間休日:防災行政無線FAX及びNTTFAXの両方

●境川(風戸橋、昭和橋、高橋、幸延寺橋) 水防警報 伝達系統図



関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
厚木土木事務所 津久井治水センター	406-2540	406-9281	042-784-1111	042-784-7696
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	03-5388-1535 (03-5388-1534)
南多摩東部建設事務所	83111	83101	042-720-8641	042-720-86563
町田市(水・避)※1	80811	80801	042-724-2107 042-724-2105	050-3085-6519 042-724-2769
総務局 総合防災部※2	70227 70349	70013 70023	03-5388-2456 03-5388-2459	03-5388-1260 03-5388-1958
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531～3	03-3213-1476
警視庁	76311	76301	03-3581-4321 内55541～4 内55151～3	03-3502-1450
気象庁	76511	76501	03-3212-4963	03-3211-4923

※1 水…水防担当部署／避…避難勧告等発令担当部署 ※2 昼夜の区分はP2-10参照

★東部センターへの伝達は昭和橋と幸延寺橋の場合のみ

<河川部→町田市> 平日昼間:防災行政無線FAX

夜間休日:防災行政無線FAX及びNTTFAXの両方

4.7 河川等の巡視

水防管理者、消防機関の長は区域内の河川・海岸堤防等を巡視する（法9）。巡視にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 水防上注意を要する箇所の現況把握に努め、その対策を確立する。
- (2) 上記以外に維持、小修繕等の応急的な措置を必要とする箇所があるときは、直ちに河川、海岸堤防等の管理者に連絡をして、必要な措置を求める。
- (3) 水防活動時の安全対策（第4章4.10.1参照）をとる。

4.8 水防上注意を要する箇所

1. 都管理の水防上注意を要する箇所

水防上注意を要する箇所は、河川管理者と水防管理者及び消防機関等が合同で点検を行うなど平常時から巡視及び警戒を行うとともに、洪水時は、河川の監視及び警戒を更に厳重にし、水防上注意を要する箇所を中心として巡視を行う。

都内の一級・二級河川（国管理を除く）における水防上注意を要する箇所の基準は、次のとおりとする。

種別	基 準
洪 水	大雨時に洪水による溢水に対して注意を要する箇所
	(解説) 過去の溢水実績等をふまえ、橋梁により河積が阻害されている箇所、合流点・断面変化点で洪水による影響を受けやすい箇所など、増水時に注意を要する箇所
高 潮	台風等の際、高潮による河川水位の上昇に対して注意を要する箇所
	(解説) 伊勢湾台風時と同程度以上の高潮が発生した場合注意を要する箇所
堤防・護岸の強さ	堤防・護岸が老朽化・洗掘及び水衝部のため、その強さに注意を要する箇所
	(解説) 堤防・護岸（天然河岸を含む）が老朽化・洗掘している箇所で、河川増水等により護岸が崩壊した場合、民地への影響が大きいと考えられる箇所
陸 閘	陸閘が設置されている箇所
工 事 施 工	河川工事等の施工によって注意を要する箇所
	(解説) 原則として出水期（6月～10月）に堤防を開削または、河積内に桟橋等を設置する工事箇所

以上その他、溢水した実績を記録にとどめ、再度災害防止に努める。

近年水が溢れた実績	近年（H10年からH29年末）溢水した区間
-----------	-----------------------

都管理の水防上注意を要する箇所の一覧 ⇒ **資4.1**

それぞれの位置について「水防上注意を要する箇所（附図）」を参照。

2. 国管理の重要水防箇所

都内の国管理の重要水防箇所については資料編**資4.2**を、それぞれの位置については「直轄河川重要水防箇所（附図）」を参照。

4.9 他の水防機関との連絡・調整

都は埼玉県及び神奈川県と「水防情報の協力に関する協定」により、関連する河川について必要な情報を相互に連絡し、被害の軽減に努める。

⇒ 資5.2、資5.3

4.10 水防活動時の留意点

4.10.1 安全対策

- (1) 水防活動時には、大雨・洪水・高潮・津波等の気象情報を常に確認する。
- (2) 情報を確認するための通信手段を確保する。
- (3) 避難時間が短いと想定される津波の予報が発表された場合には活動を中止し、安全な場所へ避難する。
- (4) 予報等がいつ発表されても直ちに避難できる場所を常に考えながら水防活動を行う。
- (5) 水防活動時にはライフジャケット等を着用する。

4.10.2 優先通行

- (1) 「東京都水防信号等に関する規則」の第1号で定められた標識を付けた車両が、水防のために出動するときは、車両及び歩行者はこれに進路を譲らなければならない。(法18)
⇒ 資1.9
- (2) 警察官は災害時に都公安委員会が指定した通行禁止区域等において、自動車等が水防用の車両の通行の妨害となる場合は、その所有者に対して、自動車等を付近の道路外へ移動することを命じることができる。(災害対策基本法76の3第1項)
- (3) 警察官は上記(2)の措置を命じようとしても、自動車等の所有者が拒んだときや、所有者がいない場合は、自分でその自動車等を付近の道路外の場所へ移動することができる。(災害対策基本法76の3第2項)
- (4) 警察官がその場にいない場合、消防職員、自衛官には水防用の車両の通行のため、上記(2)、(3)と同じ権限が与えられる。(災害対策基本法76の3第3項、第4項)

4.10.3 緊急通行

消防職員及び水防団員並びに水防管理者から委任を受けた者が、水防上緊急の必要がある場所に行くときには、一般交通の用に供しない空地、水面を通行することが許される。(法19)

4.10.4 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防職員及び水防団員(これらの者がいないとき又はこれらの者から要求があったときには、警察官)は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の立ち入りの禁止、制限又は退去命令をすることができる。(法21)

4.10.5 援助・応援

水防管理者は、水防のため必要がある場合は警察署長に対して、警察官の出動を求めることができ、また他の水防管理者又は消防機関の長に対して、応援を求めることができる。(法22、23)応援のために派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所管の下に行動する。(法23)

4.10.6 居住者に対する水防従事命令

水防管理者又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときには、その水防管理団体の区域内に居住する者又はその場にいる者を水防に従事させることができる。(法24)

4.10.7 公用負担

水防管理者又は消防機関の長は、水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の権限を行使することができる。(法28)

- (1) 必要な土地の一時利用
- (2) 土石、竹木、その他の資材の使用又は収用
- (3) 車両、その他の運搬用機器または器具の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物、その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は、上記(1)から(4)((2))における収用を除く。の権限を行使することができる。

水防管理団体は、これらにより損害を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

4.10.8 水防活動に対する自衛隊の災害派遣

水防管理者は、水防活動に対して自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、知事(都総務局総合防災部)にその旨を依頼する。

知事はこの依頼を受けたときはその内容を検討し、必要があると認めた場合、又は依頼によらず知事が自らの判断で必要と認めた場合は、直ちに要請の手続きをとる。(自衛隊法83)

なお、詳細は「東京都地域防災計画」によるものとする。

4.11 決壊に際しての措置

4.11.1 決壊の通知

堤防その他の施設が決壊、またはこれに準すべき事態が発生したときは、水防管理者、又は消防機関の長は、関係者に通報する。(法25)

4.11.2 決壊後の措置

堤防等が決壊したときにおいても、水防管理者、消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。(法26)

4.12 避難のための立退

洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫し、居住者が避難のために立退く必要があるときは、知事、その命を受けた都職員又は水防管理者は迅速かつ確実にその区域の居住者に対して立退またはその準備を指示する。なお、水防管理者が指示する場合には所轄の警察署長にその旨を通知する。(法29)

4.13 費用負担

水防管理団体は、その管理区域の水防に要する費用を負担する。(法41) ただし、応援のため

第4章 水防活動

に要した費用は当該応援を求めた水防管理団体が負担する。(法23③) その額及び負担方法は、応援を求めた水防管理団体と、求められた水防管理団体が協議して決める。(法23④)

また、区域外の区市町村が当該水防により著しく利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益区市町村が負担する。この負担費用の額及び負担方法は両者が協議して定め、協議が成立しないときは知事にあっせんを申請することができる。(法42)

都または都知事の行う事務に要する費用は、都が負担する。(法43)

4.14 土砂災害警戒情報の発表

1. 目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、区市町村長が防災活動や避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行うための支援、及び住民の自主的な避難判断等の参考となるよう区市町村毎に発表する。

2. 発表方法

土砂災害警戒情報は、東京都と気象庁が共同で発表する。

都は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）第27条に基づき、土砂災害の急迫した危険が予想される場合に、あらかじめ定めた降雨量の警戒基準により、土砂災害警戒情報を関係のある区市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じる。

気象庁は、気象業務法第13条（予報及び警報、以下第15条まで適用）に基づき大雨注意報・警報を通知するとともに、同法11条（観測成果等の発表）に基づいた気象情報の1つとして、土砂災害警戒情報を関係機関に通知する。

「東京都と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定」

⇒ 資6.1

「東京都土砂災害警戒情報に関する実施要領」参照

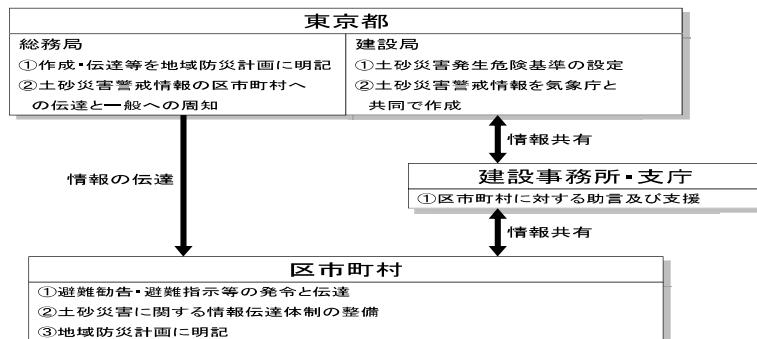
⇒ 資6.2

3. 役割分担

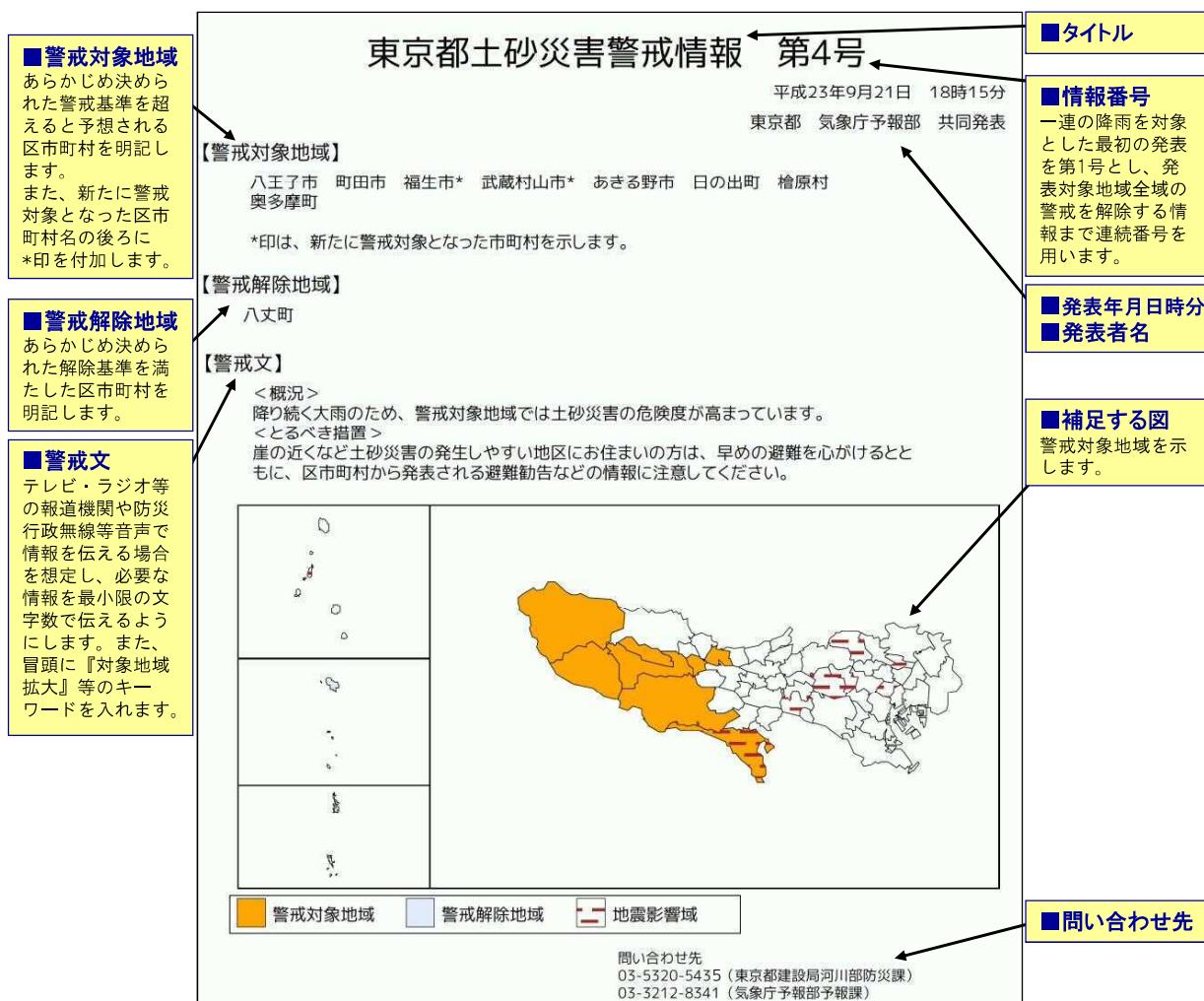
都では、土砂災害警戒情報の作成・運用に関する作業を建設局河川部で行い、伝達に関する作業は、総務局総合防災部にて行う。

区市町村は、土砂災害警戒情報が発表されたら、情報の内容を把握するとともに、状況の的確な把握に努め、警戒態勢の構築や住民に対する避難勧告・避難指示の円滑な発令に活用する。

建設事務所や支庁は、土砂災害警戒情報が発表されたら、関係自治体及びその他関係機関との密接な連絡・調整の上で、状況の的確な把握に努め、警戒すべき箇所の周知や管理施設の巡回など区市町村に対する助言及び支援を行う。

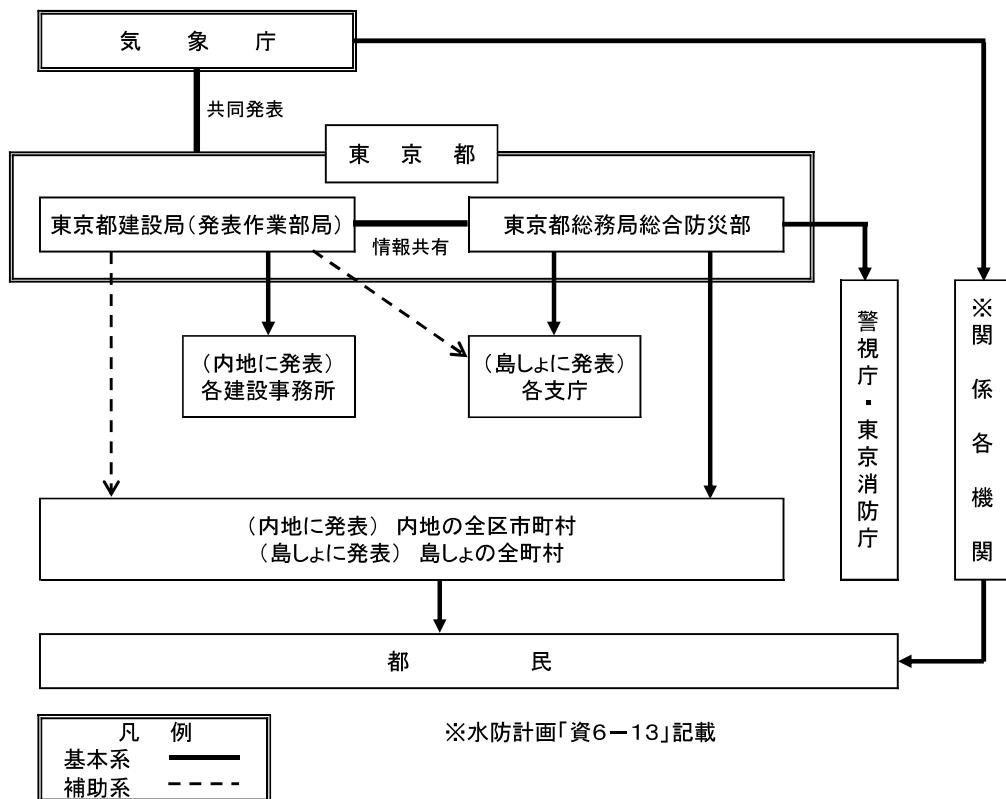


4. 土砂災害警戒情報の様式



5. 土砂災害警戒情報伝達系統図

東京都と気象庁が共同発表する土砂災害警戒情報の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等、不測の事態を考慮し、下図のとおりとする。



6. 土砂災害警戒情報の留意点

- (1) 土砂災害警戒情報は、大雨警報の発表中に、区市町村毎に発表する。
中央区、墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区、武蔵野市、狛江市は発表の対象外とする。
 - (2) 発表対象とする土砂災害は、土石流と集中的に発生する急傾斜地の崩壊とする。
 - (3) 発表対象としない土砂災害は、技術的に降雨から予知・予測が困難である斜面の深層崩壊・山体崩壊・地すべりとする。
 - (4) 降雨から土砂災害の危険度を判断するため、個々の災害発生場所、発生時刻、規模等を詳細に特定するものではない。
 - (5) 地震や火山噴火、大規模な土砂災害等により通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される場合は、土砂災害警戒情報の暫定基準を設定することがある。

⇒ 資 6. 2

第5章 水防活動等に関する情報伝達及び報告

巡視等の水防活動の実施、避難勧告等の発表、被害が発生したときは、水防関係機関が情報共有し、被害の軽減や災害の早期復旧に努める。

	水防活動時	水防活動後
□		
巡視等の水防活動		5. 1 参照
被 害 発 生	一般資産 の浸水被害発生	5. 3 参照
	土砂災害に 関する被害発生	5. 4 参照
	公共土木施設に 関する被害発生	5. 5 参照

一般資産の浸水被害

: 宅地や事業所等に生じた浸水棟数・面積等の被害

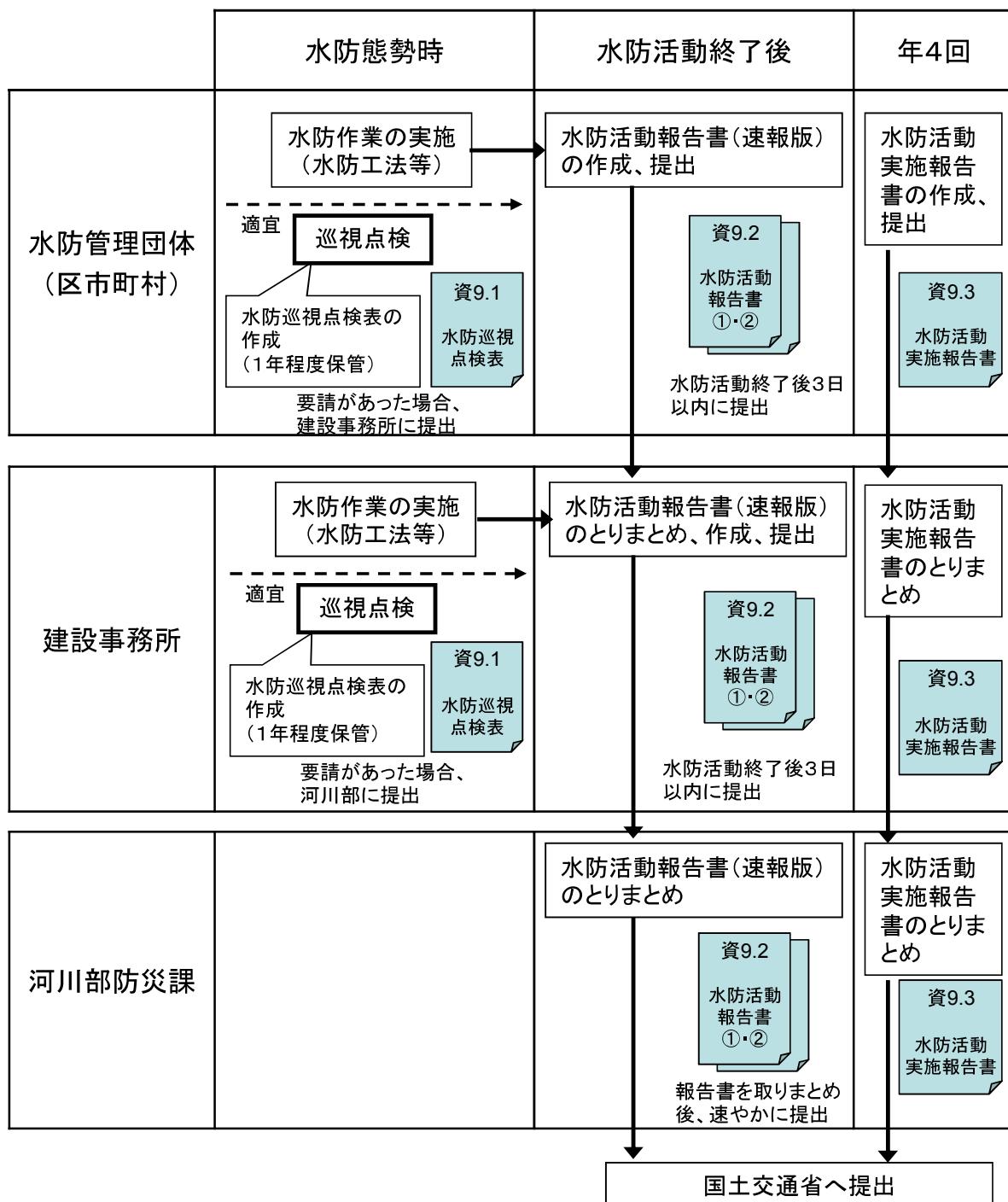
土砂災害に関する被害

: がけ崩れ、土石流、地すべり等による被害

公共土木施設の被害

: 河川・海岸・砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋りょう、港湾、下水道、公園の被害

5. 1 巡視等水防活動の報告

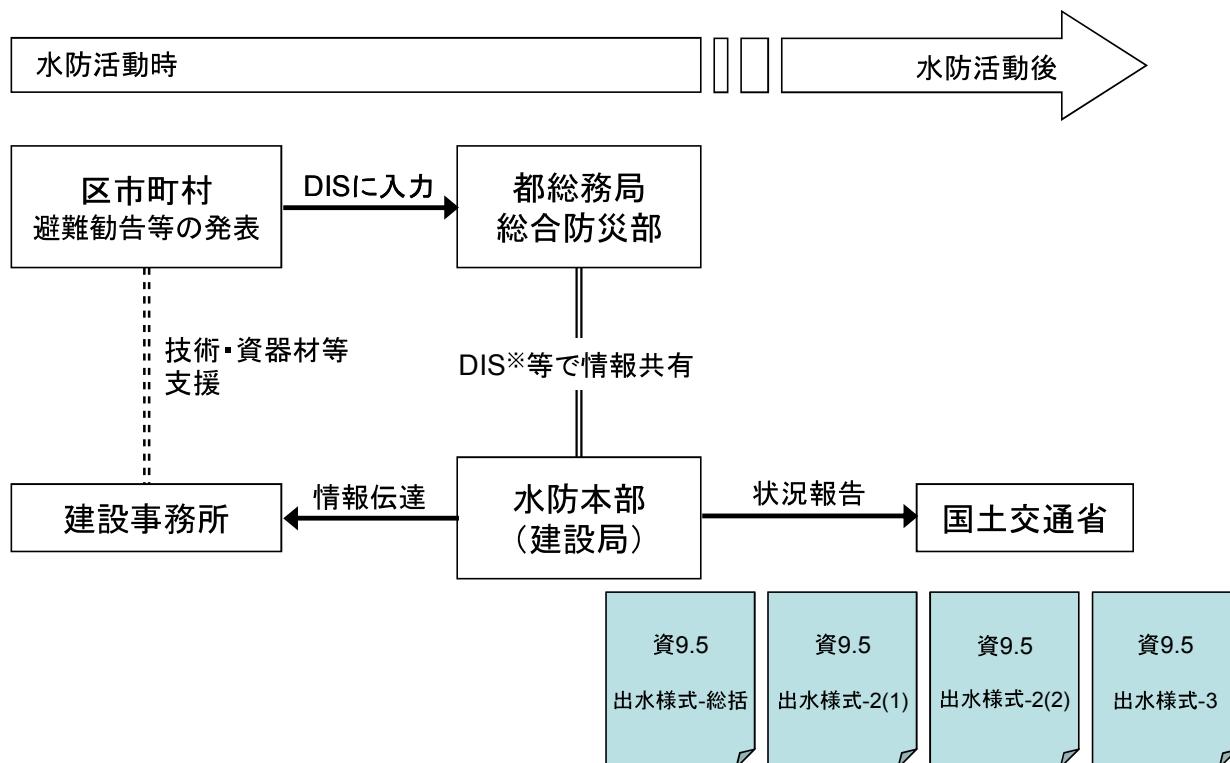


【備考】

国管理河川において、水防活動を行った場合、水防管理団体は、所管の河川事務所出張所へ直接水防活動報告書を提出する。

詳細については各河川事務所の洪水対策計画書を参照のこと。

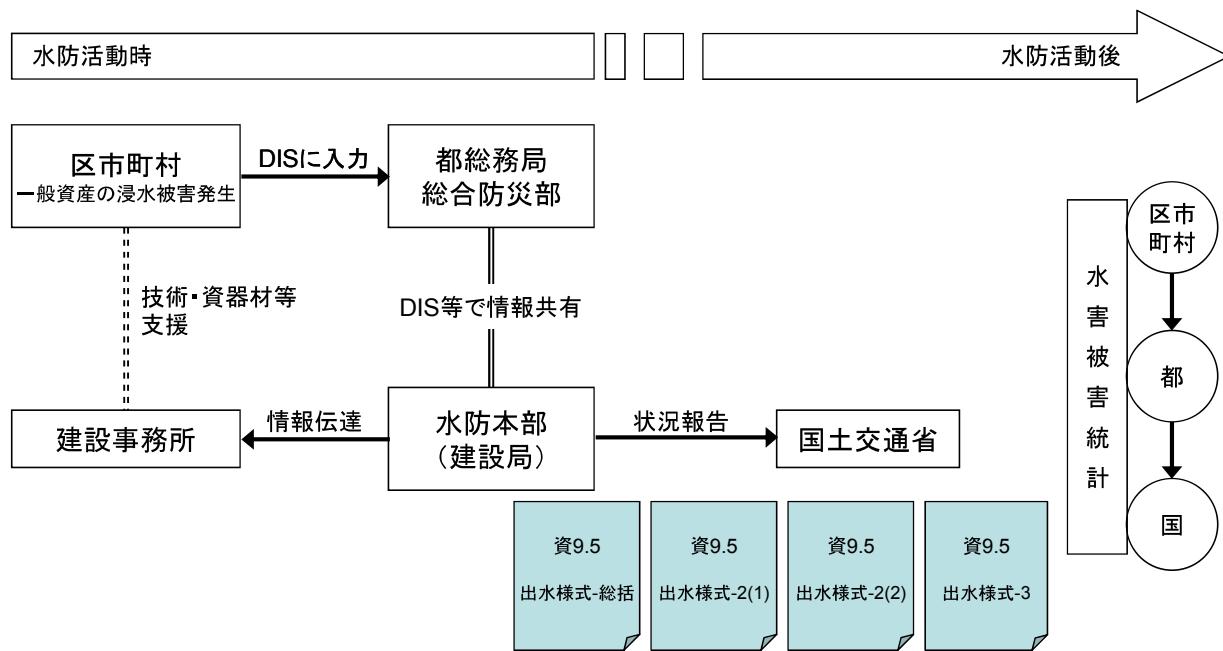
5. 2 避難勧告等の発表についての報告



※第1報はその時点で判明している内容を迅速に報告する。

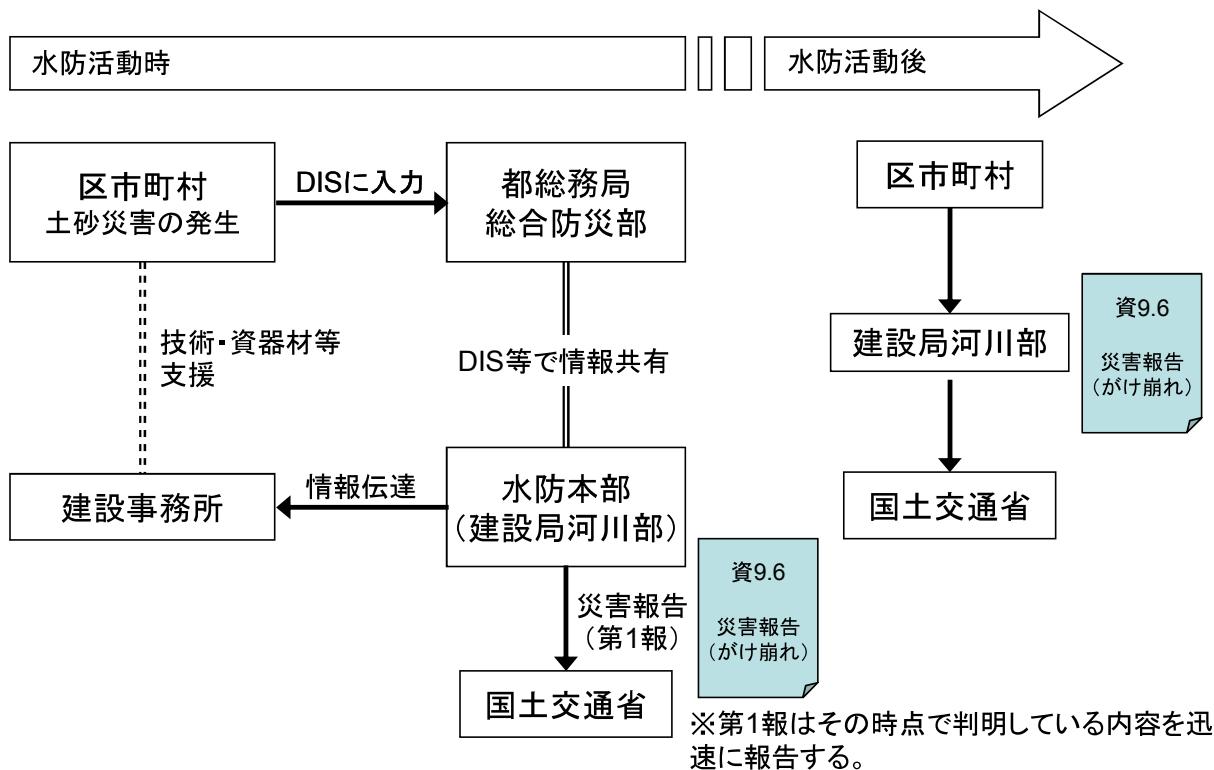
※DIS: 東京都災害情報システム

5. 3 一般資産の浸水被害についての報告



※第1報はその時点で判明している内容を迅速に報告する。

5. 4 土砂災害発生についての報告



5. 5 公共土木施設被害についての報告

公共土木施設被害が発生したときは、各管理者は速やかに被害報告表をFAXで報告する。

⇒ 資9.7 被害報告表

報告の流れは以下のとおりである。

河川・海岸	都管理	建設事務所・支庁	FAX	→ 河川部防災課
	区市町村 管理	区市町村	FAX	建設事務所・支庁
			FAX	→ 河川部防災課
下水道	都管理	下水道局 都市整備局	FAX	→ 河川部防災課
道路等	都管理	建設事務所・支庁	FAX	→ 道路管理部保全課 → 河川部防災課
	区市町村 管理	区市町村	FAX	建設事務所・支庁
			FAX	→ 道路管理部保全課 → 河川部防災課

注) 災害復旧を申請する場合は、災害終息後7日以内に概算被害額を算定し、河川部防災課へ提出する。

第6章 通信連絡

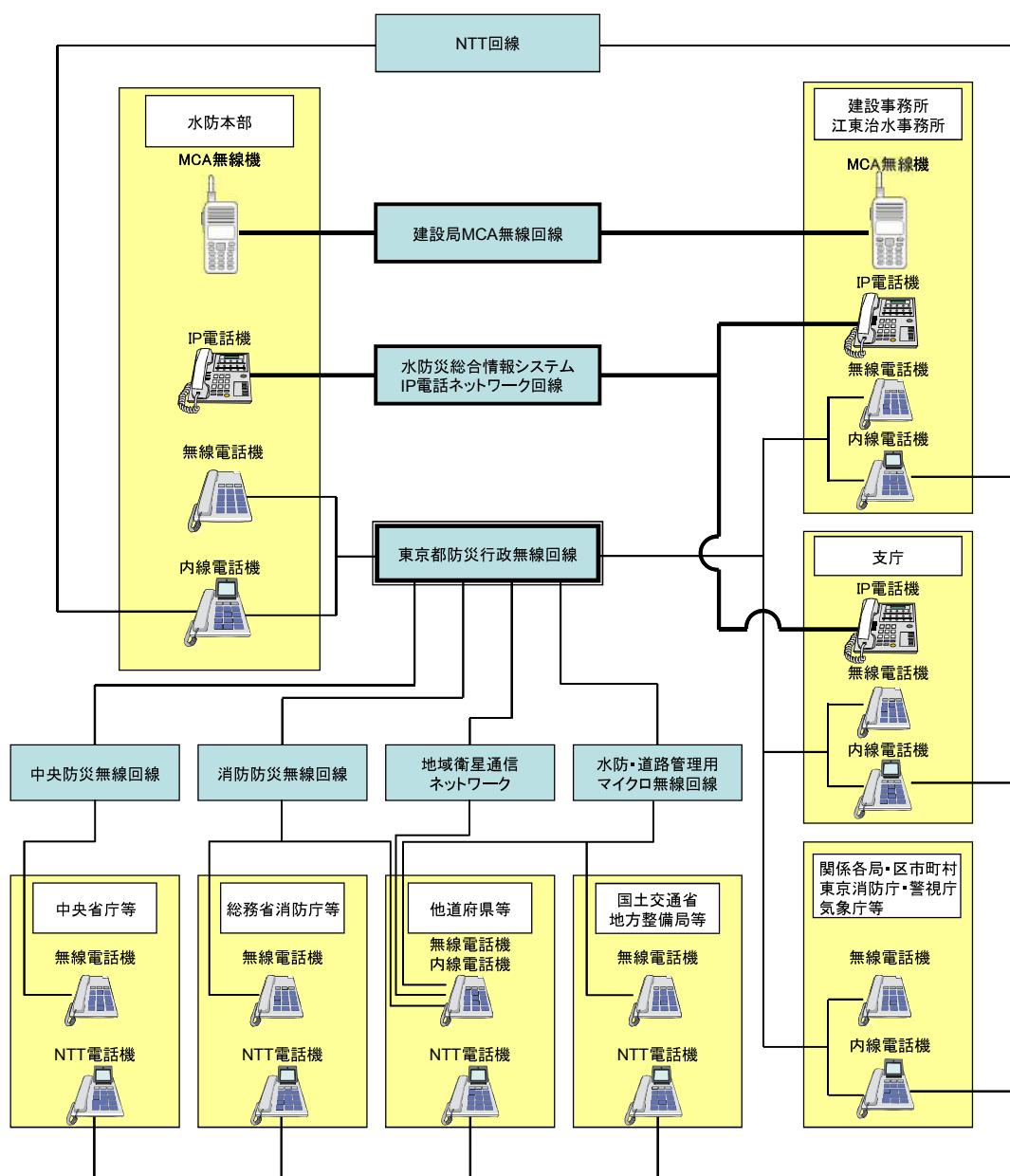
6. 1 通信施設

各水防機関は、緊急を要する場合に、相互の連絡・伝達または通報・指示などの情報連絡が迅速かつ的確に行うことができるよう、通信施設の整備強化に努める。

特に、大規模な災害が発生した場合には、NTTの回線は通信規制や輻輳のために確実な通信手段ではなくなる。このような場合に災害対策を実施するために必要な通信を確保することを目的として、東京都防災行政無線を整備している。

1. 通信連絡網の概要

東京都水防本部を中心とした通信連絡網の概要は以下のとおりである。



※内線電話・無線電話・NTT電話が共通の場合もあるため、通信手段の詳細は各機関毎に確認すること

2. 通信連絡に関する用語

東京都防災行政無線	災害時における情報通信の確保を目的とした無線通信システムで、建設事務所、区市町村役場・都出先機関・防災関係機関との間を結ぶものである。統制局、多重系端末局、MCA系端末局、移動系無線局で構成されている。中央防災無線・消防防災無線・水防・道路管理用マイクロ無線・地域衛星通信ネットワークとの接続が可能。
中央防災無線	内閣府を中心に指定行政機関、指定公共機関、全都道府県等を結ぶ無線通信網で、地上系無線通信網と衛星系通信網で構成されている。
消防防災無線	総務省消防庁と全都道府県とを結んでおり、電話・ファクシミリによる相互通信・消防庁からの一斉指令が行われている。
水防・道路管理用マイクロ無線(マイクロ)	国土交通省(地方整備局、河川事務所、水資源公団等)と全都道府県を結ぶ地上系無線通信網である。
地域衛星通信ネットワーク	全国の地方公共団体と防災関係機関とを通信衛星「SUPERBIRD」で相互に結び、音声やデータ、映像の送受信を行う通信システム
災害時優先電話	災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、優先電話はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことが可能となる。
建設局MCA無線	建設局で整備したMCA無線。半固定局と移動局があり、災害現場や現地対策本部との通信を確保する。
水防災総合情報システムIP電話	水防災総合情報システムのビジネスイーサ回線を利用したIP電話で、水防本部、建設事務所・江東治水事務所・支庁に設置。
ビジネスイーサ回線	NTT東日本が提供する専用のネットワークサービス。水防災総合情報システムにおいては、都庁、建設事務所、支庁等を結んでいる。専用の閉じたネットワークであるため、セキュリティと通信の信頼性の確保が可能。
内線電話機	外線発信番号をダイヤルすることでNTT回線(加入電話)に接続が可能。無線発信番号をダイヤルすることで、無線電話(防災行政無線等)に接続が可能。電話毎に内線番号が割り当てられている。
無線専用電話機(無線電話機)	無線電話(防災行政無線等)に接続が可能だが、NTT回線(加入電話)に接続することはできない。電話毎に無線番号が割り当てられている。

6. 2 通信方法

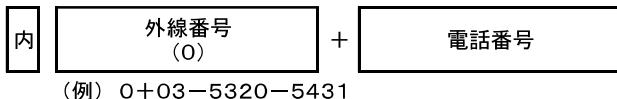
1. 水防本部（都庁舎）から各機関への通信方法

●NTT回線を利用する場合（通信先：加入電話）

経路図



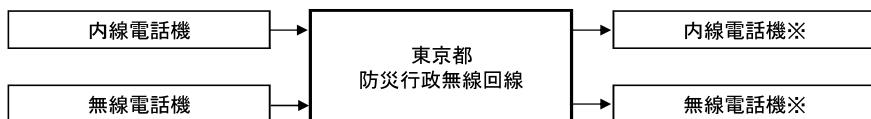
かけ方（内線電話）



（例）0+03-5320-5431

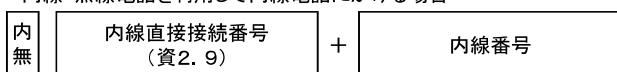
●防災行政無線回線を利用する場合（通信先：建設事務所、支庁、区市町村、都内関係機関等）

経路図



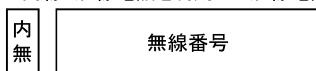
かけ方（内線・無線共通）

・内線・無線電話を利用して内線電話にかける場合



（例）7549 + 252（一建工事課工務担当にかける場合）

・内線・無線電話を利用して無線電話にかける場合

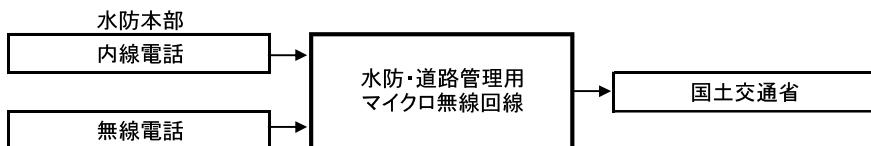


（例）76511（気象庁にかける場合）

※五建と江東治水事務所には無線電話機のみ

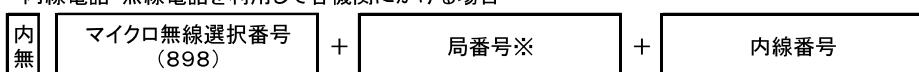
●マイクロ無線回線を利用する場合（通信先：国土交通省、他県等）

経路図



かけ方（内線・無線共通）

・内線電話・無線電話を利用して各機関にかける場合



（例1）898 + 83-733 + 591（荒川下流河川事務所にかける場合）

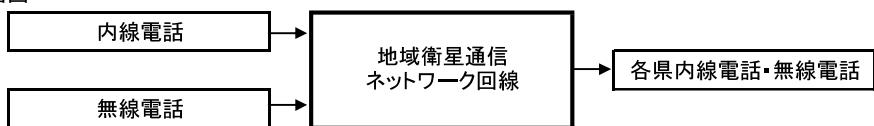
（例2）898 + 83-703 + 314（埼玉県県土整備部にかける場合）

※関東地整管内同士の通話であれば、局番号の83は省略可能

第6章 通信連絡

● 地域衛星通信ネットワーク回線を利用する場合（通信先：他県等）

経路図



かけ方（内線・無線共通）

- 内線電話・無線電話を利用して各県の内線電話・無線電話にかける場合



（例）890 + 011 + 200-6 + 5137（埼玉県国土整備部にかける場合）

● 建設局MCA無線を利用する場合（通信先：建設事務所）

経路図



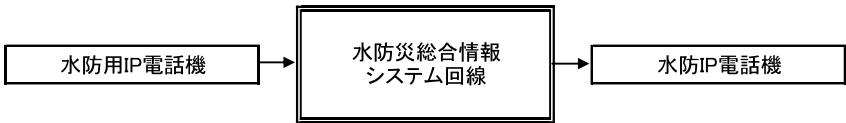
かけ方（MCA無線）



（例）1250（建設局河川部防災課の半固定機にかける場合）

● 水防災総合情報システム回線を利用する場合（通信先：建設事務所、支庁）

経路図



かけ方（水防用IP電話）



（例）11801（建設局河川部防災課 水防室にかける場合）

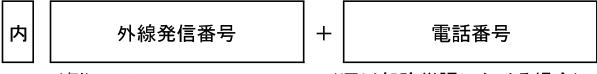
2. 建設事務所・江東治水事務所・支庁から各機関への通信方法

● NTT回線を利用する場合（通信先：加入電話）

経路図



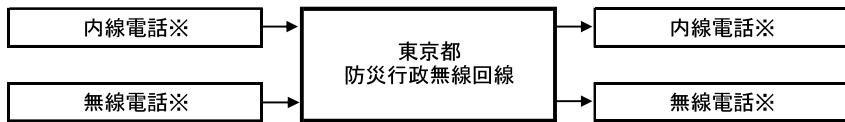
かけ方（内線電話）



（例）0+03-5320-5164（河川部防災課にかける場合）

●防災行政無線回線を利用する場合（通信先：建設事務所、支庁、区市町村、都内関係機関等）

経路図



かけ方（内線電話）

- 内線電話を利用して内線電話にかける場合



(例) 9 + 8049 + 内線番号（西建の内線電話から青梅市役所の内線電話にかける場合）

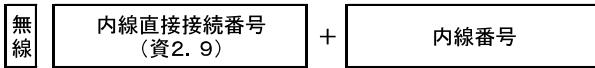
- 内線電話を利用して無線電話にかける場合



(例) 8 + 70972（南東建の内線電話から河川部防災課にかける場合）

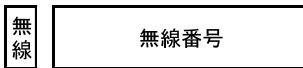
かけ方（無線電話）

- 無線電話を利用して内線電話にかける場合



(例) 7349 + 内線番号（各事務所の無線電話から文京区役所の内線電話にかける場合）

- 無線電話を利用して無線電話にかける場合

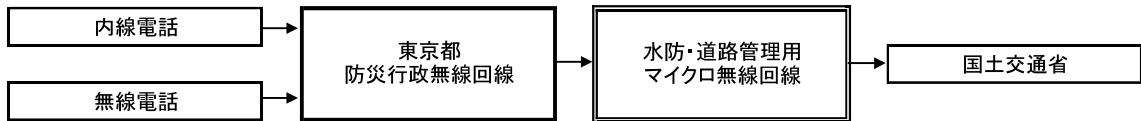


(例) 73076（各事務所の無線電話から千代田区役所にかける場合）

※五建と江東治水事務所は、無線電話機のみ

●マイクロ無線回線を利用する場合（通信先：国土交通省、他県等）

経路図



かけ方（内線電話）

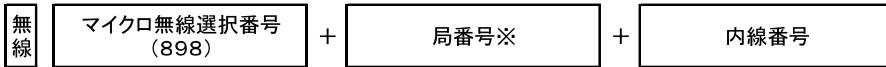
- 内線電話を利用して各機関にかける場合



(例) 6 + 898 + 83-733 + 591（六建の内線電話から荒川下流河川事務所にかける場合）

かけ方（無線電話）

- 無線電話を利用して各機関にかける場合



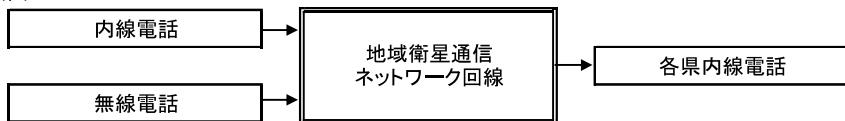
(例1) 898 + 83-733 + 591（各事務所の無線電話から荒川下流河川事務所にかける場合）

(例2) 898 + 83-703 + 314（各事務所の無線電話から埼玉県県土整備部にかける場合）

※関東地整管内同士の通話であれば、局番号の83は省略可能

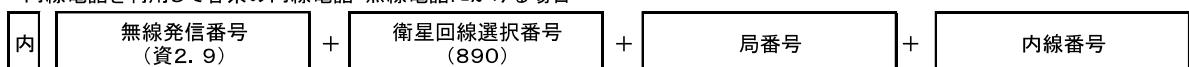
●地域衛星通信ネットワーク回線を利用する場合（通信先：他県等）

経路図



かけ方（内線電話）

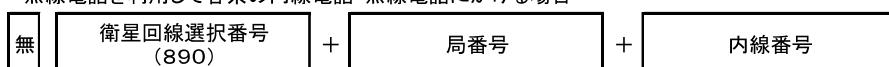
・内線電話を利用して各県の内線電話・無線電話にかける場合



（例）8 + 890 + 014-413 + 9245（南東建から厚木土木事務所東部センターにかける場合）

かけ方（無線電話）

・無線電話を利用して各県の内線電話・無線電話にかける場合



（例）890 + 011-200-6 + 5137（各事務所から埼玉県県土整備部にかける場合）

●建設局MCA無線を利用する場合（通信先：建設事務所）

経路図



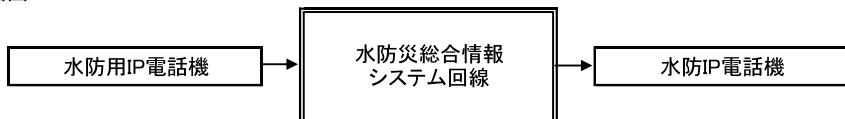
かけ方（MCA無線機）



（例）1250（建設局河川部防災課 半固定機にかける場合）

●水防災総合情報システム回線を利用する場合（通信先：建設事務所、支庁）

経路図



かけ方（水防用IP電話）

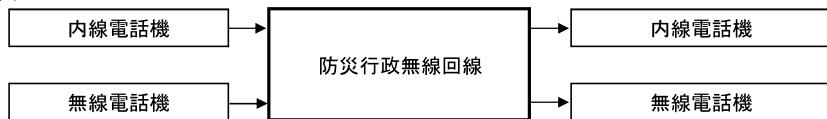


（例）11801（建設局河川部防災課 水防室にかける場合）

3. 区市町村から各機関への通信方法

●防災行政無線回線を利用する場合（通信先：建設事務所、支庁、区市町村等）

経路図



かけ方（内線電話）

- ・内線電話を利用して内線電話にかける場合

内線 無線発信番号
(資2.9) + 内線直接接続番号
(資2.9) + 内線番号

（例）6 + 2 + 41-551（文京区役所から河川部防災課防災総括担当にかける場合）

かけ方（無線電話）

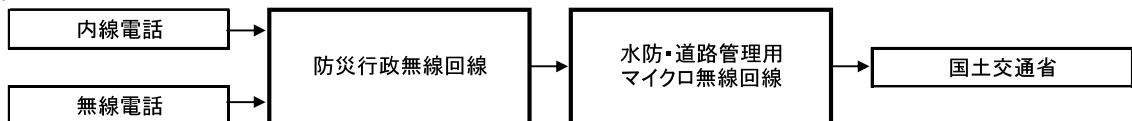
- ・無線電話を利用して無線電話にかける場合

無線 無線番号

（例）73076（各機関から千代田区役所にかける場合）

●マイクロ無線回線を利用する場合（通信先：国土交通省、他県等）

経路図



かけ方（内線電話）

- ・内線電話を利用して各機関にかける場合

内線 無線発信番号
(資2.9) + マイクロ無線選択番号
(898) + 局番号※ + 内線番号

（例）141 + 898 + 83-733 + 591（板橋区役所から荒川下流河川事務所にかける場合）

かけ方（無線電話）

- ・無線電話を利用して各機関にかける場合

無線 マイクロ無線選択番号
(898) + 局番号※ + 内線番号

（例1）898 + 83-733 + 591（各機関から荒川下流河川事務所にかける場合）

（例2）898 + 83-703 + 314（各機関から埼玉県国土整備部にかける場合）

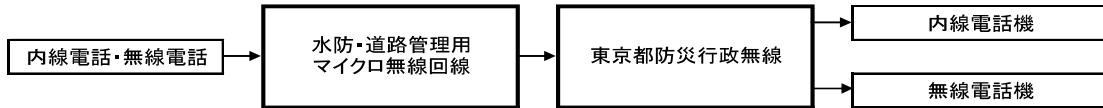
※関東地整管内同士の通話であれば、局番号の83は省略可能

第6章 通信連絡

4. 他県から各機関への通信方法

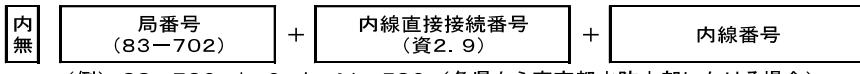
●マイクロ無線回線を利用する場合（通信先：水防本部、建設事務所、支庁、区市町村、国交省等）

経路図



かけ方

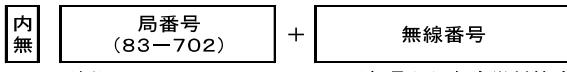
・内線電話・無線電話を利用して各機関にかける場合



(例) 83-702 + 2 + 41-582 (各県から東京都水防本部にかける場合)

かけ方

・内線電話・無線電話を利用して各機関にかける場合

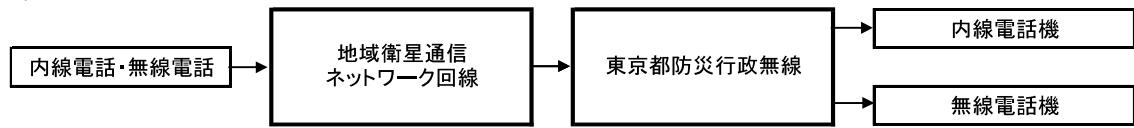


(例) 83-702 + 70972 (各県から水防災対策室にかける場合)

※関東地整管内同士の通話であれば、局番号の83は省略可能

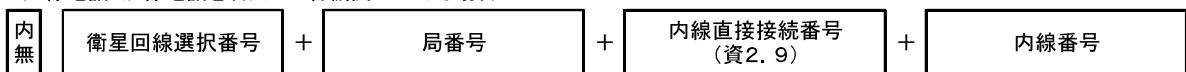
●地域衛星通信ネットワーク回線を利用する場合（通信先：水防本部、建設事務所等）

経路図

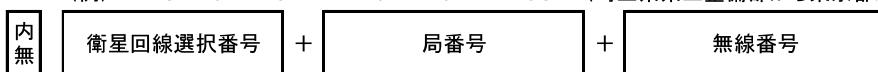


かけ方

・内線電話・無線電話を利用して各機関にかける場合



(例) *989 + 013-100 + 2 + 41-582 (埼玉県県土整備部から東京都水防本部にかける場合)

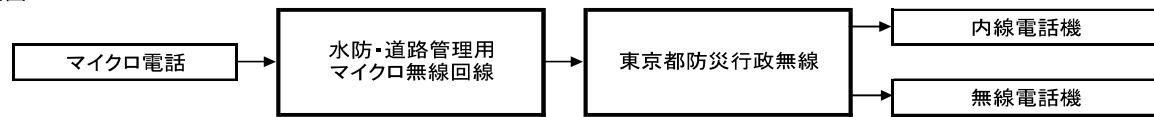


(例) 9 + 013-100 + 70972 (神奈川県から東京都水防本部にかける場合)

5. 国土交通省から各機関への通信方法

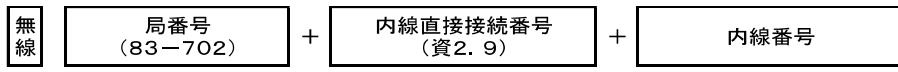
●マイクロ無線回線を利用する場合（通信先：水防本部、建設事務所等）

経路図



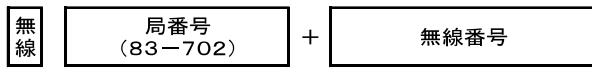
かけ方

・内線電話・無線電話を利用して各機関の内線電話にかける場合



(例) 83-702 + 2 + 41-551 (建設局河川部防災課)

・内線電話・無線電話を利用して各機関の無線電話にかける場合



(例) 83-702 + 70972 (東京都水防本部(水防災対策室))

※関東地整管内同士の通話であれば、局番号の83は省略可能

防災行政無線番号一覧

- ※ 区市町村、都出先機関、防災関係機関等は「東京都防災行政無線電話番号簿」を参照
- ※ 総務局総合防災部及び国土交通省関東地方整備局を除く無線局は、水防本部において統制*が可能（「東京都防災行政無線局の管理及び運営に関する要綱」（抜粋）参照）
- * 統制：ホットラインの設定、通信時間規制、発信規制、着信規制など

機関の名称	無線電話	内線電話	FAX番号
河川部	70972 70983	41-551 41-582	70071 70098
第一建設事務所	75411	252	75401
第二建設事務所	75511	3413	75501
第三建設事務所	75611	303	75601
第四建設事務所	75711	451	75701
第五建設事務所	75811		75801
第六建設事務所	75911	263	75901
西多摩建設事務所	83011	2511	83001
南多摩東部建設事務所	83111	3511	83101
南多摩西部建設事務所	83211	431,432	83201
北多摩南部建設事務所	83311	451	83301
北多摩北部建設事務所	83411	3711	83401
江東治水事務所	77112		77101
水門管理センター	87891		87890
木下川センター	77111		77102
港湾局東京港建設事務所 高潮対策センター	76111		76101
第二高潮対策センター	76011		76001
警視庁	76311		76301
東京消防庁	71511		71501
総務局総合防災部	70227	25-121	70013
国土交通省関東地方整備局	6391,6392		2939

6. 画像伝送システム端末設置

画像伝送システムは、防災行政無線により映像、音声等を伝達することで、地点間でのテレビ会議等に使用することができるものである。

画像伝送システム端末設置機関一覧（抜粋）

建設局総務部	建設局河川部	建設局道路管理部	第一建設事務所
第二建設事務所	第三建設事務所	第四建設事務所	第五建設事務所
第六建設事務所	西多摩建設事務所	南多摩東部建設事務所	南多摩西部建設事務所
北多摩南部建設事務所	北多摩北部建設事務所	江東治水事務所	港湾局総務部
港湾局高潮対策センター	港湾局第二高潮対策センター	港湾局東京港建設事務所	警視庁
東京消防庁	東京都防災センター		

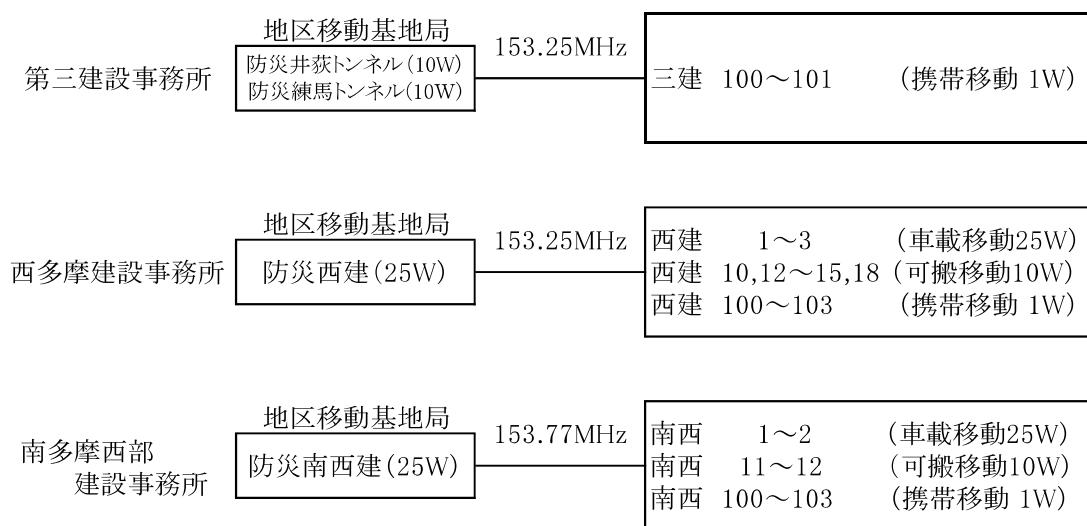
第6章 通信連絡

6. 3 防災行政無線系統図

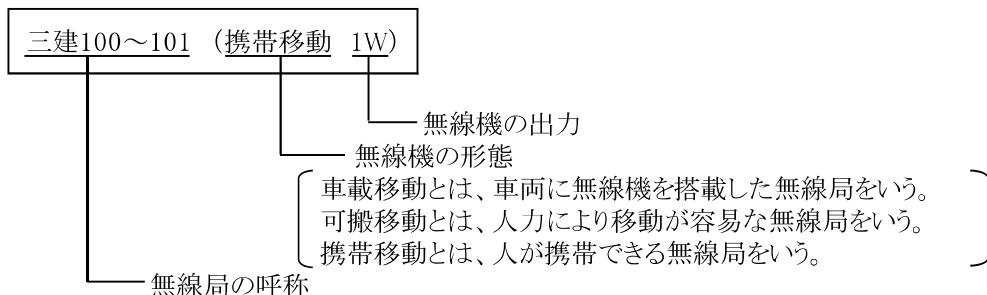
図-1 防災行政無線系統図(全都移動系拠点)
通信事項 防災行政事務に関する事項



図-2 防災行政無線系統図(地区移動系)
周波数153.25MHz, 153.77MHz
通信事項 防災行政事務に関する事項



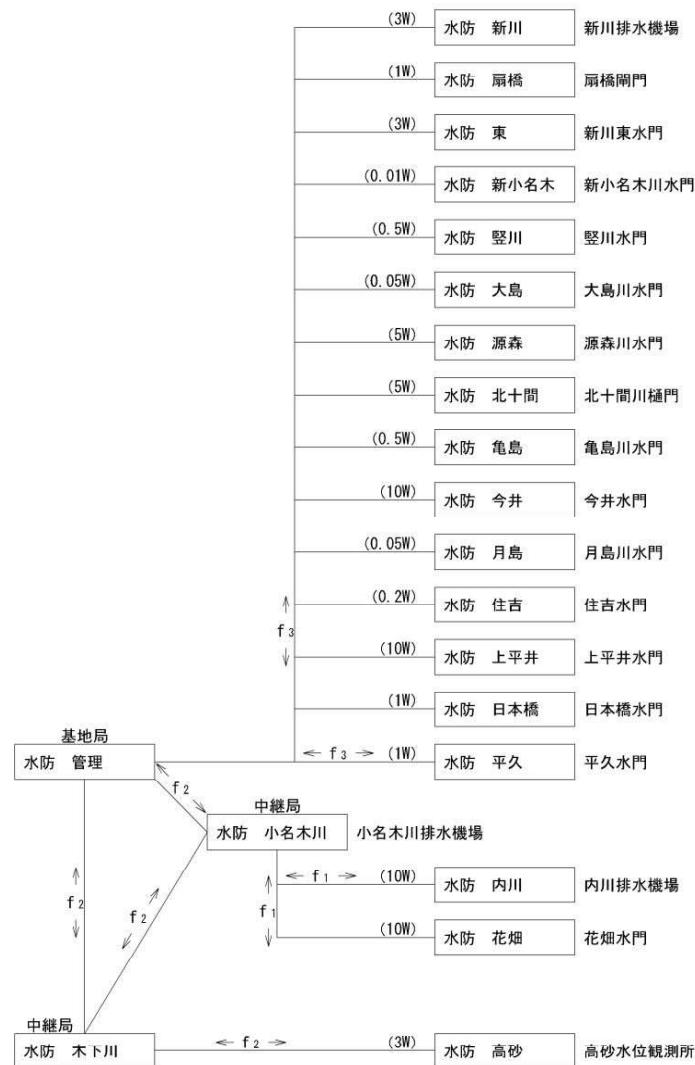
注) 1. 本図について



2. MCA無線の本格導入に伴い、電波状況の悪い建設事務所等に防災行政無線を配備している。

図-3

水門用無線局系統図



周波数
$f_1 : 411.60\text{MHz}$
$f_2 : 407.4125\text{MHz}$
$f_3 : 411.20\text{MHz}$

6.4 通信優先利用

水防に関する通信連絡は上記施設によるが、国土交通大臣、都知事、水防管理者、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、下記の専用通信施設を使用することができる。（法27）

- (1) 警察通信施設
- (2) 気象官署通信施設
- (3) 鉄道通信施設
- (4) 電気事業通信施設

第7章 水門等の操作

7. 1 水門、排水機場等の操作

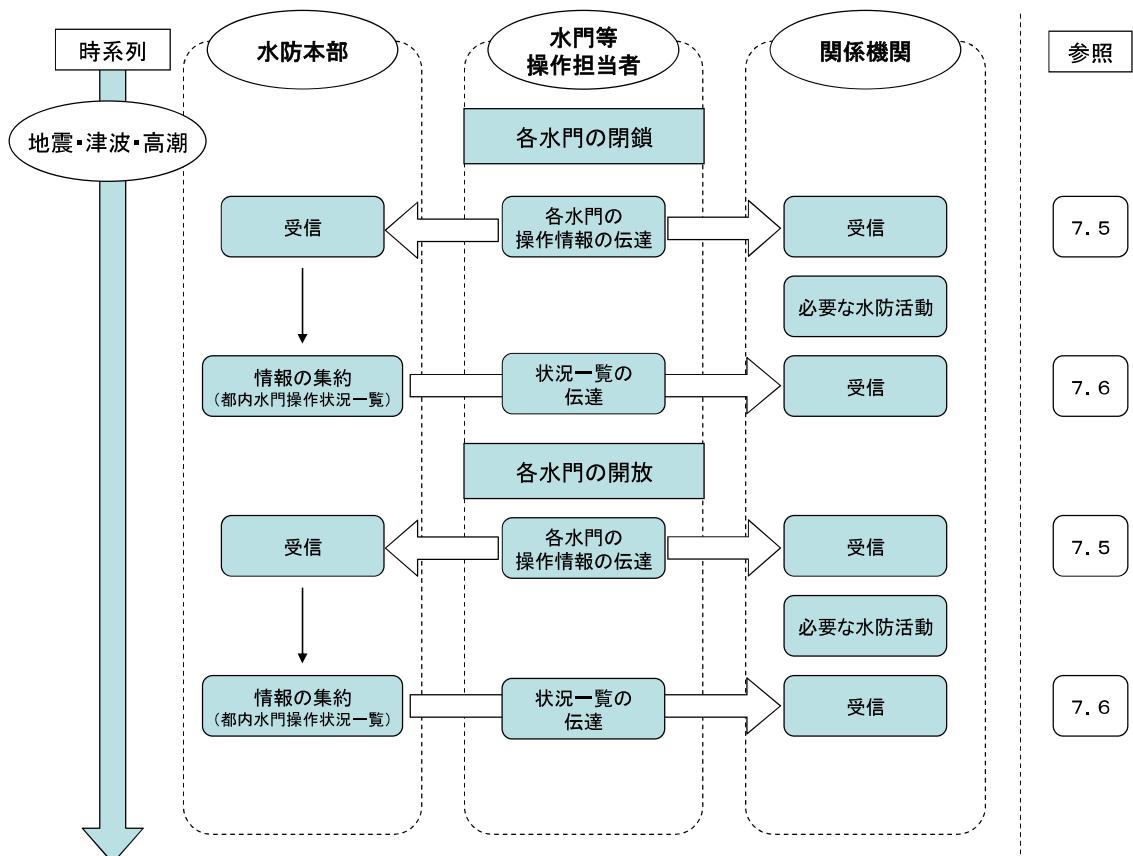
水門、閘門、樋門、排水機場、陸閘等の管理者は、気象状況による水位の変動を十分監視し、操作規則等に基づき遅滞なく操作を行う。このために、これらの施設管理者（操作担当者を含む）は、日常の点検整備により施設の状況を良好に保つとともに、定期的な訓練を行うなど迅速かつ正確に操作できるようにしておく。

施設管理者、水防管理者、河川管理者は施設の操作とその情報連絡について予め協議し、水害の未然防止に万全を期すものとする。

水門等の操作に伴う情報を受けた東京都水防本部（河川部防災課）は情報を集約し、水防計画に定める水防関係機関に通知する。

7. 2 水門等の操作時の情報伝達

水門等の操作時の情報伝達は以下のとおりである。



7. 3 水門、閘門、排水機場等

水防上重要な水門、閘門、排水機場等の施設と操作担当部所は次表のとおりである。

(1) 国河川

施設名	河川名	所在地	操作担当部所	電話
関宿水閘門	江戸川	茨城県猿島郡五霞町山王	江戸川河川事務所 (江戸川上流出張所)	048-746-0063
江戸川水閘門	旧江戸川	江戸川区東篠崎	江戸川河川事務所 (江戸川河口出張所)	03-3679-1460
荒川ロックゲート	荒川・旧中川	江戸川区小松川1丁目 江東区東砂2丁目	荒川下流河川事務所	03-3903-6821
新大場川水門	中川・大場川	埼玉県八潮市古新田(右岸) 葛飾区西水元(左岸)	江戸川河川事務所 (三郷出張所)	048-952-7015
六ツ木水門	中川・花畠川	足立区六木3-5-13	足立区	03-3880-5014
岩淵水門	荒川・隅田川	北区志茂5丁目	荒川下流河川事務所	03-3903-6821
綾瀬水門	荒川・綾瀬川	葛飾区堀切4丁目	荒川下流河川事務所	03-3903-6821
隅田水門	荒川・旧綾瀬川	墨田区墨田5丁目	荒川下流河川事務所	03-3903-6821
中川水門	荒川・中川	葛飾区西新小岩3丁目	荒川下流河川事務所	03-3903-6821
堀切菖蒲水門	綾瀬川	葛飾区堀切1丁目	荒川下流河川事務所	03-3903-6821
羽田第一水門	多摩川	大田区羽田6丁目	京浜河川事務所 (田園調布出張所)	03-3721-4288
羽田第二水門	多摩川	大田区羽田2丁目	京浜河川事務所 (田園調布出張所)	03-3721-4288
六郷水門	多摩川	大田区南六郷2-35	大田区	03-5713-2007
善兵衛樋管	江戸川	江戸川区北小岩8-29	江戸川区	03-5662-0096
興農樋管	江戸川	江戸川区北篠崎1-9	江戸川区	03-5662-0096
本郷樋管	江戸川	江戸川区篠崎町1-1	江戸川区	03-5662-0096
玉川排水樋管	多摩川・谷沢川	世田谷区野毛1-1先	世田谷区	03-5432-2400
新玉川排水樋管	多摩川	世田谷区玉川1-6先	世田谷区	03-5432-2400

第7章 水門等の操作

施設名	河川名	所在地	操作担当部所	電話
みさと 三郷排水機場	江戸川・中川	埼玉県三郷市新和2-442	江戸川河川事務所 (三郷出張所)	048-952-7015
やしお 八潮排水機場	中川・綾瀬川	埼玉県八潮市鶴ヶ曽根2118	江戸川河川事務所 (中川出張所)	048-962-2634
でんうがわ 伝右川排水機場	綾瀬川・伝右川	足立区花畠7-5632	江戸川河川事務所 (中川出張所)	048-962-2634
あやせ 綾瀬排水機場	荒川・綾瀬川	葛飾区小菅1丁目	荒川下流河川事務所	03-3903-6821
ぎょうとうく 行徳可動堰	江戸川	千葉県市川市稻荷木2丁目	江戸川河川事務所 (江戸川河口出張所)	03-3679-1460
にかりょうしづくがわら 二ヶ領宿河原堰	多摩川	狛江市猪方4丁目	京浜河川事務所 (管理課)	045-503-4013
おざく 小作取水堰	多摩川	羽村市羽西2-4-5	水道局羽村取水 管理事務所	042-554-2053
はむら 羽村取水堰	多摩川	羽村市羽東3-8-32	水道局羽村取水 管理事務所	042-554-2053
ちようふ 調布取水堰	多摩川	大田区田園調布1-57-20	水道局 玉川浄水場	03-3721-2456
ひの 日野用水堰	多摩川	八王子市平町	日野市	042-514-8309
にしふようすい 西府用水ポンプ取水場	多摩川	国立市泉2丁目先口	西府用水組合 (府中市経済観光課内)	042-335-4139
おおまる 大丸用水堰	多摩川	稲城市大丸	稲城市	042-378-2111 内673
にかりょうかみがわら 二ヶ領上河原堰	多摩川	川崎市多摩区 調布市	川崎市監督官詰所 堰管理事務所	044-945-0758
たまがわにし 玉川西陸閘	多摩川	世田谷区玉川1-9先	世田谷区	03-5432-2400
たまがわひがし 玉川東陸閘	多摩川	世田谷区玉川1-8先	世田谷区	03-5432-2400
くじ 久地陸閘	多摩川	世田谷区鎌田1-4先	世田谷区	03-5432-2378
ちょうふしだいいち 調布市第一陸閘	多摩川	調布市多摩川5丁目地先	調布市	042-481-7405
ちょうふしだいよん 調布市第四陸閘	多摩川	調布市多摩川4丁目地先	調布市	042-481-7405

(2) 都河川

施設名	河川名	所在地	操作担当部所	電話
おごうち 小河内ダム	多摩川	西多摩郡奥多摩町原5	水道局小河内貯水池管理事務所	0428-86-2211
しろまる 白丸ダム	多摩川	西多摩郡奥多摩町棚沢671	交通局発電事務所	0428-78-8567
おうぎばし 扇橋閘門	小名木川	江東区猿江1-5-18	江東治水事務所	03-3631-1373 03-5620-2490
げんもりがわ 源森川水門	隅田川・北十間川	墨田区吾妻橋1-24-5	江東治水事務所	03-5620-2490
たてかわ 竪川水門	隅田川・竪川	墨田区千歳1-3-11	江東治水事務所	03-5620-2490
しんおなぎがわ 新小名木川水門	隅田川・小名木川	江東区常盤1-19-1	江東治水事務所	03-5620-2490
おおじまがわ 大島川水門	隅田川・大横川	江東区永代1-7-15	江東治水事務所	03-5620-2490
つきしまがわ 月島川水門	隅田川・月島川	中央区月島3-25-11	江東治水事務所	03-5620-2490
すみよし 住吉水門	隅田川・佃支川	中央区佃1-1-18	江東治水事務所	03-5620-2490
かめじまがわ 亀島川水門	隅田川・亀島川	中央区新川2-31-22	江東治水事務所	03-5620-2490
ほんばし 日本橋水門	日本橋川・亀島川	中央区日本橋茅場町1-14-4	江東治水事務所	03-5620-2490
かみひらい 上平井水門	中川	葛飾区西新小岩3-45-12	江東治水事務所	03-5620-2490
いまい 今井水門	旧江戸川・新中川	江戸川区江戸川4-14	江東治水事務所	03-5620-2490
はなはた 花畠水門	綾瀬川・花畠川	足立区神明1-14-1	足立区 (河川法99条)	03-3880-5014
しんかわひがし 新川東水門	旧江戸川・新川	江戸川区東葛西1-49-13	江戸川区 (河川法99条)	03-5662-0096
うちかわ 内川水門	内川	大田区大森東3-28-2	大田区 (河川法99条)	03-5764-0631
へいきゅう 平久水門	平久川・汐浜運河	江東区木場1-1	江東区 (特例条例)	土木部 施設保全課 03-3642-5027 平久水門 03-3645-8200
すざきみなみ 洲崎南水門	大横川南支川・ 汐浜運河	江東区木場6-15	江東区 (特例条例)	土木部 施設保全課 03-3642-5027 ※1 平久水門 03-3645-8200
よこじゅつげんがわ 横十間川水門	横十間川	江東区北砂1-2	江東区	※2 土木部 施設保全課 03-3642-5027
しんさこんがわ 新左近川水門	中川・新左近川	江戸川区臨海町1-5	江戸川区	03-5662-0096

※1 洲崎南水門は平久水門にて操作

※2 横十間川水門は江東区土木部施設保全課にて操作

第7章 水門等の操作

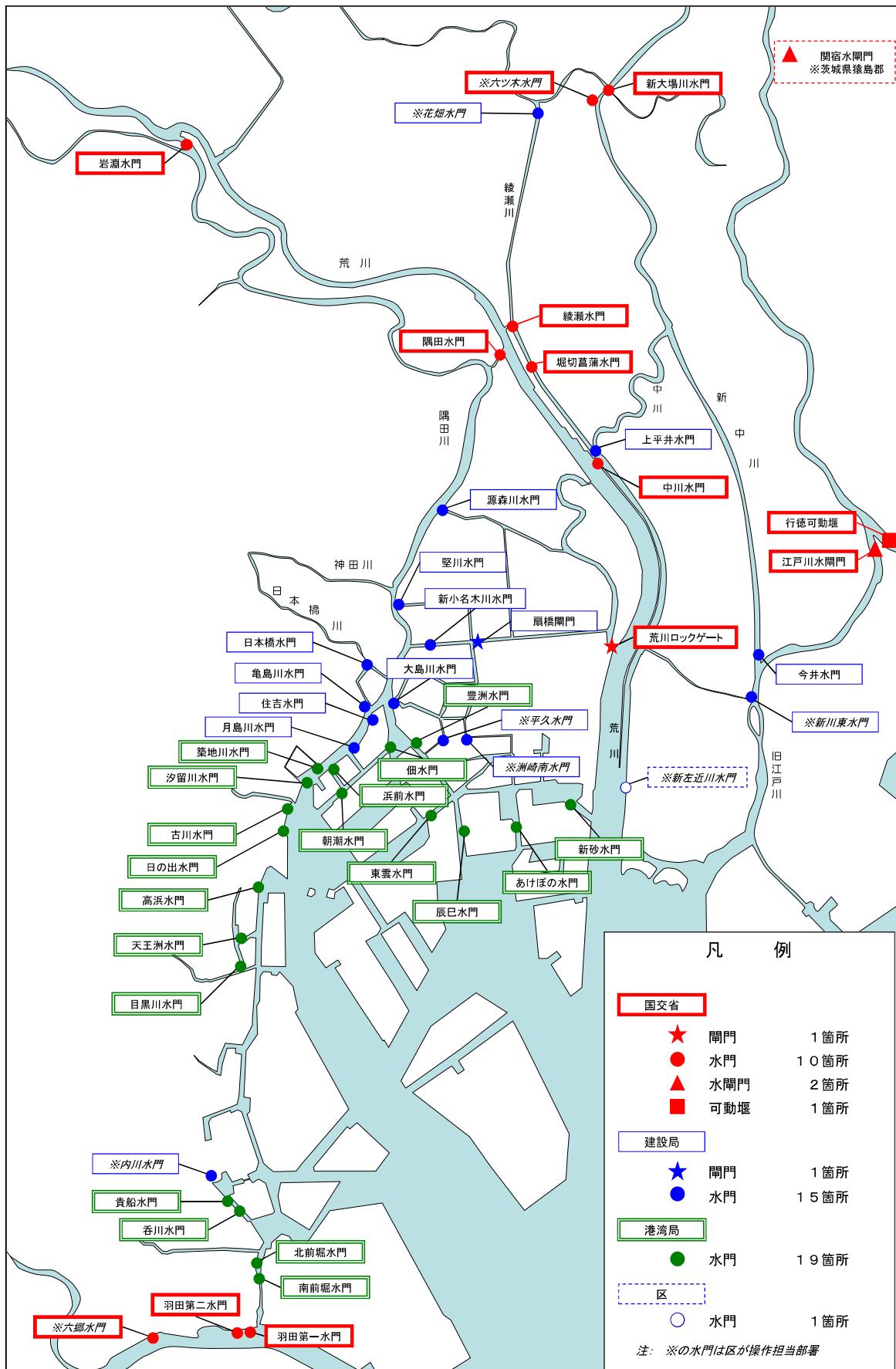
施設名	河川名	所在地	操作担当部所	電話
北十間川樋門	北十間川	墨田区吾妻橋3-4-7	江東治水事務所	03-5620-2490
新川東樋門	新川	江戸川区東葛西1-49-13	江戸川区 (河川法99条)	03-5662-0096
中の堀川樋門	中の堀川・ 大島川西支川	江東区佐賀2-12	江東区	土木部 施設保全課 03-3642-5027
前野樋門	旧江戸川	江戸川区東篠崎2-1	江戸川区	03-5662-0096
宿川樋門	旧江戸川	江戸川区江戸川3-10	江戸川区	03-5662-0096
稻荷樋門	旧江戸川	江戸川区江戸川5-29	江戸川区	03-5662-0096
千種樋門	旧江戸川	江戸川区東葛西3-15	江戸川区	03-5662-0096
左近樋門	旧江戸川・ 新左近川	江戸川区東葛西9-23	江戸川区	03-5662-0096
無名払	新中川	江戸川区一之江1-17	江戸川区	03-5662-0096
春江樋管	新中川	江戸川区一之江2-25	江戸川区	03-5662-0096
大杉吐出ゲート	新中川	江戸川区大杉3-25	江戸川区	03-5662-0096
椿吐出ゲート	新中川	江戸川区春江町2-3	江戸川区	03-5662-0096
第二西小松吐出ゲート	中川	江戸川区東小松川3-3	江戸川区	03-5662-0096
松葉堀樋門	三沢川	稲城市矢野口2110-3地先	稲城市	042-378-2111 内314
木下川排水機場	旧中川	江戸川区平井7-34-25	江東治水事務所	03-3612-5321 03-3619-7156 03-5620-2490
小名木川排水機場	旧中川	江東区東砂2-17-1	江東治水事務所	03-5620-2490
清澄排水機場	仙台堀川	江東区清澄1-2-37	江東治水事務所	03-5620-2490
新川排水機場	中川・新川	江戸川区北葛西1-16-22	江戸川区 (河川法99条)	03-5662-0096
内川排水機場	内川	大田区大森東3-28-2	大田区 (河川法99条)	03-5764-0631

施設名		河川名	所在地	操作担当部所	電話
妙見島陸閘		旧江戸川	江戸川区東葛西3丁目地内	株江戸川造船所	03-3680-3161
江戸川競艇場陸閘		中川	江戸川区東小松川3丁目地内	関東興業株	03-3656-6111
綾瀬新橋陸閘		綾瀬川	足立区綾瀬4-29~6-1地先(左岸) 足立区青井3-9~弘道2-30地先(右岸)	足立区	03-3880-5008
千住曙町陸閘		旧綾瀬川	足立区千住曙町38番地先	足立区	03-3880-5008
越中島陸閘(仮称)		隅田川 (派川)	江東区越中島2丁目地内	国立大学法人 東京海洋大学	03-5245-7305
りゅうけいばし 隆慶橋	差蓋	神田川	文京区後楽2-3~2-7地先(左岸)	文京区	03-5803-1241
			新宿区新小川町1番地(右岸)	新宿区	03-5273-3525
なかのはし 中之橋	陸閘	〃	文京区水道1-3地先(左岸)	文京区	03-5803-1241
			新宿区新小川町6、7番地先(右岸)	新宿区	03-5273-3525
こざくらばし 小桜橋	陸閘	〃	文京区水道1-4~2-1地先(左岸)	文京区	03-5803-1241
			新宿区東五軒町6番地(右岸)	新宿区	03-5273-3525
にしこがわばし 西江戸川橋	陸閘	〃	文京区水道2-1~2-4地先(左岸)	文京区	03-5803-1241
			新宿区西五軒町11、12番地先(右岸)	新宿区	03-5273-3525
いしきりばし 石切橋	陸閘	〃	文京区水道2-5~2-6地先(左岸)	文京区	03-5803-1241
			新宿区水道町3、4番地先(右岸)	新宿区	03-5273-3525
ふるかわばし 古川橋	差蓋	〃	文京区水道2-6~2-7地先(左岸)	文京区	03-5803-1241
			文京区関口1-17~1-18地先(右岸)		
かもんばし 掃部橋	差蓋	〃	文京区水道2-7~2-8地先(左岸) 文京区関口1-18~1-19地先(右岸)	文京区	03-5803-1241
はなみずばし 華水橋	差蓋	〃	文京区水道2-8~2-9地先(左岸) 文京区関口1-21地先(右岸)	文京区	03-5803-1241
ちゅうおう おろしうりじょう 中央卸売市場 つきじ しじょう 築地市場差蓋		隅田川	中央区築地5丁目2番地先	中央卸売市場 築地市場	03-3547-8022
目黒川・蛇崩川合流点 遊び場出入口止水板		目黒川	目黒区上目黒1-26地先	目黒区	03-5722-9775
環状七号線地下調節池 神田川取水施設		神田川	杉並区和泉4丁目地先	第三建設事務所	03-5305-3540
環状七号線地下調節池 善福寺川取水施設		善福寺川	杉並区堀ノ内2丁目地先	第三建設事務所	03-5305-3540
環状七号線地下調節池 妙正寺川取水施設		妙正寺川	中野区野方5丁目地先	第三建設事務所	03-5305-3540
白子川地下調節池 白子川取水施設		白子川	練馬区大泉町2丁目地先	第四建設事務所	03-5978-1734
白子川地下調節池 石神井川取水施設		石神井川	練馬区高松3丁目地先	第四建設事務所	03-5978-1734

(3) 港湾局管理

施設名	河川名	所在地	操作担当部所	電話
新砂水門	砂町運河	江東区新砂3-8地先	東京港建設事務所 高潮対策センター	03-3521-2791
あけぼの水門	曙運河	江東区辰巳2-8-1地先	〃	03-3521-2791
辰巳水門	辰巳運河	江東区辰巳1-1-44地先	〃	03-3521-2791
東雲水門	東雲運河	江東区豊洲5-6-5地先	〃	03-3521-2791
豊洲水門	豊洲運河	江東区越中島3-1-1地先	〃	03-3521-2791
佃水門	朝潮運河	中央区晴海1-1-26地先	〃	03-3521-3019
朝潮水門	朝潮運河	中央区晴海5-1-62地先	〃	03-3521-3019
浜前水門	新月島運河	中央区勝どき3-14-13地先	〃	03-3521-3019
築地川水門	築地川	中央区浜離宮庭園1-1先	東京港建設事務所 第二高潮対策センター	03-3471-7818
汐留川水門	汐留川	中央区浜離宮庭園1-1先	〃	03-3471-7818
古川水門	芝浦運河	港区海岸2-1-4地先	〃	03-3471-7818
日の出水門	芝浦東運河	港区海岸3-25-4地先	〃	03-3471-7818
高浜水門	高浜運河	港区港南3-9-63地先	〃	03-3471-7818
天王洲水門	天王洲運河	港区港南4-5-7地先	〃	03-3471-7818
目黒川水門	天王洲運河	品川区東品川2-6-16地先	〃	03-3471-7818
貴船水門	貴船堀	大田区大森東5-14-2地先	〃	03-3471-7818
呑川水門	旧呑川	大田区大森東5-37-28地先	〃	03-3471-7818
北前堀水門	北前堀	大田区東糀谷6-7-17地先	〃	03-3471-7818
南前堀水門	南前堀	大田区東糀谷6-10-18地先	〃	03-3471-7818
砂町排水機場	砂町運河	江東区新砂3-8地先	東京港建設事務所 高潮対策センター	03-3521-2791
辰巳排水機場	辰巳運河	江東区辰巳1-1-44地先	〃	03-3521-2791
浜離宮排水機場	汐留川	中央区浜離宮庭園1-1先	東京港建設事務所 第二高潮対策センター	03-3471-7818
芝浦排水機場	高浜運河	港区港南3-9-63地先	〃	03-3471-7818

水門等全体図



7. 4 水門、排水機場等の操作について

水防上重要な水門、閘門、排水機場等の操作は「資料編7 水門等の操作に関する規則等」により操作する。

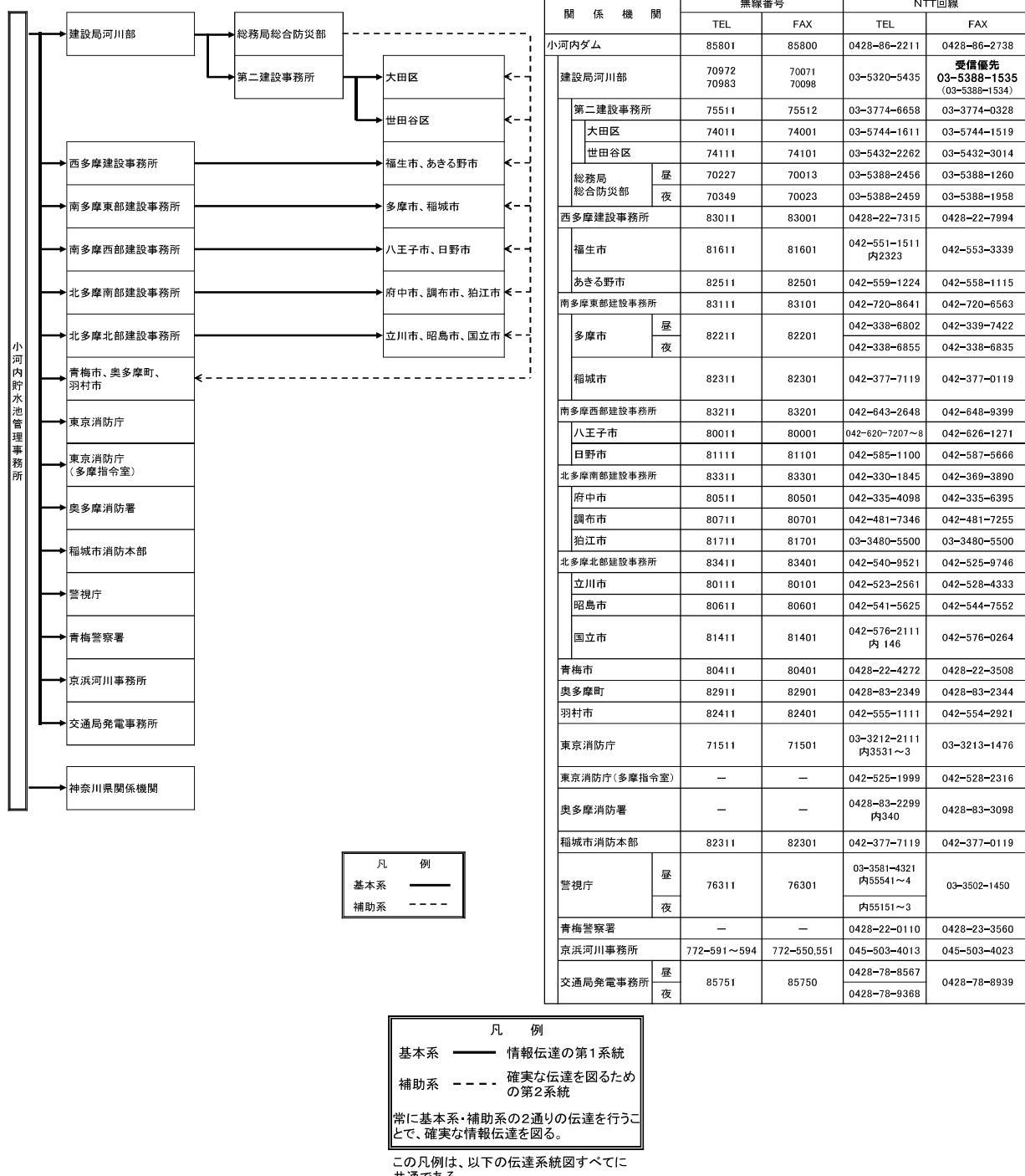
⇒**資7.1~資7.34**

7. 5 水門、排水機場等の操作に伴う情報伝達系統図

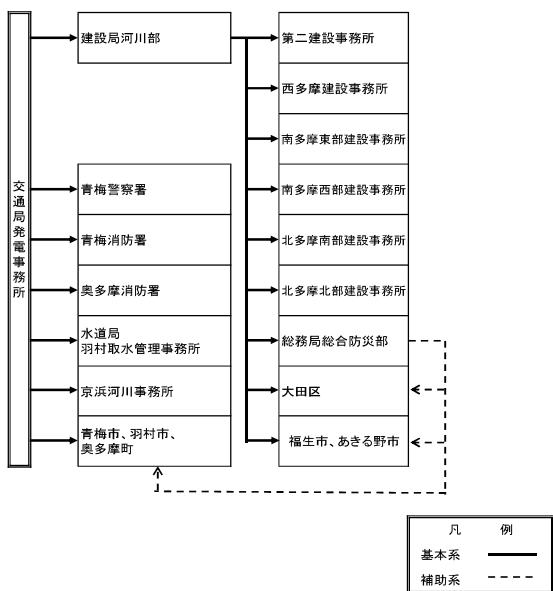
水門、排水機場等の施設の操作に伴う情報の伝達系統図は以下のとおりとする。

なお、水防態勢時（大雨、洪水、高潮、津波の警報、注意報発表時）の操作時に限り情報伝達を行う。

●小河内ダム放流通報

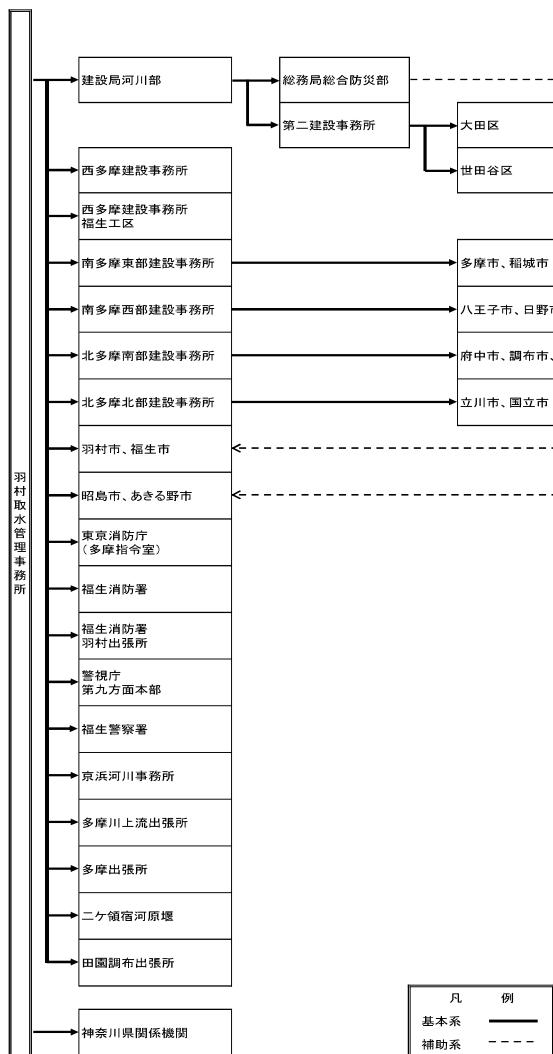


●白丸ダム放流通報



関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
交通局発電事務所	85751	85750	0428-78-8567	0428-78-8939
			0428-78-9368	
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	03-5388-1535 (03-5388-1534)
第二建設事務所	75511	75501	03-3774-6658	03-3774-0328
西多摩建設事務所	83011	83001	0428-22-7315	0428-22-7994
南多摩東部建設事務所	83111	83101	042-720-8641	042-720-6563
南多摩西部建設事務所	83211	83201	042-643-2648	042-648-9399
北多摩南部建設事務所	83311	83301	042-330-1845	042-369-3890
北多摩北部建設事務所	83411	83401	042-540-9521	042-525-9746
総務局	70227 70349	70013 70023	03-5388-2456	03-5388-1260
総合防災部			03-5388-2459	03-5388-1958
大田区	74011	74001	03-5744-1611	03-5744-1519
福生市	81611	81601	042-551-1511 内 2323	042-553-3339
あきる野市	82511	82501	042-559-1224	042-558-1115
青梅警察署	—	—	0428-22-0110	0428-23-3560
青梅消防署	—	—	0428-22-0119	0428-24-9402
奥多摩消防署	—	—	0428-83-2299	0428-83-3098
羽村取水管理事務所	85791	85790	042-554-2053	042-555-8968
京浜河川事務所	772-591～594	772-550.551	045-503-4013	045-503-3174
青梅市	80411	80401	0428-22-1111 内2504	0428-22-3508
羽村市	82411	82401	042-555-1111 内207	042-554-2921
奥多摩町	82911	82901	0428-83-2349	0428-83-2344

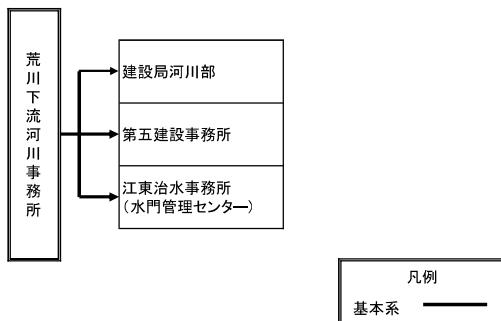
●羽村投渡堰通報



関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
羽村取水管理事務所	85791	85790	042-554-2053	042-555-8968
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	03-5388-1535 (03-5388-1534)
第二建設事務所	75511	75501	03-3774-6658	03-3774-0328
大田区	74011	74001	03-5744-1611	03-5744-1519
世田谷区	74111	74101	03-5432-2262	03-5432-3014
総務局	70227 70349	70013 70023	03-5388-2456	03-5388-1260
総合防災部			03-5388-2459	03-5388-1958
西多摩建設事務所	83011	83001	0428-22-7315	0428-22-7994
福生工区	—	—	042-551-6420	042-551-0969
南多摩東部建設事務所	83111	83101	042-720-8641	042-720-6563
多摩市	82211 82311	82201 82301	042-338-6802	042-339-7422
稲城市			042-338-6855	042-338-6835
八王子市	80011	80001	042-620-7207～8	042-626-1271
日野市	81111	81101	042-585-1100	042-587-5666
府中市	80511	80501	042-335-4098	042-335-6395
調布市	80711	80701	042-481-7346	042-481-7255
狛江市	81711	81701	03-3480-5500	03-3480-5500
北多摩北部建設事務所	83411	83401	042-540-9521	042-525-9746
立川市	80111	80101	042-523-2561	042-528-4333
国公立	81411	81401	042-576-2111 内 146	042-576-0264
羽村市	82411	82401	042-555-1111 内 207	042-554-2921
福生市	81611	81601	042-551-1511 内2323	042-553-3339
昭島市	80611	80601	042-541-5625	042-544-7552
あきる野市	82511	82501	042-559-1224	042-558-1115
東京消防庁(多摩指令室)	—	—	042-525-1999	042-528-2316
福生消防署	—	—	042-552-0119	042-551-0119
福生消防署 羽村出張所	—	—	042-554-0119	042-554-9433
警視庁第九方面本部	—	—	0426-25-0110	0426-25-2693
福生警察署	—	—	042-551-0110	042-553-8044
京浜河川事務所	772-591～594	772-550.551	045-503-4013	045-503-4023
多摩川上流出張所	772-6525	772-6540	042-552-0667	042-530-1386
多摩出張所	772-6425	772-6440	0423-77-7403	0423-77-3552
二ヶ領宿河原堰	—	—	044-900-8374	044-900-8467
田園調布出張所	772-6325	772-6340	03-3721-4288	03-3721-4289
神奈川県関係機関	—	—	—	—

第7章 水門等の操作

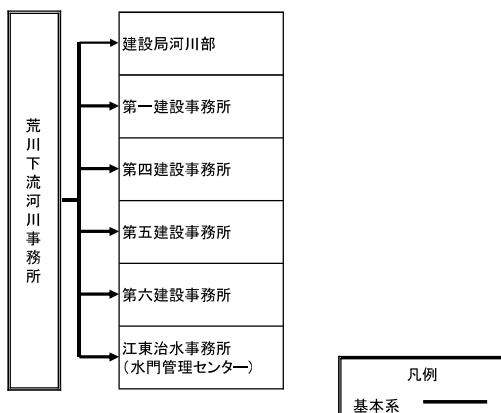
●水門等操作伝達系統(荒川ロックゲート)



※津波に伴う操作時に限り伝達する

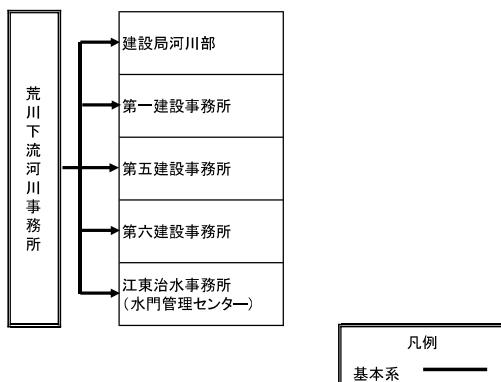
関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
荒川下流河川事務所	733-591～4	733-562	03-3903-6821～3	03-3902-6676
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
第五建設事務所	75811	75801	03-5875-1438	03-3637-1584
江東治水事務所 (水門管理センター)	87891	87890	03-5620-2490	03-5620-2491

●水門等操作伝達系統(岩淵水門)



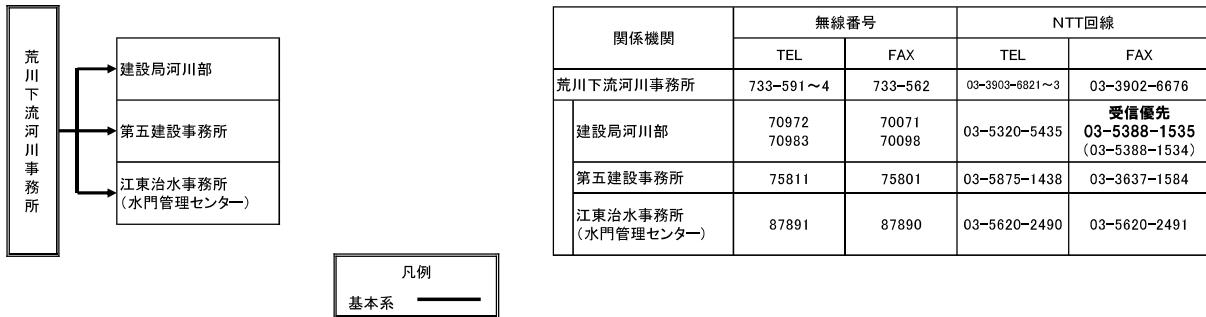
関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
荒川下流河川事務所	733-591～4	733-562	03-3903-6821～3	03-3902-6676
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
第一建設事務所	75411	75401	03-3542-1292	03-3541-7678
第四建設事務所	75711	75701	03-5978-1734	03-5978-1748
第五建設事務所	75811	75801	03-5875-1438	03-3637-1584
第六建設事務所	75911	75901	03-3882-1408	03-3882-1228
江東治水事務所 (水門管理センター)	87891	87890	03-5620-2490	03-5620-2491

●水門等操作伝達系統(隅田水門)



関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
荒川下流河川事務所	733-591～4	733-562	03-3903-6821～3	03-3902-6676
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
第一建設事務所	75411	75401	03-3542-1292	03-3541-7678
第五建設事務所	75811	75801	03-5875-1438	03-3637-1584
第六建設事務所	75911	75901	03-3882-1408	03-3882-1228
江東治水事務所 (水門管理センター)	87891	87890	03-5620-2490	03-5620-2491

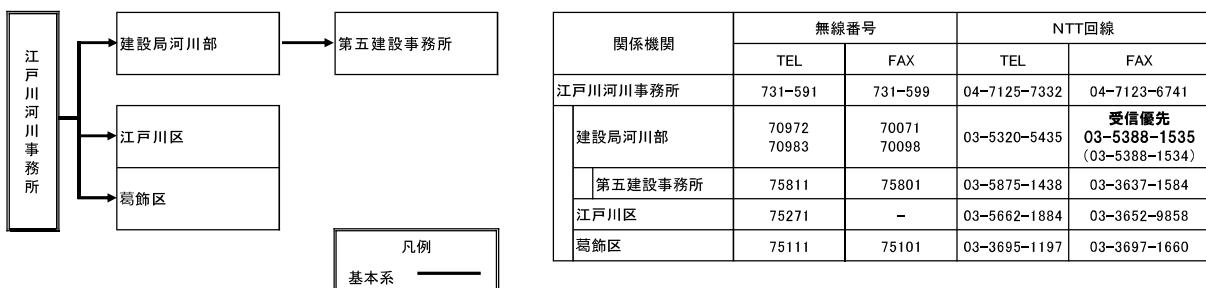
●水門等操作伝達系統(中川水門)



●水門等操作伝達系統(綾瀬水門、綾瀬排水機場、堀切菖蒲水門)

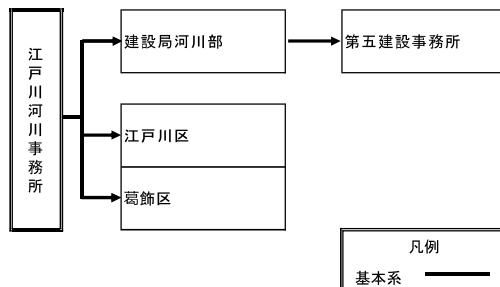


●水門等操作伝達系統(行徳可動堰)



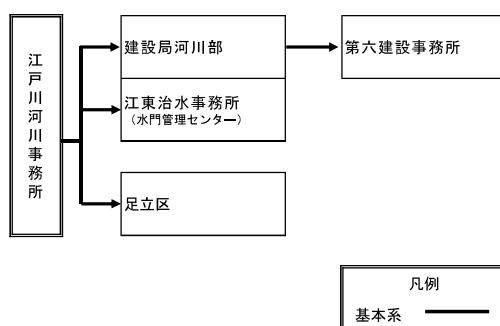
第7章 水門等の操作

●水門等操作伝達系統(江戸川水閘門)



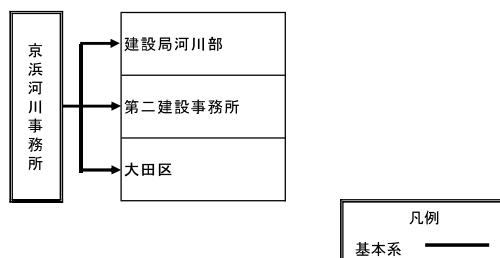
関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
江戸川河川事務所	731-591	731-599	04-7125-7332	04-7123-6741
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
第五建設事務所	75811	75801	03-5875-1438	03-3637-1584
江戸川区	75271	-	03-5662-1884	03-3652-9858
葛飾区	75111	75101	03-3695-1197	03-3697-1660

●水門等操作伝達系統(六ツ木水門)



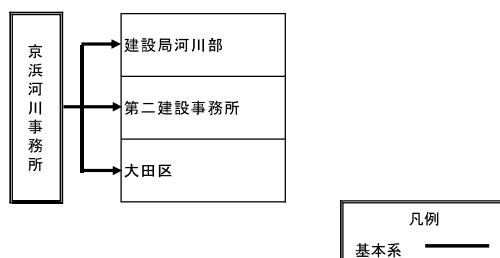
関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
江戸川河川事務所	731-591	731-599	04-7125-7332	04-7123-6741
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
第六建設事務所	75911	75901	03-3882-1408	03-3882-1228
江東治水事務所 (水門管理センター)	87891	87890	03-5620-2490	03-5620-2491
足立区	75011	75001	03-3880-5478	03-3880-5719

●水門等操作伝達系統(羽田第一水門、羽田第二水門)



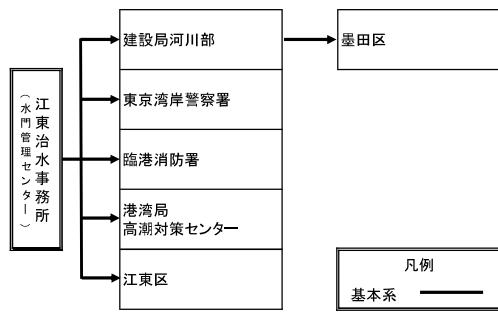
関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
京浜河川事務所	772-591	772-550	045-503-4054	045-503-3174
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
第二建設事務所	75511	75501	03-3774-6658	03-3774-0328
大田区	74011	74001	03-5744-1611	03-5744-1519

●水門等操作伝達系統(六郷水門)



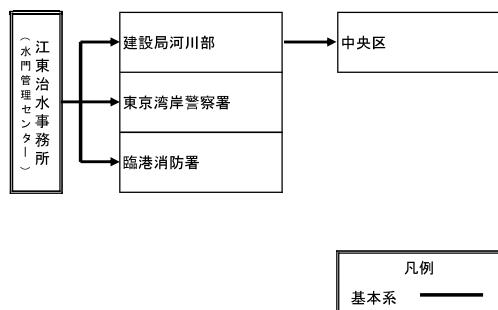
関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
京浜河川事務所	772-591	772-550	045-503-4054	045-503-3174
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
第二建設事務所	75511	75501	03-3774-6658	03-3774-0328
大田区	74011	74001	03-5744-1611	03-5744-1519

●水門操作伝達系統(源森川水門)



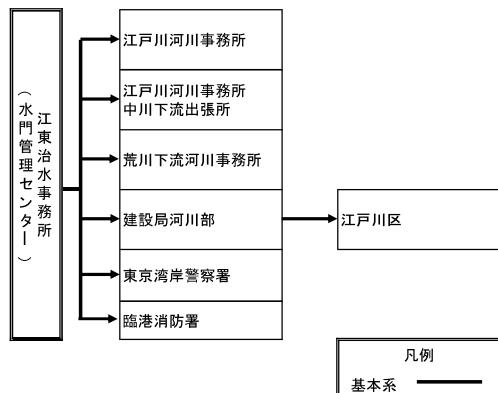
関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
江東治水事務所 (水門管理センター)	87891	87890	03-5620-2490	03-5620-2491
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
墨田区	73611	73601	03-5608-6206	03-5608-6425
東京湾岸警察署	—	—	03-3570-0110	—
臨港消防署	—	—	03-3534-0119	—
港湾局高潮対策センター	76111	76101	03-3521-3013	03-3521-2969
江東区	—	—	03-3647-2538	03-3647-9216

●水門操作伝達系統(亀島川水門、日本橋水門、住吉水門)



関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
江東治水事務所 (水門管理センター)	87891	87890	03-5620-2490	03-5620-2491
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
中央区	73111	73101	03-3546-5402 03-3546-5692	03-3546-5639 03-3546-5708
東京湾岸警察署	—	—	03-3570-0110	—
臨港消防署	—	—	03-3534-0119	—

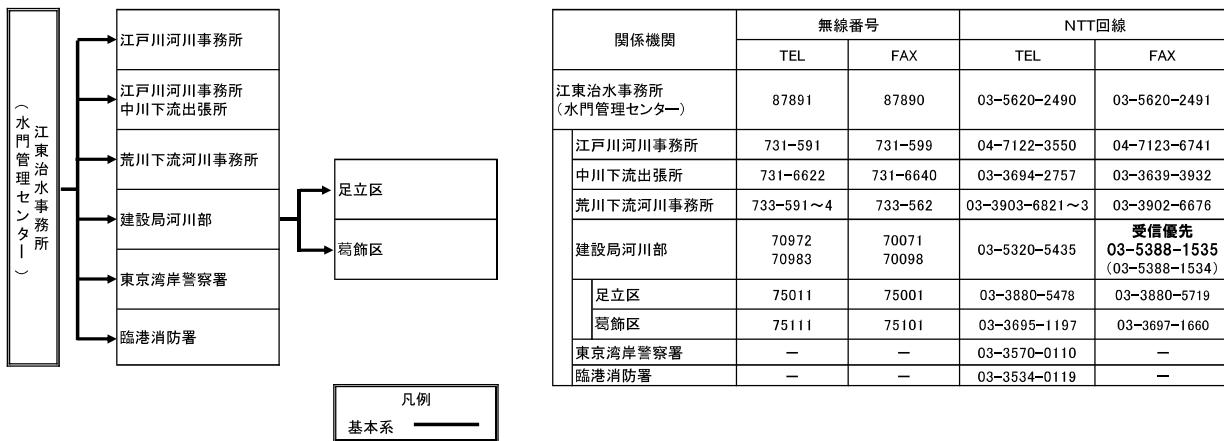
●水門操作伝達系統(今井水門)



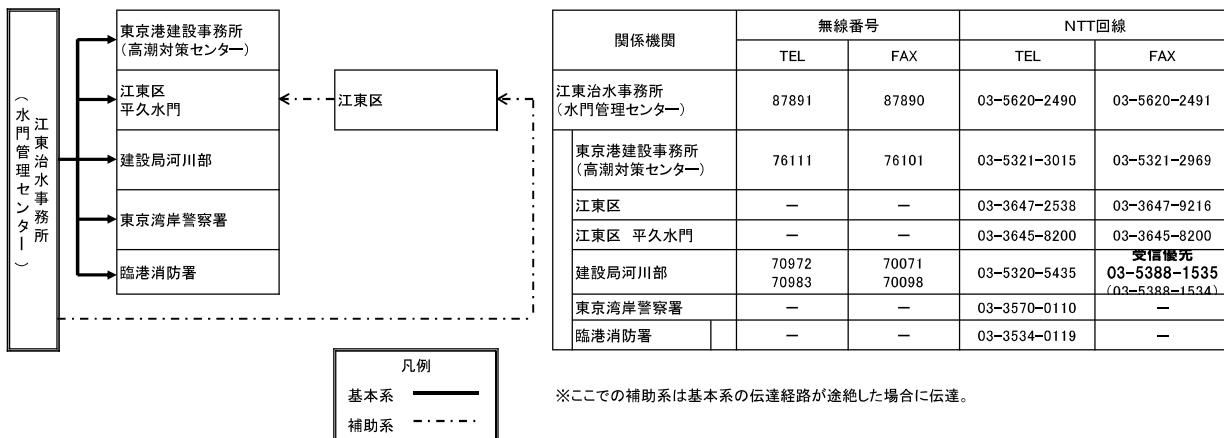
関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
江東治水事務所 (水門管理センター)	87891	87890	03-5620-2490	03-5620-2491
江戸川河川事務所	731-591	731-599	04-7122-3550	04-7123-6741
中川下流出張所	731-6622	731-6640	03-3694-2757	03-3639-3932
荒川下流河川事務所	733-591～4	733-562	03-3903-6821～3	03-3902-6676
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
江戸川区	75271	—	03-5662-1884	03-3652-9858
東京湾岸警察署	—	—	03-3570-0110	—
臨港消防署	—	—	03-3534-0119	—

第7章 水門等の操作

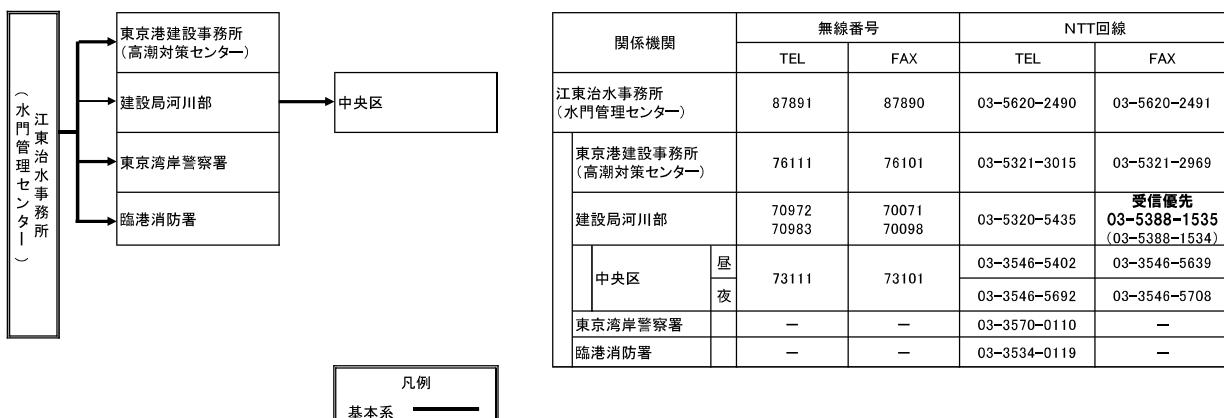
●水門操作伝達系統(上平井水門)



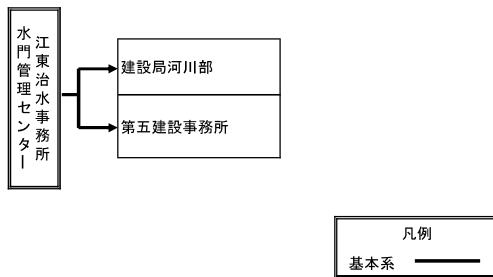
●水門操作伝達系統(大島川水門、新小名木川水門、豎川水門)



●水門操作伝達系統(月島川水門)

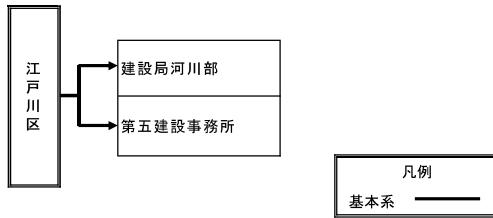


●水門操作伝達系統(扇橋閘門)



関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
江東治水事務所 (水門管理センター)	87891	87890	03-5620-2490	03-5620-2491
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
第五建設事務所	75811	75801	03-5875-1438	03-3637-1584

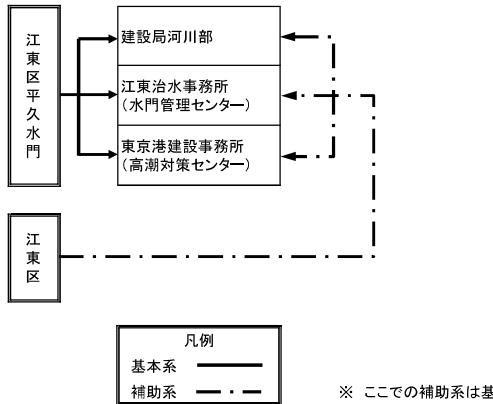
●水門操作伝達系統（新左近川水門）



関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
江戸川区(操)※	—	—	03-5662-0096	03-3652-9858
江戸川区	—	—	03-5662-2037	03-3652-9891
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
第五建設事務所	75811	75801	03-5875-1438	03-3637-1584

※操:操作担当部署

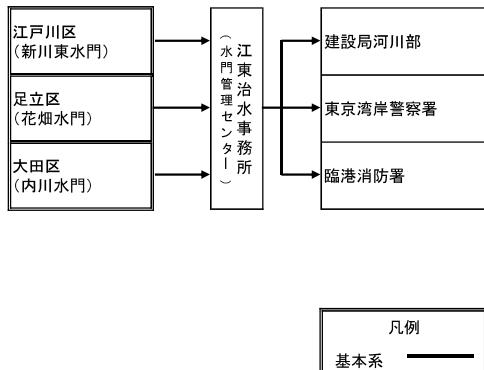
●水門操作伝達系統(平久水門、洲崎南水門)



関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
江戸川区	—	—	03-3647-2538	03-3647-9216
江戸川区平久水門	—	—	03-3645-8200	03-3645-8201
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
江東治水事務所 (水門管理センター)	87891	87890	03-5620-2490	03-5620-2491
東京港建設事務所 (高潮対策センター)	76111	76101	03-5321-3015	03-5321-2969

※ ここでの補助系は基本系の伝達経路が途絶した場合に伝達

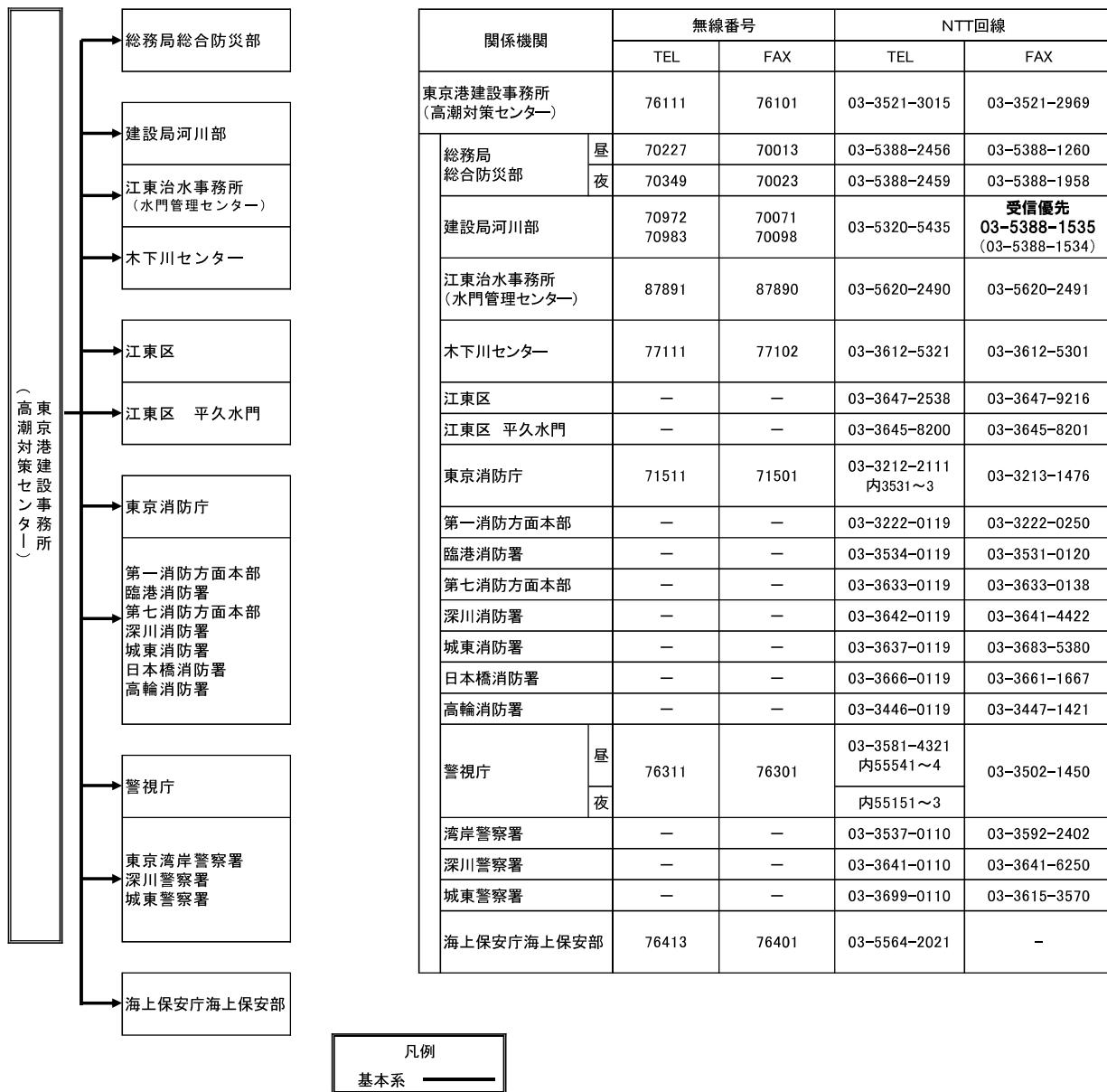
●水門操作伝達系統(新川東水門、花畠水門、内川水門)



関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
江戸川区	—	—	03-5662-0096	03-3652-9858
足立区	75011	75001	03-3880-5478	03-3880-5719
大田区	—	—	03-5764-0626	—
江東治水事務所 (水門管理センター)	87891	87890	03-5620-2490	03-5620-2491
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
東京湾岸警察署	—	—	03-3570-0110	—
臨港消防署	—	—	03-3534-0119	—

●水門操作伝達系統

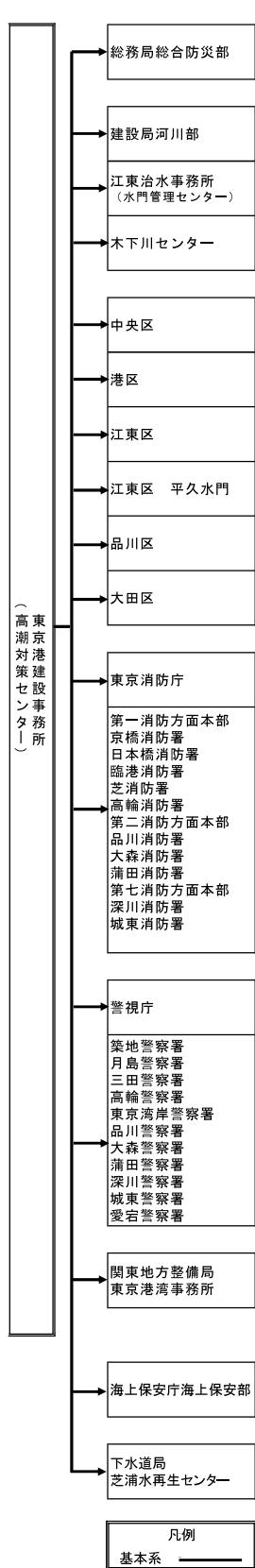
江東地区5水門(新砂水門、あけぼの水門、辰巳水門、東雲水門、豊洲水門)



★詳細な伝達先については、東京港建設事務所高潮対策センター「平成30年度水防活動の手引き」を参照

●水門操作伝達系統

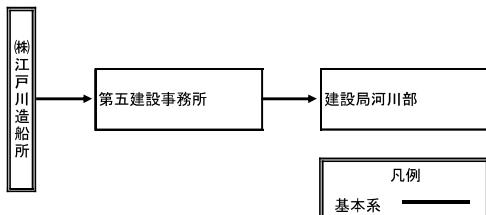
全19水門(新砂水門、あけぼの水門、辰巳水門、東雲水門、豊洲水門、浜前水門、佃水門、目黒川水門、汐留川水門、古川水門、日の出水門、高浜水門、築地川水門、天王洲水門、朝潮水門、呑川水門、貴船水門、北前堀水門、南前堀水門)



関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
東京港建設事務所 （高潮対策センター）	76111	76101	03-3521-3015	03-3521-2969
総務局 総合防災部	70227	70013	03-5388-2456	03-5388-1260
	70349	70023	03-5388-2459	03-5388-1958
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
江東治水事務所 （水門管理センター）	87891	87890	03-5620-2490	03-5620-2491
木下川センター	77111	77102	03-3612-5321	03-3612-5301
中央区	73111	73101	03-3546-5402	03-3546-5639
			03-3546-5692	03-3546-5708
港区	73211	73201	03-3578-2313	03-3578-2369
			03-3578-2541	03-3578-2539
			03-3578-2546	03-3578-2534
			—	03-3647-2538
江東区	—	—	03-3647-2538	03-3647-9216
江東区 平久水門	—	—	03-3645-8200	03-3645-8201
品川区	73811	73801	03-5742-6695	03-3777-1181
大田区	74011	74001	03-5744-1611	03-5744-1519
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531～3	03-3213-1476
第一消防方面本部	—	—	03-3222-0119	03-3222-0250
京橋消防署	—	—	03-3564-0119	03-3564-0606
日本橋消防署	—	—	03-3666-0119	03-3661-1667
臨港消防署	—	—	03-3534-0119	03-3531-0120
芝消防署	—	—	03-3431-0119	03-3433-1920
高輪消防署	—	—	03-3446-0119	03-3447-1421
第二消防方面本部	—	—	03-3763-0119	03-3763-0180
品川消防署	—	—	03-3474-0119	03-3458-1250
大森消防署	—	—	03-3766-0119	03-3764-3610
蒲田消防署	—	—	03-3735-0119	03-3739-3943
第七消防方面本部	—	—	03-3633-0119	03-3633-0138
深川消防署	—	—	03-3642-0119	03-3641-4422
城東消防署	—	—	03-3637-0119	03-3683-5380
警視庁	76311	76301	03-3581-4321 内55541～4	03-3502-1450
			内55151～3	
築地警察署	—	—	03-3543-0110	03-3543-3420
月島警察署	—	—	03-3534-0110	03-3536-1380
三田警察署	—	—	03-3454-0110	03-3454-2200
高輪警察署	—	—	03-3440-0110	03-3440-0350
東京湾岸警察署	—	—	03-3537-0110	03-3592-2402
品川警察署	—	—	03-3540-0110	03-3450-0890
大森警察署	—	—	03-3762-0110	03-3762-0560
蒲田警察署	—	—	03-3731-0110	03-3731-0264
深川警察署	—	—	03-3641-0110	03-3641-6250
城東警察署	—	—	03-3699-0110	03-3615-3570
愛宕警察署	—	—	03-3437-0110	—
関東地方整備局 東京港湾事務所	—	—	03-5534-1364	03-5534-1364
海上保安庁海上保安部	76413	76401	03-5564-2021	—
下水道局 芝浦水再生センター	86316		03-3472-6438	—

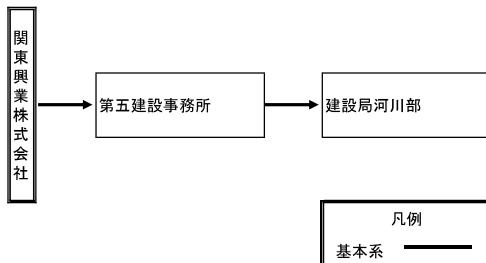
★詳細な伝達先については、東京港建設事務所高潮対策センター「平成30年度水防活動の手引き」を参照

●陸閘・差蓋伝達系統(妙見島陸閘)



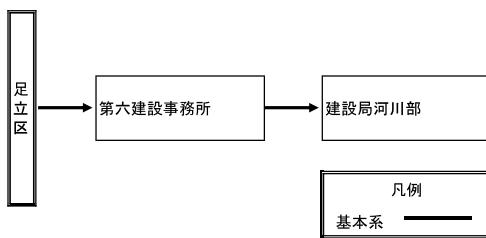
関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
(株)江戸川造船所	—	—	03-3680-3161	03-3675-4703
第五建設事務所	75811	75801	03-5875-1438	03-3637-1584
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)

●陸閘・差蓋伝達系統(江戸川競艇場陸閘)



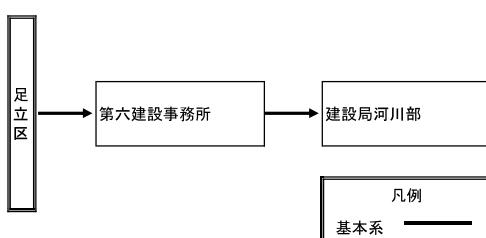
関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
関東興業株式会社	—	—	03-3656-6111	03-3656-0151
第五建設事務所	75811	75801	03-5875-1438	03-3637-1584
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)

●陸閘・差蓋伝達系統(綾瀬新橋陸閘)



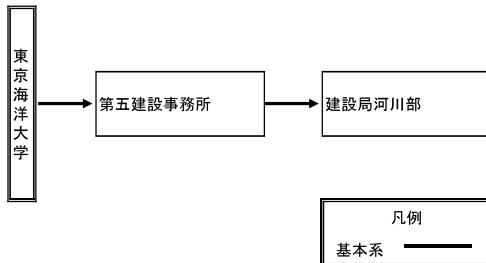
関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
足立区	—	—	03-3880-5478	03-3880-5719
第六建設事務所	75911	75901	03-3882-1408	03-3882-1228
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)

●陸閘・差蓋伝達系統(千住曙町陸閘)



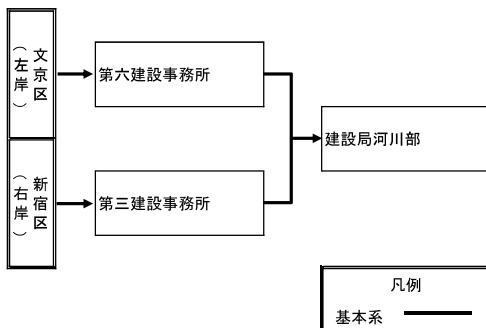
関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
足立区	—	—	03-3880-5478	03-3880-5719
第六建設事務所	75911	75901	03-3882-1408	03-3882-1228
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)

●陸閘・差蓋伝達系統(越中島陸閘(仮称))



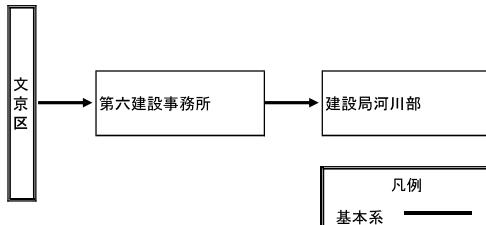
関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
国立大学法人 東京海洋大学	—	—	03-5245-7305	03-5245-7330
第五建設事務所	75811	75801	03-5875-1438	03-3637-1584
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)

●陸閘・差蓋伝達系統(隆慶橋差蓋、中之橋陸閘、小桜橋陸閘、西江戸川橋陸閘、石切橋陸閘)



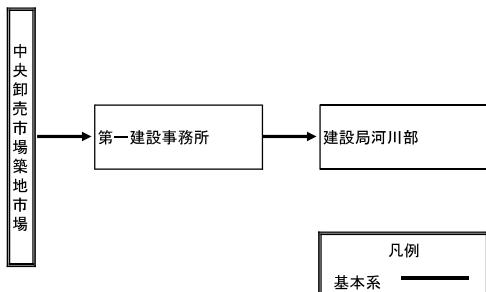
関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
文京区 (左岸)	—	—	03-5803-1241	03-5803-1359
新宿区 (右岸)	73371	—	03-5273-3525	03-3209-5595
第六建設事務所	75911	75901	03-3882-1408	03-3882-1228
第三建設事務所	75611	75601	03-3387-5137	03-3387-8851
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)

●陸閘・差蓋伝達系統(古川橋陸閘・差蓋、掃部橋差蓋、華水橋差蓋)



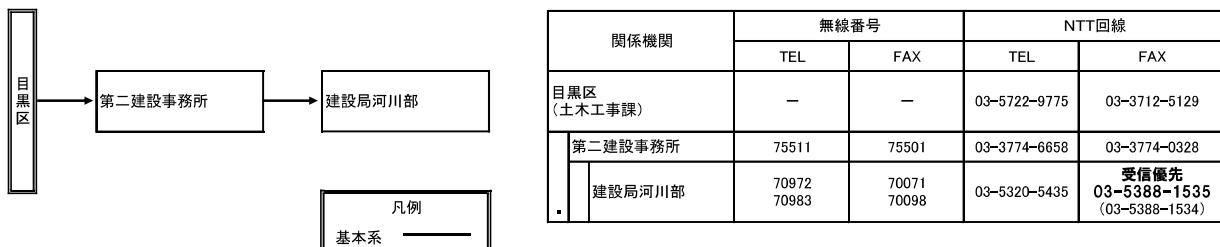
関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
文京区	—	—	03-5803-1241	03-5803-1359
第六建設事務所	75911	75901	03-3882-1408	03-3882-1228
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)

●陸閘・差蓋伝達系統(中央卸売市場築地市場差蓋)



関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
中央卸売市場築地市場 昼	85461	85460	03-3547-8022	03-3542-1376
夜			03-3547-8031	03-3547-7048
第一建設事務所	75411	75401	03-3542-1292	03-3541-7678
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)

●陸閘・差蓋伝達系統(目黒川・蛇崩川合流点遊び場出入口止水板)



●環状七号線地下調節池に関する情報



●白子川地下調節池に関する情報



※ ゲートに重大な支障が生じた時の伝達を行う。

7. 6 都内の水門操作状況一覧伝達系統図

「7. 5 水門、排水機場等の操作に伴う情報伝達系統図」の水門操作に伴い、建設局河川部は、**資料7.35**の「都内水門操作状況一覧」を作成し、下記の伝達先へ適時情報提供する。なお、この情報提供は水防態勢時（大雨、洪水、高潮、津波の警報、注意報発表時）に実施する。

● 水門操作状況一覧伝達系統



第8章 水防工法及び水防資器材等の整備、運用

8.1 水防工法

水防作業時における工法は、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して実施する。標準的な工法は以下のとおりである。

⇒資8.5

- ・ 積土のう工
- ・ 鋼板防護法
- ・ 護岸裏積み土のう工
- ・ かま段工
- ・ 月の輪工
- ・ 吸水性水のう工
- ・ シート張り工
- ・ 立てかご工
- ・ 川倉工
- ・ 五徳縫い工
- ・ 杭打ち継ぎ工
- ・ 木流し工

8.2 水防資器材の整備

水防管理団体は、管内における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保に努める。

都は、水防管理団体が行う水防活動に対し、効果的な援助・協力に努める。

1. 資器材等の整備

(1) 水防管理団体は、以下の標準備蓄量を目安に資器材の備蓄を行う。

水防資器材標準備蓄量（河川の基準延長片岸 1km 当り）

品名	形状寸法	単位	備蓄量	備考
土のう		袋	2,400	麻布、かます、連結水のう、吸収性水のうを含む
土のう留杭	L=1.2m	本	400	土のうの1/6
シート	防水シート	m ²	200	むしろ、T型水防マットを含む
縄	φ10mm、化学繊維	m	1,200	荒縄を含む
パイプ	塩化ビニール L=5.0m、φ15cm	本	若干	
木材	角材 or 丸太、 L=5.0m程度	m ³	0.6	厚板若干枚を含む (区部は、1/2とすることができる)
鉄線	#8	kg	30	(〃)
籠	L=5.0m程度、 φ45cm以上	本	7	砂筒袋を含む (〃)
玉石		m ³	7	
軽量鋼板	L=1.8m、 W=43.5cm	枚	28	
杭	L=1.5m程度、 φ48.6mm (外)	本	40	木杭を含む
竹	L=5.0m	〃	若干	
ショベル	剣	丁	20	角型を含む

品名	形状寸法	単位	備蓄量	備考
ツルハシ		〃	5	万能鍤を含む
ペンチ		〃	2	カッターを含む
鋸		〃	1	
鉈		〃	2	鎌を含む
掛け矢		〃	5	ハンマー、蛸、玄能を含む
もつこ		枚	2	
一輪車		台	1	
照明灯	発電機付	〃	若干	
土砂		m ³	〃	
その他雑品			〃	はしご、バケツ、釘等

河川別基準延長の補正係数表

河川名	説明	補正係数
江戸川、荒川、多摩川、綾瀬川等	・市街地における堤防方式の大河川 ・大規模な水防が予想される河川	1.00
隅田川、新河岸川、旧江戸川等	・市街地における堤防方式の大河川に 準じる河川 ・大規模な水防が予想される河川	0.50
神田川、石神井川、野川、仙川、 白子川、平井川、川口川、大栗川等	・中小河川 ・中規模な水防が予想される河川	0.25
日原川、成木川、案内川、大横川、 千川上水、市ヶ谷濠等	・内部河川、濠、及び山岳部の河川 ・小規模な水防が予想される河川	0.10

注) 河川の重要度に応じ、河川延長に上記補正係数を乗じたものを基準延長とする。

(2) 都は、水防管理団体が備蓄する総数量の1／2程度の資器材の備蓄に努め、水防管理者の水防活動に対して効果的な援助・協力ができるよう水防倉庫を整備する。また、水防活動が円滑に行えるよう、水防機関にその資器材をあらかじめ配備できるものとする。

水防用備蓄資器材等の配置	⇒	資8.1	、	資8.2
水防用土砂採取箇所	⇒	資8.3	、	資8.4

2. 資器材等の運用

- (1) 建設事務所は、管内の水防活動に対して応援を行う。
- (2) 水防本部は、水防管理団体への応援が2以上の建設事務所にまたがるときはその調整を行う。
- (3) 水防管理団体及び建設事務所は、大量の資器材が必要になることを想定し、最寄りの業者等の手持資器材を常に把握しておく。

3. 輸送

- (1) 水防管理団体は、管内の水防活動に直ちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等を確認しておく。
- (2) 建設事務所は、応援資器材の輸送を迅速かつ効果的に行うために車両等を確保するとともに、最寄りの業者等の保有車両等を調査し、緊急の輸送に備えておく。
なお、水防上注意を要する箇所、水防倉庫間の輸送経路についても事前に調査しておく。

8.3 移動式排水ポンプの配備

都では西多摩建設事務所を除く10建設事務所に河川からの溢水や内水氾濫に対応できるよう移動式排水ポンプ車を配備している。

⇒ **資8.6**

第9章 防災情報の提供

東京都では、都市化の進展に伴い、河川流域の保水・遊水機能の低下や下水道の普及による洪水到達時間の短縮化などにより、河川への流出量が増大し、洪水の危険性が高まっている。また、氾濫域における地下空間利用の高度化による被害ポテンシャルが増大しており、地下空間の浸水被害や、それに伴う交通・ライフライン等都市機能の麻痺など、いわゆる「都市型水害」が頻発している。都では、こうした都市型水害による被害の軽減を目的とし、治水施設の着実な整備を進める一方、防災情報の提供など、ソフト対策にも積極的に取り組んでいる。

1. 浸水実績図の作成、公表

都では、毎年の水害の状況を浸水実績図と併せて「水害記録」として冊子にまとめ公表している。本冊子は、「昭和49年の記録」から毎年作成しており、東京都庁第一本庁舎3階の都民情報ルームにて公表している他、東京都建設局のホームページでも公表している。

建設局ホームページ

http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/river/suishin/suigai_kiroku/kako.html

2. 浸水予想区域図の作成、公表

水防関係機関や都民が浸水に対して事前に備えることができるよう、河川や下水道施設の整備水準を大きく上回る降雨（対象降雨：平成12年9月東海豪雨）によって予想される浸水区域及び浸水の程度（浸水深さ）を図示し、公表している。また、平成27年5月に水防法が改正されたことを受け、想定し得る最大規模の降雨によって予想される浸水予想区域図を神田川流域において作成しており、他流域についても引き続き検討を進めている。

公表した浸水予想区域図については、都庁や各区市町村などに備え付けるとともに、東京都建設局のホームページでも公表している。

建設局ホームページ

http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/river/chusho_seibi/index/menu02.html

3. 浸水想定区域図の作成、公表

水防法に基づき、洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、浸水が想定される区域を図示し、随時公表を進めている。また、平成27年5月に水防法が改正されたことを受け、想定し得る最大規模の高潮による浸水想定区域図を作成し、ホームページで公表している。また、告示に向けた検討を進めている。

建設局ホームページ <http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/river/suishin/index.html>

4. 洪水ハザードマップの作成・公表

各区市では、上記浸水予想区域図及び浸水想定区域図に基づき、浸水の区域や程度とともに、避難路や避難場所などの情報をわかりやすく図示した「洪水ハザードマップ」を作成・公表している。また、国管理河川において、国土交通省が作成した浸水想定区域図に基づくハザードマップを作成・公表している区市もある。

第9章 防災情報の提供

なお、各区市では公表している洪水ハザードマップについては、東京都建設局のホームページでリンクをまとめている。

建設局ホームページ

http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/river/chusho_seibi/index/menu03.html

5. 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所マップの作成・公表

都では、「土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）」に基づき、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から住民の生命を守るために、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を指定している。また、土砂災害の被害のおそれのある箇所を土砂災害危険箇所マップとして、東京都建設局のホームページで公表している。

建設局ホームページ

http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/river/dosha_saigai/map/dosha_r.html

6. 雨量・河川水位等の情報提供

雨量、河川水位、河川監視映像等の防災情報は、以下のホームページでパソコンや携帯電話から確認することができる。

気象庁 <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

国土交通省

・川の防災情報

<http://www.river.go.jp/>

【携帯版】<http://i.river.go.jp/>

【スマートフォン版】

<http://www.river.go.jp/s/>



(携帯版 QR コード) (スマートフォン版 QR コード)

・防災情報提供センター

<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>

【携帯版】<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>



(携帯版 QR コード)

・国管理河川監視映像

【江戸川河川事務所】 <http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa00375.html>

【荒川上流河川事務所】 http://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/arajo_index005.html

【荒川下流河川事務所】 <http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/arage00079.html>

【京浜河川事務所】 http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin_index034.html

・X R A I N (XバンドMPレーダ雨量情報)

<http://www.river.go.jp/xbandadar/index.html>

東京都建設局

- ・東京都水防災総合情報システム

<http://www.kasen-suibo.metro.tokyo.jp>

【携帯版】<http://www.kasen-suibo.metro.tokyo.jp/k/>



(携帯版) (スマートフォン版)

- ・水門閉鎖情報配信メールサービス

<http://www.mag2.com/m/M0050679.html>

【携帯版】<http://mobile.mag2.com/mm/M0050679.html>



(携帯版) (スマートフォン版)

東京都下水道局

- ・東京アメッシュ

<http://tokyo-ame.jwa.or.jp/>



(スマートフォン版 QR コード)

7. 大雨警報・洪水警報の危険度分布

気象庁から、大雨警報・洪水警報等を補足する情報として、土砂災害警戒判定メッシュ情報、大雨警報（浸水害）の危険度分布、及び洪水警報の危険度分布が発表されている（常時 10 分毎に更新）。

大雨警報や洪水警報、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

これらの概要は次のとおりである。

(1) 土砂災害警戒判定メッシュ情報（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 5km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。

(2) 大雨警報（浸水害）の危険度分布

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。

(3) 洪水警報の危険度分布

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。

気象庁ホームページ

- ・土砂災害警戒判定メッシュ情報

<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>

- ・大雨警報（浸水害）の危険度分布

<https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html>

- ・洪水警報の危険度分布

<https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html>

8. 東京都水防 Twitterによる情報提供

河川水位や雨量等、水防に関する情報は、水防管理団体や防災機関等の水防活動及び地域住民などの自主的な避難行動に際して極めて重要な基礎情報であり、迅速かつ的確な提供に取組んでいる。

Twitterは、リアルタイムに情報を発信する利点を持ち、移動中の対象についても広く伝播が期待できるSNSの一種として、都民に対して水防に関する情報を迅速に周知させ、注意喚起を行うものである。

東京都水防Twitterの概要は以下のとおり

1 アカウント名

アカウント名 @tokyo_suibo（東京都水防）
URL https://twitter.com/tokyo_suibo



QRコード

2 ツイートする情報の種類

- ・防災気象情報（「大雨」「高潮」「洪水」「津波」に関する警報）
- ・洪水予報等の氾濫危険情報等
- ・土砂災害警戒情報
- ・その他水防上必要な情報

3 ツイート文例

・大雨警報をツイートする場合

「〇月〇日　〇〇時〇〇分、気象庁より、〇〇、〇〇に大雨警報が発表されました。」河川の増水、土砂災害などに警戒してください。また、最新の情報は気象庁のHPをご確認ください。
<http://www.kasen-suibo.metro.tokyo.jp/>

・氾濫危険情報をツイートする場合

「〇月〇日　〇〇時〇〇分、〇〇川に氾濫危険情報を発表しました。」
河川が氾濫するおそれがあります。特に地下施設は水が流れ込む恐れがありますので、十分警戒してください。<http://www.kasen-suibo.metro.tokyo.jp/>